

穴水町地域防災計画

津波災害対策編

令和4年3月

穴水町防災会議

穴水町地域防災計画津波災害対策編 目 次

第 1 章 総則

第 1 節	目的	1
第 2 節	性格及び基本理念	1
第 3 節	本町の特質と既往の津波災害	3
第 4 節	津波浸水想定調査における地域の危険性	9

第 2 章 津波災害予防計画

津波災害予防計画の体系	1	7
津波災害に強い町民の育成	1	8
第 1 節 防災知識の普及	1	9
第 2 節 町民及び事業者等のとるべき措置	2	2
第 3 節 自主防災組織の育成	2	6
第 4 節 防災ボランティアの活動環境の整備	2	9
第 5 節 防災訓練の充実	3	1
津波災害に備える強い組織体制づくり	3	3
第 6 節 防災体制の整備	3	4
第 7 節 通信体制及び放送施設災害予防	3	8
第 8 節 消防力の充実、強化	4	1
第 9 節 水害予防	4	4
第 10 節 避難体制の整備	4	7
第 11 節 緊急輸送体制の整備	5	3
第 12 節 医療体制の整備	5	5
第 13 節 健康管理活動体制の整備	5	8
第 14 節 こころのケア体制の整備	5	9
第 15 節 食料及び生活必需品等の確保	6	0
第 16 節 要配慮者対策	6	2
第 17 節 積雪・寒冷対策	6	7
津波災害に強いまちづくり	6	8
第 18 節 建築物等災害予防	6	9
第 19 節 公共施設災害予防	7	1
第 20 節 危険物等災害予防	7	7

第 3 章 津波災害応急対策計画

津波災害応急対策計画の全体イメージ	7 9
対策項目の時系列整理	8 0
第 1 節 初動体制の確立	8 1
第 2 節 大津波警報・津波警報・注意報の発表	8 8

第3節	災害情報の収集・伝達	100
第4節	通信手段の確保	104
第5節	消防防災ヘリコプターの活用	107
第6節	災害広報	109
第7節	消防活動	112
第8節	自衛隊の災害派遣	114
第9節	救援隊等の受入	122
第10節	救助・救急活動	123
第11節	災害医療及び救急医療	125
第12節	健康管理活動	129
第13節	水防活動	131
第14節	災害救助法の適用	132
第15節	災害警報及び交通規制	138
第16節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	142
第17節	危険物の応急対策	145
第18節	ライフライン施設の応急対策	148
第19節	公共土木施設等の応急対策	150
第20節	避難誘導	154
第21節	給水活動	161
第22節	食料の供給	165
第23節	生活必需品の供給	168
第24節	障害物の除去	171
第25節	輸送手段の確保	173
第26節	こころのケア活動	176
第27節	防疫、保健衛生活動	178
第28節	要配慮者の安全確保	182
第29節	ボランティア活動の支援	186
第30節	災害廃棄物等の処理	189
第31節	住宅の応急対策	194
第32節	文教対策	199
第33節	労務供給計画	204

第4章 津波災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧	208
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	211
第3節	被災者への支援	213
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	215
第5節	災害義援金及び義援物資の配分計画	217
第6節	復興計画	218

第 5 章 複合災害対策

第 1 節	基本方針	2 1 9
第 2 節	災害予防対策	2 1 9
第 3 節	災害応急対策	2 1 9
第 4 節	災害復旧対策	2 2 0

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津波の災害から町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 性格及び基本理念

1 性格

この津波災害対策編は、地震対策の一貫性を保つため、「穴水町地域防災計画」の中の津波に係る対策等を次のとおり体系化したもので、「穴水町地域防災計画」の「津波災害対策編」とする。

なお、「穴水町地域防災計画」の「地震災害対策編」とは重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものとする。

2 基本理念等

(1) 用語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次の示すところによる。

ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定める行政機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）

大阪航空局（能登空港・航空路監視レーダー事務所）

東京管区气象台（金沢地方气象台）

第九管区海上保安本部（七尾海上保安部）

ウ 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

日本郵便株式会社（北陸支社）、北陸電力株式会社（輪島営業所）

エ 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

北鉄奥能登バス株式会社、能登北部医師会

オ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では、次に定める機関をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等、商工会等、

一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関

危険物関係施設の管理者

(2) 基本理念

本編の基本方針等は一般災害対策編に準拠するものとし、この計画は、震災対策のうち主として津波による被害を対象に、町、防災関係機関、事業所及び町民がとるべき基本的事項を定めたものである。

町及び防災関係機関は、津波災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、町及び防災関係機関は、次節「本町の特質と既往の津波災害」を参考に、各々実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本町をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

また、事業者及び町民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施にあたっては、町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、防災関係機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町は、災害対策基金等の積立、運用等に努め、基本理念に基づいて次の計画等を作成する。

ア 津波から町民の生命と財産を守るための津波災害予防計画

イ 津波発生時において被害の拡大を防ぐための津波災害応急対策計画

ウ 津波災害からの復旧・復興を図るための復旧・復興計画

第3節 本町の特質と既往の津波災害

1 位置・地勢

本町は能登半島中央部に位置し、七尾北湾に面して東西25km、南北15km、183.21km²の面積を有しているが、その約75%を林野が占めている。周囲は輪島市、能登町、志賀町、七尾市と接している。

西北部にある桑塚山（409m）を最高峰に200～300mの山並が連なり、東部は100m以下の丘陵地帯が広がり、丘陵地に源を発する各河川の流域に耕地や集落が点在している。海岸部は58.62kmにおよぶリアス式海岸が続き、天然の漁港としても利用されている。

2 社会的要因とその変化

津波災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時に複合的に現出するという特徴が指摘されているが、本町における社会的要因としては、次の点が指摘される。

(1) 過疎化等の進展

人口流出、高齢化等により消防防災活動に支障をきたすおそれがある。

(2) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本町を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在町・来町外国人も増加している。したがって、要配慮者（乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊産婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な行動をとることが困難であり、災害時に犠牲になりやすい人々）として旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある

(3) 生活環境の変化

近代生活を営むにあたっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

(4) 住民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化等により、地域住民の連帯意識が希薄になってきている。

このためいったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大するおそれがある。

(5) 交通機関の発達

自動車保有台数が増加しており、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因となるとともに、交通混乱によって被害が著しく拡大するおそれがある。

(6) 新たな感染症への対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の機密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

3 石川県及びその周辺での津波の発生状況

過去の文献調査による県内に津波被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。(※は文献一覧を参照)

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
701.5.12 大宝元年	丹波・若狭湾 (不明)	※1「凡海郷(若狭湾内舞鶴沖にあった島)が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島と履島であるといわれているが地学的根拠はない。」(→石川県西岸にも、弱い津波が到達したと推定される) ※6 丹波国で地震が3日続いた。若狭湾内の島が海中に没したということは、史学的・地学的に否定された。
850.11.27 嘉祥3年10月16日	山形県沿岸 (出羽庄内) (M7)	※1,※2,※6:「最上川の岸崩る。海水は国府から6里のところまで迫った。」(→石川県には弱い津波が到達したものと思われる)
863.7.10 貞観5年6月17日	越中・越後 (M7以上)	※1:山崩れ谷埋まり、水湧き、民家破壊し、圧死者多数。 ※16:越中・越後・出羽の地大に震い、海陸一帯津波に罹り、土地を侵蝕し、民家を侵流す。
887.8.2 仁和3年7月6日	新潟県南部沖 M=6.5	※1:「越後で津波を伴い、溺死者数千という。」 ※2:「越後国地震、津波を伴う。海鳴り潮陸にみなぎりて、溺死せしもの数千人」と『佐渡年代記』にあるが、正史に記されておらず、疑わしい。」
1092.9.13 寛治6年8月3日	新潟県沖 (不明)	※1,※3:「柏崎～岩船の沿岸、海府浦・親不知大津波に襲わる。』『紫雲寺新田由来記』(付記)に「大津波大地震浦原岩船陸地となる(地殻変動?)」とある。これ以外地震状況の記録が無い。 ※15:津波に関する記述あり ※16:越後沿岸一帯に大津波あり
1341.10.31 興国2年9月13日	青森県西方沖 不明	※2:『東日流(つがる)外三郡誌』によれば、朝地震とともに三丈余(9m)の津波が津軽半島の十三湊を襲い26,000人が溺死したとある。
1614.11.26 慶長19年10月25日	越後高田 (京都) (M7.0～7.5)	※1:「高田で大地震・大津波、死者あり」 ※6:従来、越後高田の地震とされていたもの。「東海道・南海道各地で地震強く、津波があった。」(←確実性が十分ではない)
1729.8.1 享保14年7月7日	能登・佐渡 (M6.6～7.0)	※1:能登半島先端で被害大。穴水・七尾間で海岸崩れあり。 ※17,※20:地震に関する記述あるも津波に関しては明記なし
1741.8.29 寛保1年7月19日	北海道南西沖 (渡島沖) (M6.9)	※1:石川県七浦に津波、人畜被害ありという。 ※2,※3:佐渡では相川・海府が浸水、鷲崎で流出家屋あり、石川県七浦村(鳳至郡門前町皆月)にも災害があった模様。 ※6:能登七浦＜門前町＞で被害があった、波高2～3m。 ※13:能登七浦(門前町)で「人畜の被害少なからず」(七浦村史)とあり、河川に遡上したと伝えられている。 (p542、p535 図13、p540 図2にて確認可能) ※17:寛保元年七月十九日朝七浦の近海に大海嘯あり、人畜の被害少なからず、以上は凡て碧雪寺の過去帳に見えたり。 ※20:津波に関する記載あり。

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1762.10.31 宝暦12年11月15日	新潟県沖 (M6.6)	※1: 鵜島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2, ※3: 津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鵜島で26戸流失。 ※3: 両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5, ※6: 津波があった、願村全戸、鵜島村で26戸流失
1799.6.29 寛政11年5月16日	加賀 (M6)	※1: 金沢で被害最大。上下動が激しかったらしく、屋根石が1尺(30cm)飛び上がった、石灯籠の竿石が6尺(1.8m)飛び上がった、田の水が板のようになって3〜4尺(約1m)あがったなどという記事が見える。 ※11: 津波は犀川河口の金石(宮腰)を襲い、“宮腰津波あり、人家百軒をかきさらい、溺死多し”と記録されている。 ※13: p539 表1に記載あり ※18: 地震に関する記載あり。 ※21: 宮腰海嘯二百餘戸ヲ流ス(地震記/金沢市立図書館_富田文庫を引用)
1802.12.9 享和2年11月15日	佐渡 (M6.5〜7.0)	※1, ※3: 佐渡の西南海岸(沢崎〜赤泊間)は隆起した。佐渡の郷土誌に津波の記述があるが、正史に見当らず。 ※21: 津波に関する記載あり。
1833.12.7 天保4年10月26日	山形県沖 (M7.5)	※2, ※3: 輪島では地震後10町ばかり潮が引いたが、第1波で床上浸水し、第3波で最大となり、家屋流失および半潰365、溺死47。能登半島と隠岐島は遠隔にもかかわらず3mを超す高さとなったことは、1983年日本海中部地震津波と著しい共通点をもっている。 ※4: 津波は3波にわたって町を襲い、最も大きい第3波は高さ5、6間(約9〜11m)で、河原田川を1km以上も逆流した。 ※5, ※6: 能登で地震が強く、輪島で1,460軒中流失200余、皆潰れ111、溺死者47。 ※10: 天保4年10月下旬屋7ツ時頃大なる地震ありて、7ツ時過、磯端波引事凡そ十町許、輪島沖に大蛇岩という岩あり、舟方通い路に障る所、此岩を知って舟を廻らすこと第一とする由。 〜。 此一枚の波にて、河合、鳳至の両町に家引き取らる事300軒。欲にまよいし人、或は老人、産婦等都て走り後れたるもの死人百余人とぞ、庄屋の何某今も身の毛のよだつとぞ嘸けり。 実に稀有の事也。此段海浜の人は心得置くべき事なり。 ※11: 能登半島にも押しよせ、輪島の町に浸水した(p92)。函館・輪島などの遠隔地にも、天保津波は被害を与え、1964年の津波の規模を上回った(p93)。 ※13: 3波目が最高波になり、輪島川を1kmほど遡上して橋を大破し、浜に面したところでは300mほど町内に溢れたとある。 ※14: ……。以上の考察から、輪島での浸水高は鳳至町と河井町での値を平均した五・七メートル程度と推定され、… ※18: 能州輪嶋等津波 ※20: 津波に関する記載あり。 ※24: 敦賀市市野々の豪農柴田家に伝わる「年々跡書帳」に「のと(能登)の輪嶋(輪嶋)と大津波のよし、大変といふべきことなり」と記述あり。
1855.2.25 安政2年1月9日	不明	※19: 五十三次十宿地震くつれ同廿七宿津波地志ん同六宿

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1892.12.9 明治25年12月9日	石川県西岸 (M6.4)	※1: 加賀・越中の海岸で潮位の異常ありというも資料少なく疑わしきか。 ※2, ※3, ※9: 石川および富山県の海岸で潮位の異常が記録されている。おそらく弱い津波を目撃したものと思われる。 ※11: 羽咋郡に家屋破損、地割れを起こした地震があり、加賀・越中海岸で異常潮位が記録されている。 ※12: 被害規模 2 (家屋の破損、道路の損壊などが生じる程度の小被害) p407表内にて確認。 ※13: p539 表1に記載あり。
1915 大正4年ごろ	不明 (不明)	※7: 大正四年頃 上大沢が大津波に洗われた。
1917.1.18 大正6年1月18日	高潮であったと 考えられる	※8: 大正六年一月十八日 橋立村で津波が起こった。 ※9: 橋立村で高潮発生 大正六年(一九一七)一月十八日、発達した大陸からの季節風は暴風となり、大波を引き起こし、橋立漁港付近では高潮を発生させた。
1940.8.2 昭和15年8月2日	北海道西方沖 (M7.5)	※1, ※2, ※3: 津波は日本海沿岸を襲った。 ※5: 震害はほとんどなく、津波による被害が大きかった。波高は、羽幌・天塩2m、利尻3m、金沢・宮津1m。 ※6: 震害はほとんどなく有感区域もマグニチュードの割りに著しく狭い。日本海沿岸各地を襲った津波の高さは、利尻・苫前で3m、沓形・利尻町・天塩・羽幌・留萌・増毛・樺太西海岸で約2m、隠岐で1.5m。 ※13: 金沢市の金石、京都府丹後町、隠岐諸島でも水位異常に気付かれている(p534 図12で確認可能)。
1964.6.16 昭和39年6月16日	新潟県沖 (M7.5)	※1: 図より、能登半島北部沿岸で最高水位1m未満程度 ※2, ※3: 津波の高さは、波源域に直面する本州側の対岸で最大となり、平均海面上3～4mに達した。さらに、北は男鹿半島、西は能登半島付近まで1～2m、佐渡の両津湾、船川港、七尾湾などで2～3mとなり、若干の被害を生じた。 ※5: 津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は新潟県沿岸で4m以上に達した。 ※13: p542 図6にて確認可能

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1983.5.26 昭和58年5月26日	秋田県沖 (M7.7)	※1: 波源域に近いところで(津波痕跡高は)10m以上となり、島や半島で高くなっているところがある。例えば奥尻島、能登半島などである。富来町前浜港で津波痕跡高さ2.5m (※2,※3においても確認できる) ※5: 石川・京都・島根など遠方の府県にも津波による被害が生じた。 ※6: 佐渡関漁港で波高5m、能登半島で2～3m、朝鮮半島東岸でも死者3、船舶の転覆・沈没・流失等かなりの被害を生じた。 ※13: 遠く能登半島や隠岐島でも津波波3mに達したところもあり、また韓国北部の一部で4m程度の高さに達した(p496)。 狼煙で2.5m、輪島で2.0m、福浦で1.8mとやや大きい値を示している。注目すべきは輪島の約50km沖合にある舳倉島であって、5mもの津波高が報告されている。 能登半島で出た被害の主なもの、負傷3人(輪島港)、全半壊3と浸水6(すべて舳倉島)、漁船被害67隻(うち福浦南港26隻、輪島港5隻、狼煙港6隻)である(p523)。 日本海中部地震津波では能登北部の外浦で2～3mに達したが、東部沿岸の内浦では50cm前後であった(p542)。
1993.2.7 平成5年2月7日	能登半島北方沖 (M6.6)	※1: 輪島に小津波(最大波高26cm)あり。 ※3: 表181-1に能登半島沖の津波の最大振幅を示す。【最大振幅】金沢港:32cm、輪島港:51cm、輪島:25cm、宇出津港:18cm
1993.7.12 平成5年7月12日	北海道南西沖 (M7.8)	※1: 津波は日本海沿岸各地を襲った。 ※3: 表182-2に北海道南西沖津波の最大振幅を示す。【最大振幅】金沢港:57cm、輪島港:188cm、輪島:74cm、宇出津港:58cm ※6: 津波は渡島半島西岸にも大被害をもたらし、さらに日本海全域に波及し、北海道から九州に至る各地、韓国、ロシア沿海州などで浸水、漁船流失などの被害が出た。
2007.3.25 平成19年3月25日	能登半島沖 (M6.9)	※5: 珠洲と金沢で0.2mの津波。

※ 文献一覧

- ※1: 最新版日本被害地震総覧[416]-2001/宇佐美龍夫(2003.4.15),東京大学出版会
- ※2: 日本被害津波総覧/渡辺偉夫(1985.11.25),東京大学出版会
- ※3: 日本被害津波総覧【第2版】/渡辺偉夫(1998.2.25),東京大学出版会
- ※4: 加賀藩史料(金沢市立玉川図書館近世史料館)
- ※5: 理科年表 第84冊(平成23年)/国立天文台(2010.11),丸善
- ※6: 地震の事典/宇津徳治(1987),朝倉書店
- ※7: 西保村史/伊藤和吉(1960),輪島市西保公民館
- ※8: 加賀市史〈通史下巻〉/加賀市・加賀市史編纂委員会(1979.10),加賀市
- ※9: 橋立町史/橋立町史編集委員会(1997.3),橋立町史編集委員会
- ※10: 輪島町史〈復刻版〉/(1984)
- ※11: 歴史津波-その挙動を探る-/羽鳥徳太郎(1977.5.1),海洋出版株式会社
- ※12: 日本付近のM6.0以上の地震および被害地震の表 1885年～1980年,東京大学地震研究所彙報 Vol.57
- ※13: 月刊海洋科学 日本海中部地震津波/三好寿ら(1984.9.1),海洋出版株式会社
- ※14: 続古地震 実像と虚像/萩原尊禮(1989.3),東京大学出版会
- ※15: 日本中世気象災害史年表稿/藤木久志編(2007.11),高志書院
- ※16: 新収日本地震史料第1巻/東京大学地震研究所編(1981.3),東京大学地震研究所
- ※17: 新収日本地震史料第3巻/東京大学地震研究所編(1983.3),東京大学地震研究所
- ※18: 新収日本地震史料第4巻/東京大学地震研究所編(1984.3),東京大学地震研究所
- ※19: 新収日本地震史料第5巻/東京大学地震研究所編(1985.3),東京大学地震研究所
- ※20: 新収日本地震史料補遺/東京大学地震研究所編(1989.3),東京大学地震研究所
- ※21: 新収日本地震史料続補遺/東京大学地震研究所編(1993.3),東京大学地震研究所
- ※22: 石川縣史第5編/石川県編(1974),石川県図書館協会
- ※23: 石川県現代篇(4)/石川県編(1972),石川県
- ※24: 寛保津波に関する記事/北國新聞ホームページ(2011.8.17)

第4節 津波浸水想定調査における地域の危険性

1 想定される津波の適切な設定

町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1津波）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

3 津波浸水想定調査

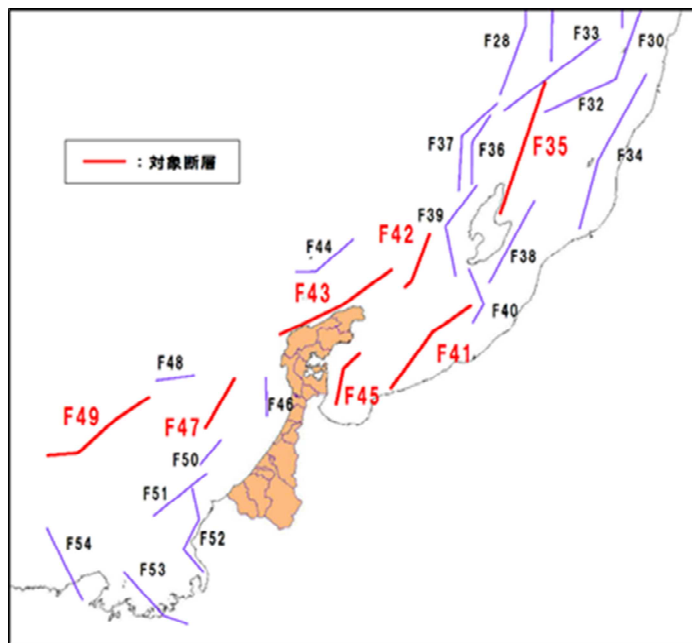
東日本大震災では、大津波の発生により甚大な被害が発生したことから、県では、平成23年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

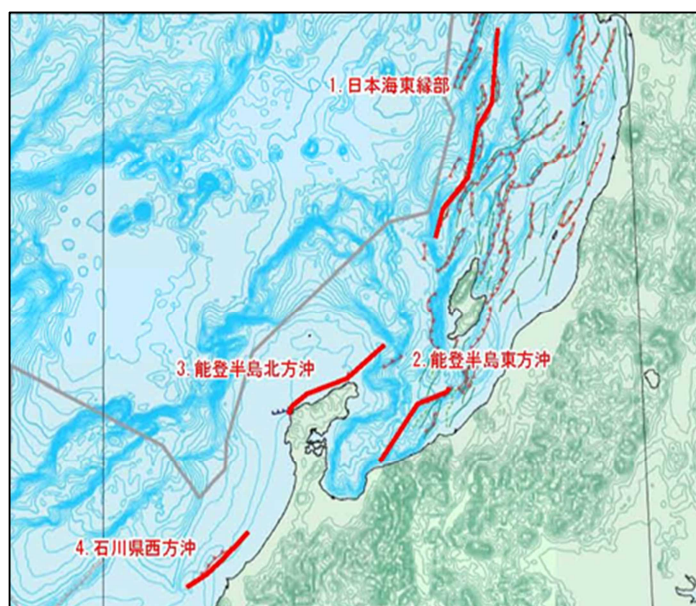
(1) 想定した津波

ア 断層位置図

平成28年度津波浸水想定断層位置図



< 参考 > 平成23年度津波浸水想定断層位置図



イ 断層の設定条件

平成 28 年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
F35	7.58	99.1	19.2	4.59
F41	7.60	85.6	22.7	4.66
F42	7.28	55.8	17.7	3.10
F43	7.57	94.2	19.7	4.50
F45	7.18	42.6	18.3	2.77
F47	7.12	42.5	15.8	2.59
F49	7.39	87.3	14.5	3.56

※平均すべり量：地震により断層がずれ動く距離

(参考) 平成 23 年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
日本海東縁部	7.99	167.0	17.32	12.01
能登半島東方沖	7.58	82.0	17.32	5.94
能登半島北方沖	7.66	95.0	17.32	6.76
石川県西方沖	7.44	65.0	17.32	4.62

(2) 津波浸水想定結果の概要

ア 市町毎の浸水面積

市町名	平成 28 年度			(参考) 平成 28 年度			増減		
	住居 地域	非住 居 地域	計	住居 地域	非住 居 地域	計	住居 地域	非住居 地域	計
加賀市	0.01	2.02	2.02	0.04	2.27	2.31	▲ 0.03	▲ 0.25	▲ 0.29
小松市	0.01	3.56	3.57	0.01	2.39	2.40	▲ 0.01	1.17	1.17
能美市	－	0.21	0.21	－	0.22	0.22	－	▲ 0.01	▲ 0.01
白山市	0.00	0.48	0.48	0.01	0.51	0.52	▲ 0.01	▲ 0.03	▲ 0.04
金沢市	0.34	2.53	2.88	0.24	1.24	1.48	0.10	1.30	1.40
内灘町	0.04	1.95	1.99	0.03	0.89	0.92	0.01	1.06	1.07
津幡町	－	0.59	0.59	－	0.60	0.60	－	▲ 0.01	▲ 0.01
かほく市	－	1.92	1.92	－	0.51	0.51	－	1.41	1.41
宝達志水町	－	0.39	0.39	－	0.61	0.61	－	▲ 0.21	▲ 0.21
羽咋市	0.07	3.46	3.54	0.15	2.94	3.09	▲ 0.07	0.52	0.45
中能登町	－	0.16	0.16	－	0.02	0.02	－	0.14	0.14
志賀町	0.32	1.57	1.89	0.42	2.54	2.96	▲ 0.10	▲ 0.97	▲ 1.07
輪島市	0.51	1.82	2.33	0.92	2.86	3.78	▲ 0.41	▲ 1.04	▲ 1.45
珠洲市	4.22	7.00	11.22	4.39	7.96	12.35	▲ 0.17	▲ 0.96	▲ 1.13
能登町	1.67	1.76	3.43	1.80	1.98	3.78	▲ 0.13	▲ 0.22	▲ 0.35
穴水町	0.70	1.38	2.08	0.84	1.54	2.38	▲ 0.14	▲ 0.17	▲ 0.30
七尾市	1.92	6.82	8.75	1.95	6.32	8.28	▲ 0.03	0.50	0.47
計	9.81	37.63	47.45	10.80	35.41	46.21	▲ 0.99	2.23	1.23

※端数処理により、合計が合わない場合がある

イ 市町毎の最大津波高、最大津波の到達時間

市町名	最大津波高 (m)			最大津波 到達時間 (分)	影響開始 時間 (分)
	平成 28 年度	(参考) 平成 23 年度	増減	平成 28 年度	平成 28 年度
加賀市	4.9	10.8	▲ 5.9	30	19
小松市	3.4	5.5	▲ 2.1	33	20
能美市	3.6	5.7	▲ 2.1	34	20
白山市	3.6	5.3	▲ 1.7	34	19
金沢市	3.6	3.8	▲ 0.2	24	20
内灘町	3.8	3.8	0.0	25	21
かほく市	3.8	4.2	▲ 0.4	25	21
宝達志水町	3.6	4.1	▲ 0.5	26	23
羽咋市	4.6	6.4	▲ 1.8	119	21
志賀町	6.3	9.7	▲ 3.4	100	9
(志賀原発)	(5.8)	(6.4)	(▲ 0.6)	(96)	(16)
輪島市	8.8	11.2	▲ 2.4	59	1 分未満
(舳倉島)	(9.4)	(16.6)	(▲ 7.2)	(26)	(21)
珠洲市	20.0	18.6	1.4	15	1 分未満
能登町	9.6	12.6	▲ 3.0	10	2
穴水町	8.7	8.2	0.5	15	3
七尾市	7.8	9.5	▲ 1.7	8	1

※影響開始時間は、海岸付近の海域で 20cm の海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

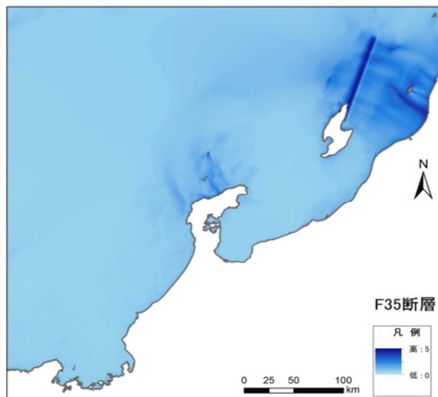
ウ 断層ごとの津波シミュレーションの概要

【F35】

・日本海東縁部で発生した津波は、日本海側に広く伝播するが、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石

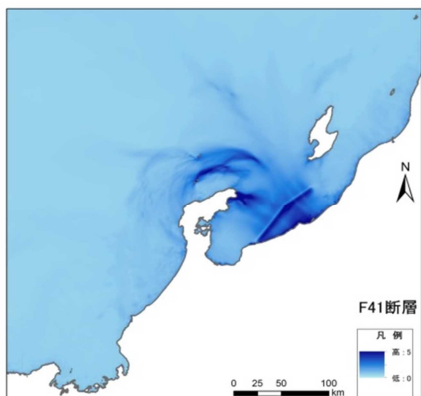
川県に到達する。

- ・影響が大きいのは、志賀町、穴水町、珠洲町で、1.7m～8.2m（珠洲町真浦地区）の津波が到達する結果となった。



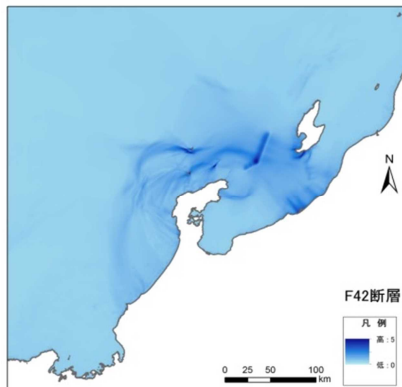
【F

- ・能登半島東方沖で発生した津波は、能登内浦へ向けまっすぐ伝播し、遠浅の地形により波が収斂し高くなる。また、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように外浦へと伝播する。
- ・羽咋町から七尾町にかけて能登地域全体で影響が大きく、1.0m～20.0m（珠洲町小泊地区）の津波が到達する結果となった。



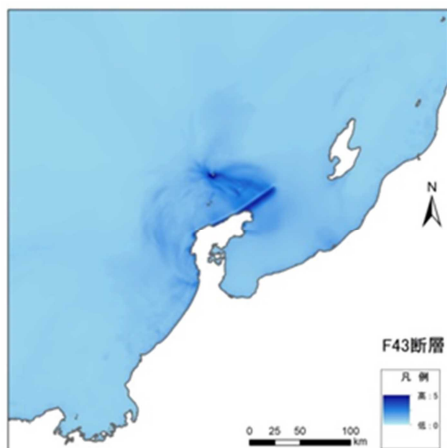
【F

- ・能登半島珠洲沖で発生した津波は、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・加賀町から宝達志水町、穴水町、珠洲町で影響が大きく、1.6m～8.0m（穴水町深見）の津波が到達する結果となった。



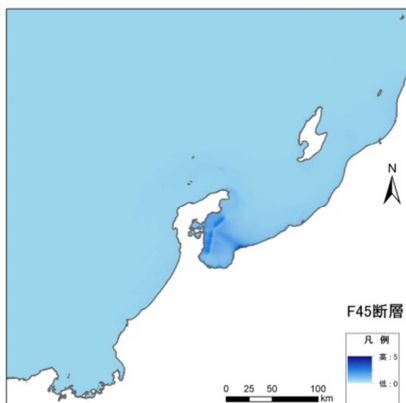
【F 4 3】

- ・能登半島北方沖で発生した津波は、能登半島北部沿岸に近接しており、短時間で到達する。他地域には、波が回り込む形で伝播し、到達する。
- ・加賀町から穴水町にかけて広く伝播し、1.7m～6.3m（志賀町百浦）の津波が到達する結果となった。（舩倉島の一部では9.4m）



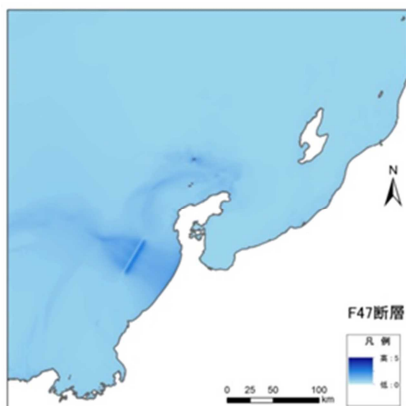
【F 4 5】

- ・富山湾西部で発生した津波は、能登半島東部沿岸に近接しており、能登内浦に短時間で到達する。
- ・能登町から七尾町にかけて影響が大きく、0.7m～7.8m（七尾町下佐々波）の津波が到達する結果となった。



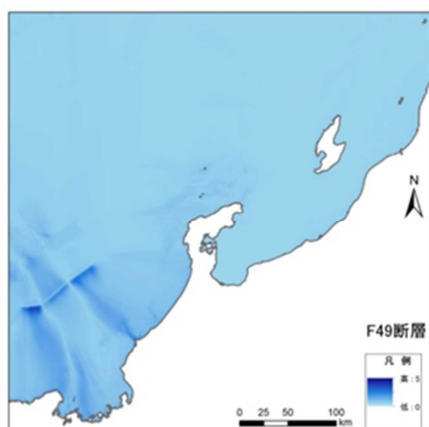
【F 4 7】

- ・能登半島西方沖で発生した津波は、加賀から能登外浦に伝播し、到達する。
- ・白山町から志賀町にかけて影響が大きく、1.6m～3.8m（内灘町白帆台、かほく町白尾）の津波が到達する結果となった。



【F49】

- ・石川県西方沖で発生した津波は、加賀から金沢地域に向けて伝播し、到達する。
- ・加賀町から羽咋町にかけて影響が大きく、1.9m～4.9m（加賀町橋立）の津波が到達する結果となった。



4 津波災害に備える対策

平成28年度に実施した津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定調査では、7カ所の断層により発生する津波の重ね合せの浸水面積は47.45 km² となった。

また、F43断層やF45断層を波源とする津波は、陸に近い位置で発生するため、短時間での津波到達が予測されたところである。

上記及び平成23年度に実施した津波浸水想定調査の結果を踏まえ、県、市町及び防災関係機関は、津波災害に対する予防対策として、県民、防災関係機関及び都町基盤の防災力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を時系列に沿って分類・整理したうえで、適時・的確に応急対策を講じる体制を整備する。さらに、被災者の利便に配慮した復旧・復興を目指すものとする。

なお、今回の想定結果を超える事態が発生するおそれがあることにも十分留意し、想定を超える津波にも対応できるよう、十分な備えが必要である。

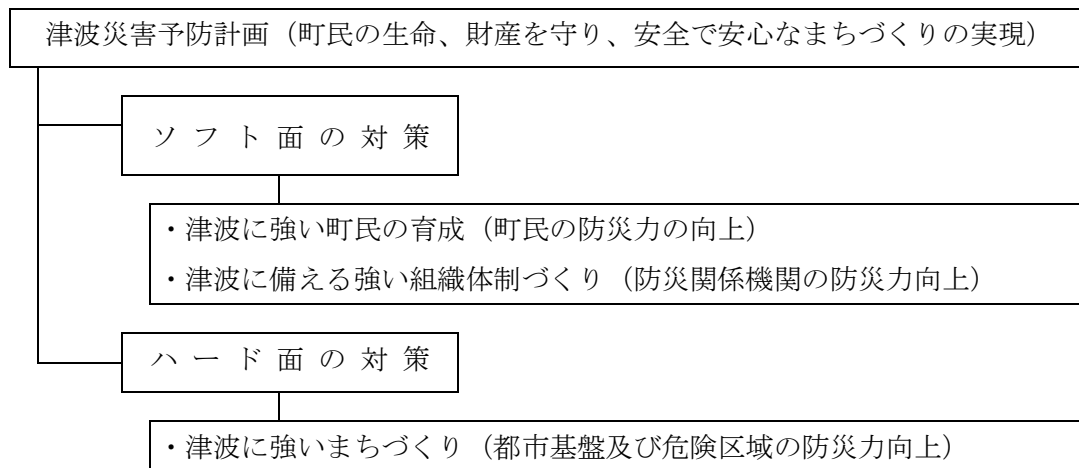
第2章 津波災害予防計画

【津波災害予防計画の体系】

津波から町民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するために、町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講ずる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

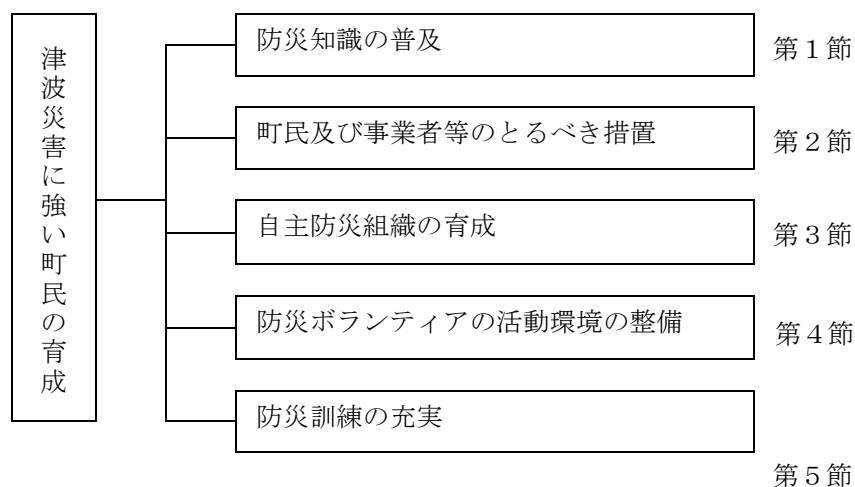


【津波災害に強い町民の育成】

町及び防災関係機関は、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施等を通じて、職員や町民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、町民一人ひとりが津波に対する心構えを持ち、津波発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。



第1節 防災知識の普及

管理課、教育委員会事務局、
防災関係機関

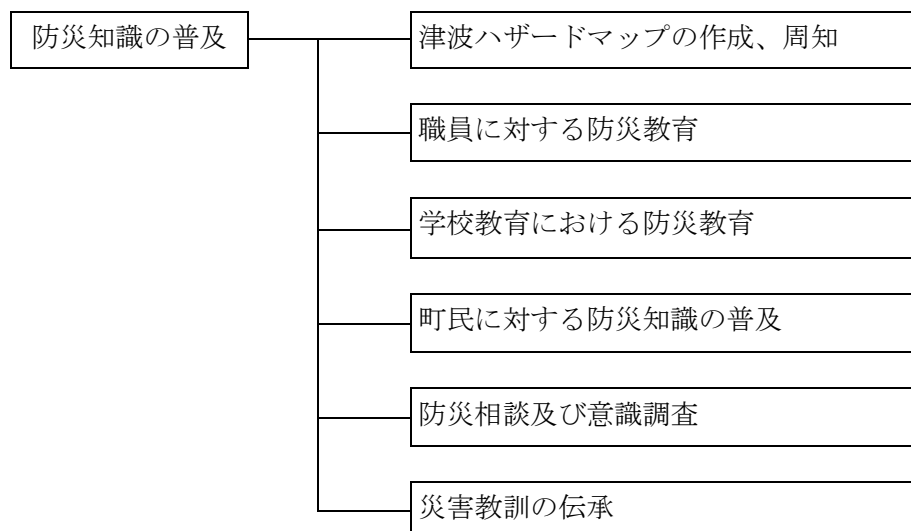
1 基本方針

津波災害対策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、町及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、町民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った津波に強い町民の育成に努める。

なお、町は、防災関係機関と連携し、町民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及及び啓発に努める。

体 系



2 津波ハザードマップの作成、周知

町は、県の示す津波浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。

3 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対して、津波発生時における迅速かつ的確な判断力を養うため、あらゆる機会を利用して次のとおり津波に関する防災教育を行う。

(1) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施

イ 見学、現地調査等の実施

ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 地域の津波災害等の危険度
- カ 津波が発生した地域における防災対処事例
- キ その他津波対策に必要な事項

4 学校教育における防災教育

教育委員会及び学校長は、災害の中でも津波に係る災害は甚大なる被害をもたらす可能性があるため、生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な避難行動ができるよう学校における防災訓練を実践的なものにするとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教育等についても、学校の教育活動全体を通して、児童、生徒が正しい津波に関する防災知識を身につけることができるよう、継続的な防災教育を推進する。

また、児童生徒等のより確実な安全確保のため、防災教育を含めた安全教育については、各学校において「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を作成し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模津波災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、町及びその他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、津波てんでんこ等、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 登下校中、在宅中に津波が発生した時の避難の方法
- ウ 学校の立地条件、環境及び地域の危険箇所等に関する知識
- エ 避難の際の留意事項
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 地域の津波災害等の危険度
- キ その他津波対策に必要な事項

5 町民に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、町民に対して、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期すため、わかりやすい防災情報の発信に努めるとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(1) 普及の方法

- ア 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、津波防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

- (ア) インターネット、ケーブルテレビ、携帯電話等による普及
- (イ) 新聞、雑誌による普及
- (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及
- (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
- (オ) 広報車の巡回による普及
- (カ) 図画、作文等の募集による普及
- (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
- (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及
- (ケ) 津波ハザードマップの活用による普及
- (コ) 自動車運転免許の取得時及び更新時の活用による普及
- (サ) 避難看板の設置による普及
- (シ) 各地域の標高や想定される津波高、津波到達予想時間の表示等による普及

ウ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

(2) 普及内容

ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 津波災害についての知識及びその特性

ウ 津波警報等や避難指示等の意味と内容

エ

要配慮者に対する配慮

オ 町民及び事業所のとるべき措置

カ 防災士、自主防災組織の活動

キ 地域の津波災害等の危険度

ク その他津波対策に必要な事項

6 防災相談及び意識調査

町及び防災関係者は、その所管する事項について、町民の津波対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、町民に津波対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

(1) 町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

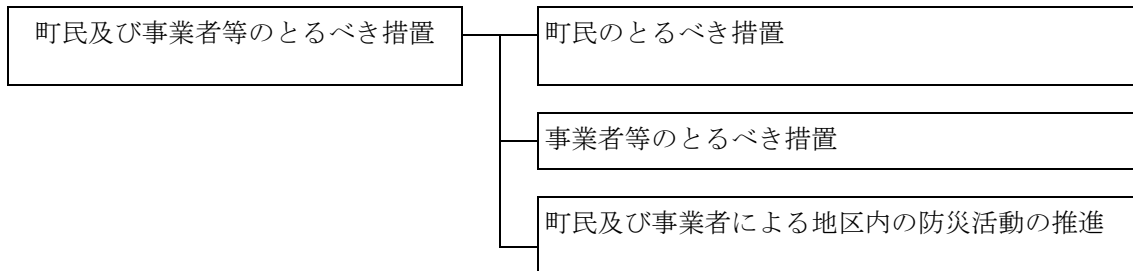
(2) 町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、町民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 町民及び事業者等のとるべき措置

1 基本方針

津波災害時における被害及び混乱を防止するため、町民及び事業者等の果たす役割がきわめて大きいことから、町民及び事業者等は自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

体 系



2 町民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平 常 時 の 心 得	○ 日頃から出火防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓を行う。 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所に注意する。 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み及び腐食を点検する。
	○ 消火用具を準備する。 ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置する。
	○ 住宅の耐震性を確認する。 ・柱、土台や屋根瓦等を点検し、老朽化しているものは補強する。
	○ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置を行う。
	○ ブロック塀等の点検補強をする。 ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置を行う。
	○ 食料や非常持ち出し品等次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成〈乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等〉を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこう等の医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具類 ・自動車へのこまめな満タン給油
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担をする。 ・避難場所等、避難路の事前確認をする。 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法並びに避難ルール of 取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 ○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解すること。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。

(2) 地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

津波発生時の心得	一 般 用
	○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。 また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○ 自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして避難を促すように努める。 ○ 正しい情報を、ラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○ 津波注意報でも海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○ 津波は、第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を越える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
	船 舶 用
	○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報または津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○ 正しい情報を、ラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。 ○ 津波は、第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を越える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画〈BCP〉、消防計画、予防規程その他の規程を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解すること。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結に努める。
--------	--

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画作成上の留意事項	○ 町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺町街地の状況等）、事業内容を考慮した実効性のあるものとする。 ○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用施設等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
--------------	--

(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

津波発生時の心得	○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、町民生活上必要な車両以外の車両の使用はできるかぎり控える。 ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
----------	--

4 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として穴水町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

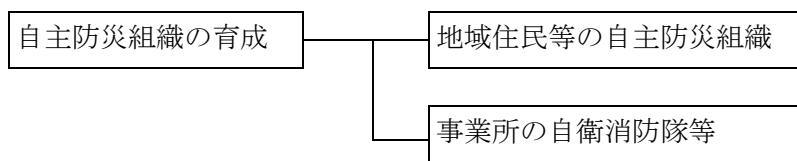
なお、町は町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

1 基本方針

津波の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。町は、町民及び事業所等自らが避難行動、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織、自警団及び自衛消防組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

体 系



2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災士等リーダーの育成、強化を図り、組織率の向上及び活動の活性化を促進する。その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災リーダーが必要であることから、研修の実施などを通じて特にその育成に努めるとともに、女性の参画の促進や地域の実情に応じた防災資機材等の整備に努め、必要な財政措置を講ずる。

なお、自主防災組織の設立及び育成にあたっては、次の事項に留意して指導するものとする。

ア 組織の規模は、組織活動が円滑に行える程度の規模で、住民の日常生活にとって基礎的な地域として一体性を有する単位とすることが適当であること。

イ 組織の編成及び事業は、地域の実情に応じて、おおむね次のような組織を編成し、組織の名称、編成、活動内容等を規約等に定めておくこと。

組織の編成と分担任務

会 長	本 部 班	情報の収集及び伝達、防災広報、防災訓練の計画
	消 火 班	初期消火、水防活動、防災資器材の整備点検
	救出・救護班	負傷者の救出、救護、要配慮者の保護計画
	避難誘導班	住民の避難誘導、危険箇所等の把握、避難誘導用具の整備等
	給食・給水班	給食及び給水活動、非常食等の炊き出し並びに器具の整備点検

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき平常時及び津波発生時において効果的な防災活動を次により行う。なお、町は、津波災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平 常 時	・情報の収集伝達体制の確立 ・津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施 ・火気使用設備器具等の点検 ・防災資機材の備蓄及び管理点検 ・地域における避難行動要支援者の把握 ・避難所となる学校等との連携・情報交換、協力体制の確立 ・避難路の危険箇所のチェックを含めた維持管理
津 波 発 生 時	・地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ・救出救護の実施及び協力 ・集団避難の実施 ・炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ・避難所運営の実施及び協力 ・避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、津波等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は、町と連携しながら寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

(4) 漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港・港湾管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方などの地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取り組みを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する施設等にあつては、津波発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

さらに自ら防災施設や消防施設を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、津波被害の軽減、防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

ふれあい福祉課、住民課、
いきいき健康課、防災関係機関

1 基本方針

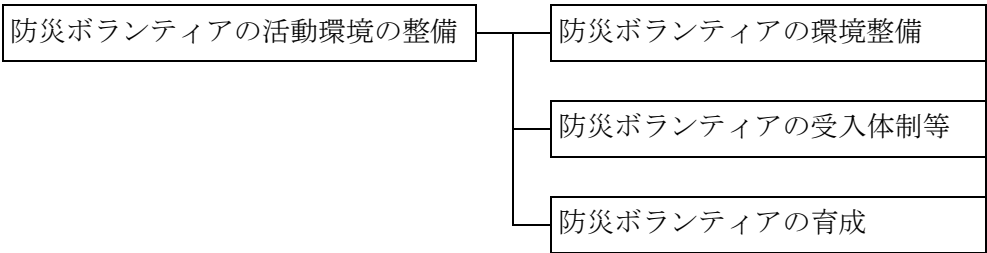
(1) 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、町及び関係機関の迅速かつ的確な対応に合わせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町内会、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においてもボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する町民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

体 系



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動としては、無線通信、医療看護、建築物及び宅地の危険度判定など、一定の知識、経験、特定の資格を要するものや、避難所における炊き出し、清掃作業等の特に資格や経験を必要としないものがあるが、おおむね、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が十分図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務
- ウ 被災建築物の危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
- エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- オ 通訳業務
- カ その他の専門的な技術、知識を要する業務
- キ その他の業務

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受入れ

町及び関係機関は、津波発生時における2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

県、市町及び(公財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

県及び町は、緊急の判定活動に速やかに対応するため、石川県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「判定協議会」という。）を組織し、町及び協力団体の連絡網の整備、技術の向上等のための研修等を実施する。なお、町は全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連携体制の構築等

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町内会（自治会）、民生・児童委員、防災士、NPO／ボランティアなどの地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、町民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 町は、災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。

(4) 町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即した専門のボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

1 基本方針

町及び防災関係機関は、地震災害予防に万全を期するため、単独又は共同して、津波発生時における消火、救助、避難、通信等の効果的方法を検討し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、特により多くの町民に参加を求めて、自主防災組織と協力し、津波発生時における初期消火、避難等を身をもって体験できるように努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

体 系

防災訓練の充実

防災訓練計画

2 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、津波災害予防に万全を期するため、県及び他の防災関係機関等と密接な連携のもとに、単独又は共同して次に定めるところにより訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最も踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(1) 図上訓練

次の実施項目について、津波災害応急対策を地図を利用して、状況付与方式、ロールプレイング方式等で訓練を実施する。

ア 迅速、的確な情報の収集、伝達

イ 広域応援の要請

ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整

エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施

オ その他津波災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

津波災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア 総合防災訓練

町は、県及び他の防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と密接に連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び町民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所設置・運営、災害ボラ

ンティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と密接な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

(ア) 災害情報等の通信訓練

(イ) 災害応急対策従事者の動員訓練

(ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 住民・自主防災組織の防災訓練

大津波発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、住民においては、「自らの身は自らで守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、また防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

【津波災害に備える強い組織体制づくり】

大規模な津波災害に、町及び防災関係機関が迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、津波発生時における通信や避難、緊急輸送、医療等の体制整備を行うとともに、津波発生時における拠点整備を行う。

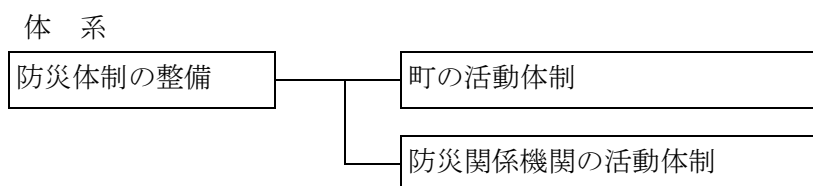
津 波 災 害 に 備 え る 強 い 組 織 体 制 づ く り	防災体制の整備	第6節
	通信体制及び放送施設災害予防	第7節
	消防力の充実、強化	第8節
	水害予防	第9節
	避難体制の整備	第10節
	緊急輸送体制の整備	第11節
	医療体制の整備	第12節
	健康管理活動体制の整備	第13節
	こころのケア体制の整備	第14節
	食料及び生活必需品等の確保	第15節
	要配慮者対策	第16節
	積雪・寒冷対策	第17節

1 基本方針

津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化して、応急活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・整備について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時からの点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。



2 町の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

町は、大津波発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、応急対策活動の中枢拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地域拠点の整備に努める。なお、整備にあたっては、県の示す浸水想定区域図等における津波浸水リスクを考慮するものとし、加えて防災拠点機能の維持を図るため、事前に複数の拠点を整備しておくように努める。

○穴水町災害対策本部設置場所：穴水町役場 3階会議室

なお、庁舎が被災した場合は、次の施設を代替施設とし、災害対策本部を設置する

○災害対策本部設置場所（代替）：道の駅あなみず内「さわやか交流館プルート」

2階多目的ホール

(2) 国、県との連絡体制等の整備

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 災害情報の収集

町は、災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町内会ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

町は、避難所、地内区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実行性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 業務継続計画の策定等

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(7) 受援計画の策定等

ア 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ウ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(8) 罹災証明交付体制の確立

速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付は、税務課が行う。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討する。

(9) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等して定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(10) 災害廃棄物の仮置き場の確保

町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

(11) 被災者生活再建支援制度等の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民への周知に努める。

(12) 情報のバックアップ化

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(13) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）

構築を支援するため、情報提供に努める。

(14) 事業継続力強化支援計画の策定

町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に定める。

(15) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被

害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

町は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時に災害応急活動が速やかに行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7節 通信体制及び放送施設災害予防

管理課、総務課、
企画課、防災関係機関

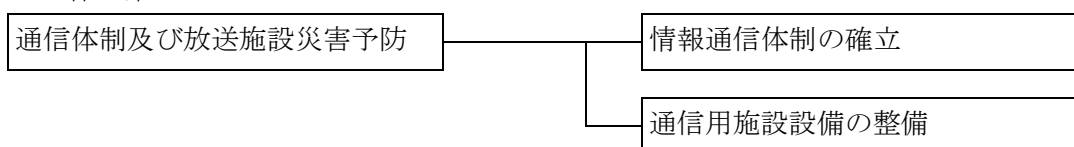
1 基本方針

津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

体 系



2 情報通信体制の確立

(1) 防災行政無線

ア 石川県防災行政無線

津波被害発生時には衛星通信を活用して迅速かつ的確な情報の収集、伝達を図る。

相手方	衛星電話
石川県危機管理監室	外線 1 - 1 1 1 - 4 2 9 0
	外線 1 - 1 1 1 - 4 2 9 1
	外線 1 - 1 1 1 - 4 2 8 9
石川県危機管理監室 F A X	1 - (ポーズ) 1 1 1 - (ポーズ) 6 7 4 3

イ 有線放送及び穴水町防災行政無線

災害発生時における情報を迅速かつ的確に伝達するため、既存の有線放送設備の無線化及び災害現地等との通信通信を確保するための移動系無線通信施設の整備拡充に努める。

名称等		数量
同報系	親局	1 局
	中継局	1 局
	通信所	2 所
	屋外拡声設備（子局）	80 箇所

(2) 消防及び防災関係機関の防災用無線

消防及び防災関係機関は、それぞれ通信の確保を図るため、防災用無線の整備拡充に努める。

(3) 衛星携帯電話

町は、それぞれ通信の確保を図るため、衛星携帯電話の整備拡充に努める。

名 称 等		数 量	備 考
管理課	衛星携帯電話 1	2	0 9 0 - 5 6 8 8 - 3 0 6 2
			0 8 0 - 8 6 9 7 - 2 5 5 3

(4) 防災関係機関相互通信用無線等

防災関係機関は、災害現地において災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災関係機関相互通信用無線局の整備に努める。

(5) 石川県総合防災情報システム

町は、「石川県総合防災情報システム（クラウド）」により災害時の災害情報を迅速かつ的確に県へ報告するとともに防災関係機関とのネットワークにより災害情報を共有化する。

3 通信用施設設備の整備

(1) 町の整備

ア 町は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 消防本部は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 応急用資機材の整備

町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講ずるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに、平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(3) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、町はNTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

(4) 災害時優先電話の確保

町及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

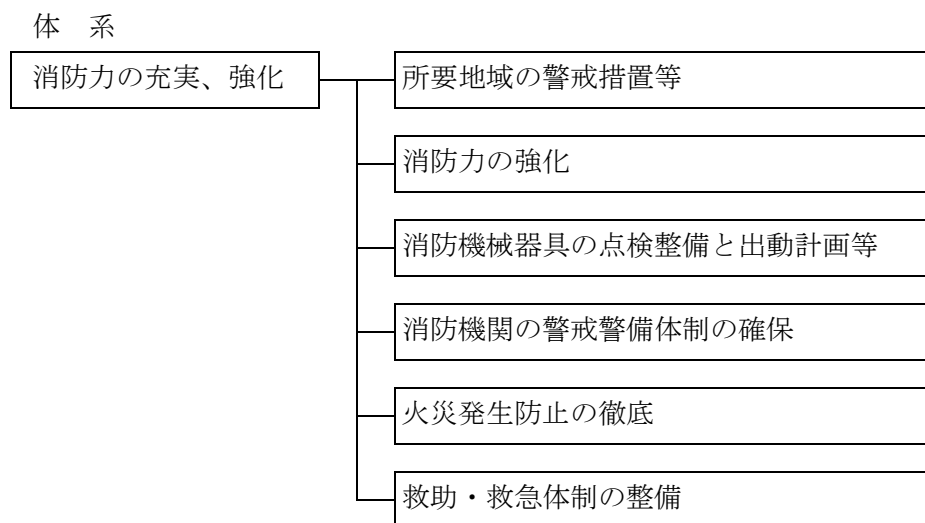
(5) 緊急地震速報の通信施設の整備等

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるとともに、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

1 基本方針

住民の高齢化、過疎化、危険物需要の拡大等により、地震や津波に伴う火災の被害が大規模、広域化し、津波からの避難に支障をきたすことも予想される。

このため、町は、消防力の充実及び強化、火災予防のための指導の徹底並びに危険物等の安全確保に努める。



2 所要地域の警戒措置等

町長は、台風の接近等による強風時、又はフェーン現象発現時等大規模な火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のため、警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。また、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合に著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物及び文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

3 消防力の強化

町長は、消防施設装備等の強化、消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

町は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分に果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

町は、震災時における火災発生を予防するため、消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進する。また、海水、河川水等の自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、農業用水等も、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。

(3) 消防団の活性化

町は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

4 消防機械器具の点検整備と出動計画等

町は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、あらかじめ次の事項について計画を定めておく。

(1) 消防機械器具の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画等

消防ポンプ自動車にあつては、少なくとも機関員以上の態勢をとり必要な招集待機の計画を定めておく。

なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても、計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配慮するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 発火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

5 消防機関の警戒警備体制の確保

消防機関は、津波発生時における警戒警備体制の確保を図るため、あらかじめ次の事項について計画を定めておく。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員招集又は伝達方法

(4) 消防無線、有線放送等の通信の確保

6 火災発生防止の徹底

津波発生時においては、地域住民に火災発生防止の徹底を図るため、宣伝広報車による巡回予防広報や防災行政無線及び音声告知放送、ケーブルテレビ等を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に周知するものとする。

7 救助及び救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 町は、大規模災害時に発生する救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。

なお、必要に応じ、民間事業者との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

ア 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 町は、地震発生時には、同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、地震発生時に迅速に医療機関に搬送するため、県の広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の活用を図る。

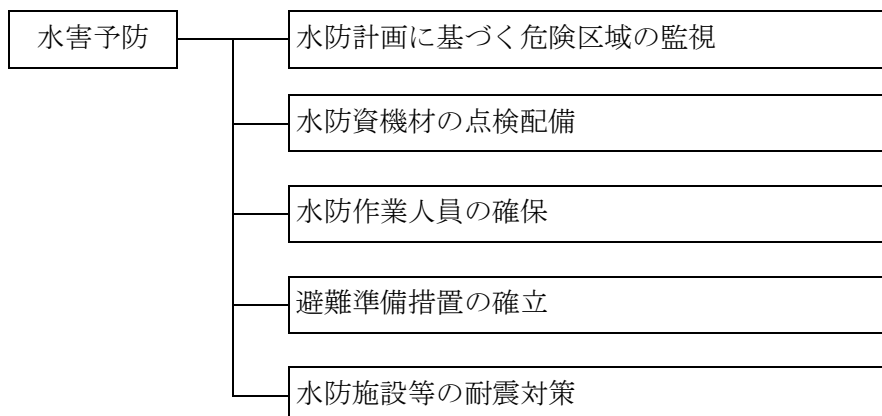
第9節 水害予防

管理課、地域整備課、
防災関係機関

1 基本方針

津波発生時は人的被害防止を最優先とするため、水防活動に従事する者の安全確保を図ったうえで、津波発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害に対して、次の措置を講ずるほか、穴水町水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

体 系



2 水防計画に基づく危険区域の監視

石川県及び穴水町水防計画に定める危険区域の堤防等の巡視を行うとともに、状況に応じて水防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮し、町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

3 水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、津波発生時に資機材が流出・破損しない位置に資機材の配備を行う。

また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充するものとする。

4 水防作業人員の確保

水防管理者は、津波発生に伴って、石川県水防計画に定める指定河川（小又川）に水防警報が発せられたときは、穴水町水防計画に定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。

町の水防管理者は、津波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

5 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは、高潮・高波により海岸で越波による二次被害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（小又川）に

水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、住民の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は、町長が行う避難指示等の判断を支援するため、町長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。

(2) 町地域防災計画において定める事項

町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保をする必要があると認められる施設がある場合には、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法

(3) 洪水ハザードマップの作成

町は、国又は県からの浸水想定区域に関する情報に基づいて、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、町地域防災計画に定められた、上記(2)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。

なお、洪水予報河川、水位情報周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても町は県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。

6 水防施設等の安全対策

津波による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するような所要の措置を講ずる。

また、町は、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、常時開放の必要がない水門、陸閘等については、できるだけ閉鎖するように努める。

7 雨量及び水位情報の発表

水防管理団体等の関係機関は、「河川総合情報システム」等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

避難指示等の標準的な意味合い

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	1 避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難施設への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 2 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難施設への避難行動を開始
緊急安全確保	1 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 人的被害の発生した状況	1 避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 2 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第10節 避難体制の整備

ふれあい福祉課、管理課、
地域整備課、住民課、
いきいき健康課、防災関係機関

1 基本方針

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会（自治会）、自主防災組織等を通じて町民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など、生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備や耐震性の向上に努める。

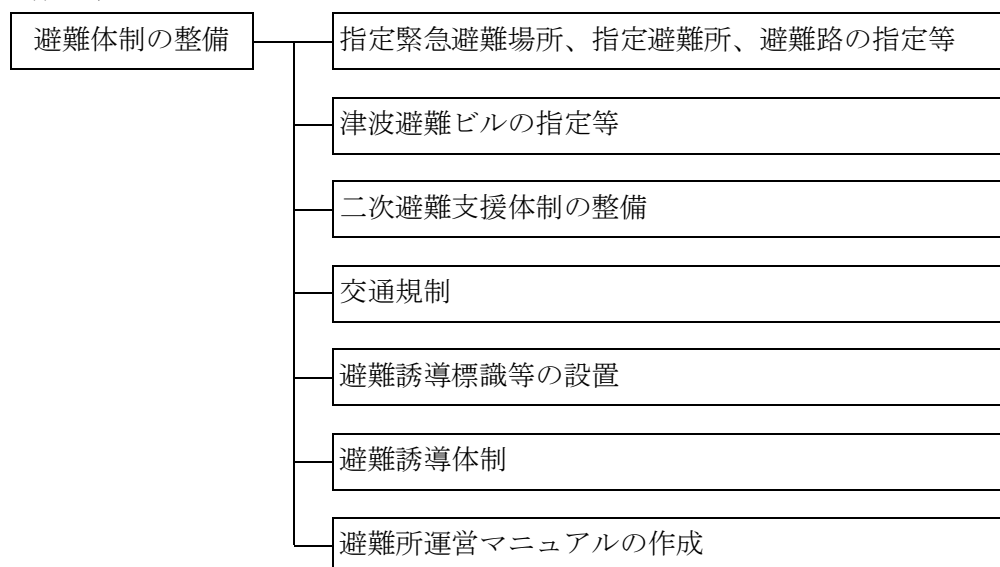
さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所設置・運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当っては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

体 系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

町は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに町内会（自治会）、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施

や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、町は、災害の想定により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所（穴水町地域防災計画附属資料参照）

ア 被災が想定されていない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

なお、緊急の避難場所として、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 都町公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。

エ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

オ 指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、浸水等の危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い所であること。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源の二重化、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

(2) 指定避難所（穴水町地域防災計画附属資料参照）

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調設備、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。

ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努めること。

コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

(3) 避難路

町は、次の事項に留意し、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、低地や河川沿いでの液状化や噴砂、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水等の危険性がない所であること。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物及び危険施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で地下に危険な埋没物がないこと。

エ 津波や浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

カ 冬季の積雪時や夜間でも安全に通行できること。

(4) 避難指示の発令基準の策定等

ア 町長は、避難指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、町長不在時における発災に備え、避難指示発令に係る代理は次のとおりとする。

順位	代 理 者
1	副町長
2	教育長
3	総務課長

イ 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

3 津波避難ビルの指定等

町は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

4 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

5 交通規制

町は、警察及び穴水町交通安全推進隊と連携し、津波発生時に町民等が円滑に避難をするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

6 避難誘導標識等の設置

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等・津波避難ビル等や避難路、避難階段の位置などをまちのわかりやすい場所に表示することや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町内会（自治会）、自主防災組織等を通じて町民等にわかりやすく示すよう留意する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

7 避難誘導體制

(1) 町

ア 町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の町民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路、避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、町は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

ウ 町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、町民等に周知する。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

エ 町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

オ 高齢者や障害者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動時要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

また、避難行動時支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

カ 町は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 児童、生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、町長、PTA等と協議し、飲料水、医薬品等の調達及び保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(3) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等を定期確認するとともに、津波避難計画等を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

8 避難所設置・運営マニュアルの作成

町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした避難所設置・運営マニュアルを作成する。併せて、福祉避難所設置・運営マニュアルについても作成し、訓練等を通じ、適宜見直しを行うよう努める。

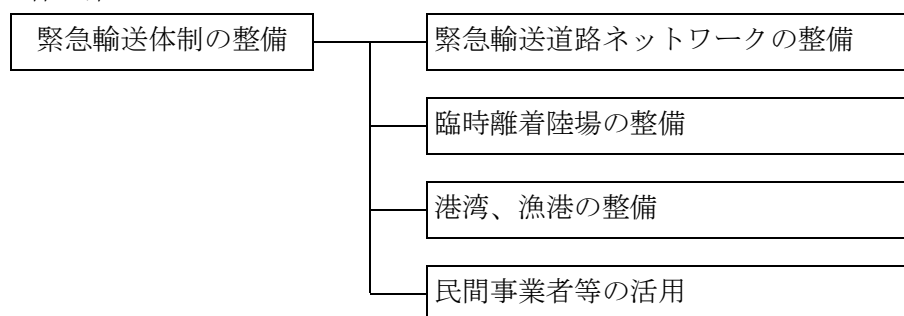
1 基本方針

道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量の輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

また、町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

体 系



2 緊急輸送道路ネットワークの整備

県の設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークは、次のとおりであり、これを参考に緊急輸送道路の整備に努めるものとする。

区 分	設 定 基 準	接続される防災拠点
第 1 次緊急輸送道路	初動体制の確保及び地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	町役場、能登空港、奥能登土木総合事務所、奥能登総合事務所、公立穴水総合病院、穴水消防署、輪島警察署
第 2 次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港
第 3 次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	—

※ なお、上記表に含まれない町道にあっても、常に避難・迂回路として利用されることから、路線の安全確保に努めるものとする。

3 臨時離着陸場の整備

町は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地进行調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

場外離着陸場（穴水町地域防災計画附属資料参照）

4 港湾、漁港の整備

(1) 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧資材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。

また、同時に緊急輸送物資の集積場所及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。

(2) 港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。

また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。

5 民間事業者等の活用

(1) 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

(2) 町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

(3) 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

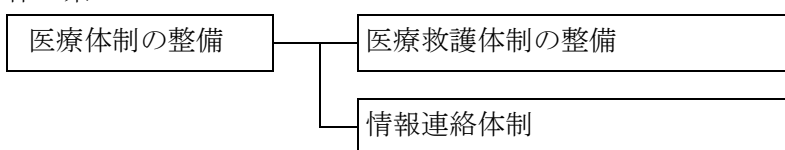
1 基本方針

地震・津波発生時には、家屋の浸水や火災等により多数の負傷者が発生し、さらに医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、町民の生命と安全を守るため迅速な医療救護体制が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震・津波の発生に備える。

体 系



2 医療救護体制の整備

(1) 町

ア 町は、能登北部医師会、公立穴水総合病院等の全面的な協力を得て、あらかじめ地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で医療救護班が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ 医療救護班は、原則として、医師 1 名、看護師 2 名、補助者 2 名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師 1 名も加えるように努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、編成された医療救護班については、県に報告し、変更した場合も同様とする。

ウ 町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

エ 町は、津波災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

オ 町は、津波が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検しておく。

カ 町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

キ 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

(2) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平常時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防

災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

医療救護活動に係る情報連絡体制は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については町が整備し、災害時後方病院体制に係る情報連絡体制については県が整備する。

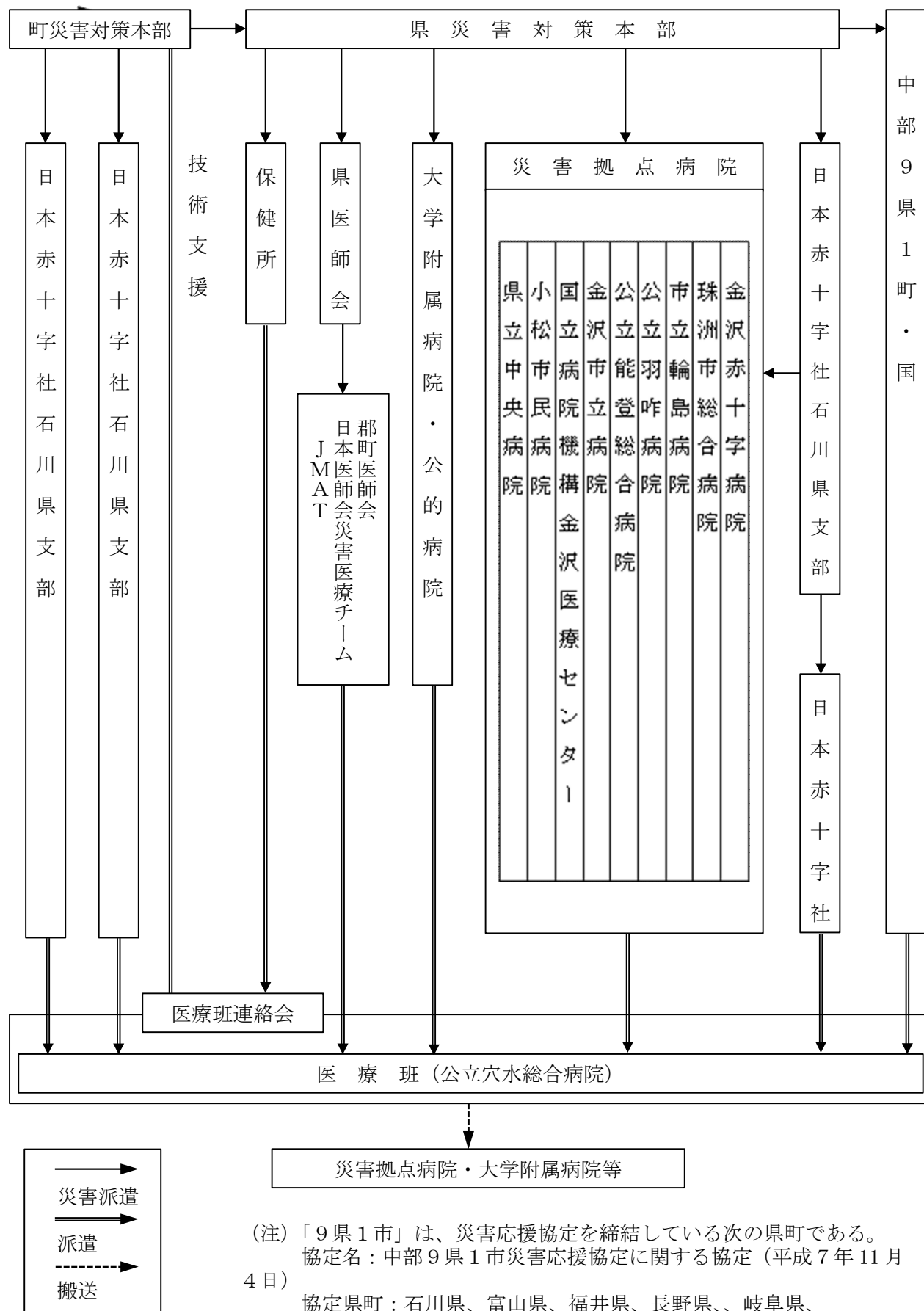
(2) 災害時通信手段の確保

ア 町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。

(3) 災害医療対策本部等の開催及び運営に関する訓練等

町は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療対策本部、医療救護活動調整会議及び医療救護班連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

医療救護活動系統図



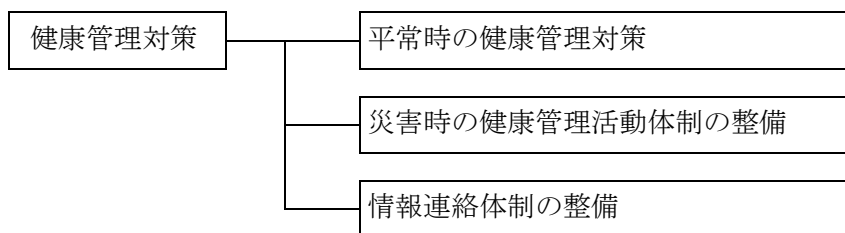
1 基本方針

津波発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、町は医療救護班と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期するため、平素から津波の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、町民自身の健康管理意識の向上に努める。

体 系



2 平常時の健康管理対策

(1) 町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。

(2) 町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要配慮者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生・児童委員、健康づくり推進員、母子保健推進員等との協働・連携の構築に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、「石川県災害時の健康管理活動マニュアル」に基づき、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

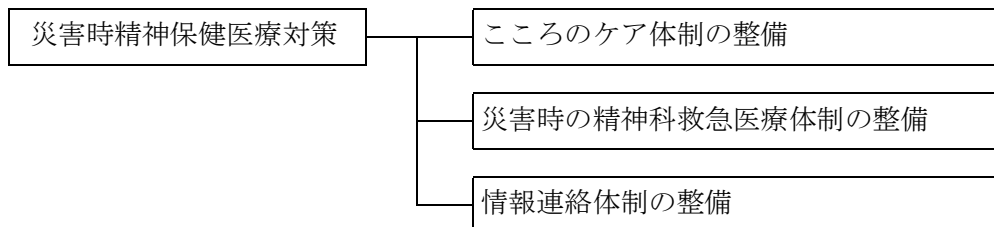
第14節 こころのケア体制の整備

いきいき健康課、公立穴水総合病院、
防災関係機関

1 基本方針

津波発生時には、被災者のこころのケア活動に迅速に対応できるよう、精神保健医療体制の整備やコミュニティの維持に努める。

体 系



2 こころのケア体制の整備

- (1) 町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ県と協議しておく。
- (2) 町は、平常時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、津波発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。
- (3) 町は、精神科医療を必要としないものの、継続した見守りが必要な被災者に対するケアの体制を整えておく。

3 災害時の精神科救急医療体制の整備

町は、津波により急発・急変し、緊急に入院を要する精神科医療が必要な場合、迅速に医療を確保するため、県と協力し、体制整備に努める。

4 情報連絡体制の整備

町は、平常時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第15節 食料及び生活必需品等の確保

観光交流課、企画課、会計課、
防災関係機関

1 基本方針

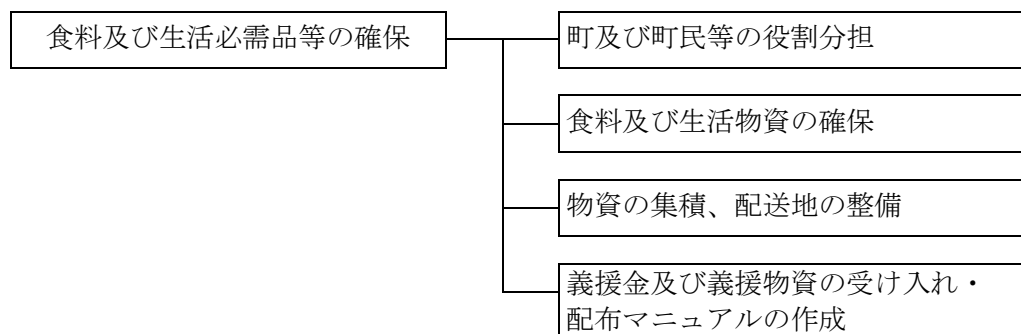
住宅の被災等による食料や生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者へ生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

体 系



2 町及び町民等の役割分担

食料及び生活必需品等の確保を図るため、次のとおり役割分担してその確保に努めるものとする。

- (1) 町は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (3) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民のことも考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (4) 町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

町は、平常時から津波被害想定を参考として、災害の発生に際して、必要となる非常食の備蓄に努めるほか、備蓄を行うにあたっては、大規模な津波災害が発生した場合、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、被災地に

おける迅速な対応を図るため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄に配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。備蓄の目標として、県で想定された巨勢川の地震で想定された本町の被害人数が 428 人であることから、3 日分である約 4,000 食を備蓄の目標とする。

また、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養バランスや要配慮者に配慮した、避難者が必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業者等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速、適切に対応できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4 物資の集積、配送地の整備

町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるよう、それぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 町は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受入輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (2) 町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受入れ・配分マニュアルの作成

町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

また、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間業者の活用を事前から検討しておく。

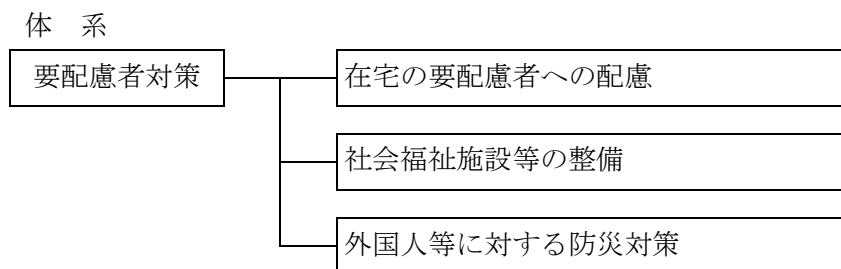
第16節 要配慮者対策

ふれあい福祉課、住民課、
いきいき健康課、防災関係機関

1 基本方針

津波発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。



2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 支援体制の整備

町は、要配慮者避難支援のため、要配慮者支援班を設置するなど支援体制の整備に努める。

また、要配慮者が災害からの避難後に命に危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策に努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者の把握

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難する避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿

町は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうちから、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 75歳以上の高齢者のみの世帯を構成する者
- (イ) 要介護（3～5）の認定を受けている者
- (ウ) 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (オ) 療育手帳の交付を受けている者

(カ) その他自力での避難が困難で支援を希望する者

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

エ 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(4) 避難支援等関係者等

ア 避難支援等関係者への情報提供

町は、災害対策基本法第 49 条の 11 に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報を提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、町は、災害対策基本法第 49 条の 11 に基づき、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものとする。

イ 避難支援等関係者となるものは、次に掲げる団体及び個人とする。

(ア) 穴水消防署

(イ) 輪島警察署

(ウ) 民生児童委員

(エ) 地区・町内会長

(オ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

ウ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、町は次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

(イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明すること。

- (ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。
- (エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (カ) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者必要に応じて協定を締結すること。

エ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

オ 要配慮者の配慮

町は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

町は、町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画「穴水町災害時要配慮者避難支援計画」を活用し、防災関係部局と福祉関係部局、輪島警察署等との連携の下、防災関係者等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動時要支援者に関する情報の共有に努める。

(6) 緊急通報システム等の整備

町は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システム等の普及を促進するとともに、地域の避難誘導體制の確立を図る。

(7) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(8) 防災マップの作成

町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できるコミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

(9) 避難行動時要支援者避難支援マップの作成

町は、避難行動時要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(10) 福祉避難所の指定

町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

(11) 二次避難支援体制の整備

町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(12) 避難後の支援対策

町は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設等の管理者は、平常時から関係機関、地域住民、自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に施設を立地するよう努めるものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、耐浪化、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育及び防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や津波発生時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、津波発生時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して、利用者の実態に応じた避難確保計画の作成及び防災訓練を定期的 to 実施する。特に自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄となる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

(1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。

(2) 町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(3) 多言語による防災知識の普及を推進する。

(4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。

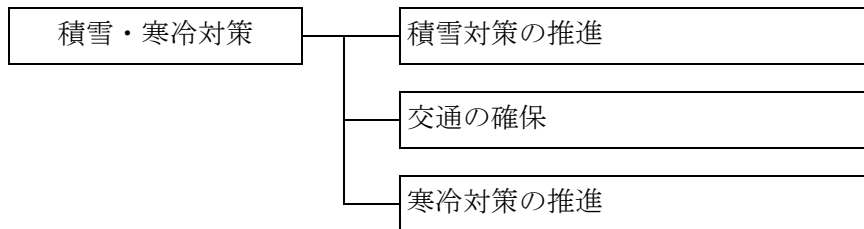
- (5) 地域全体で外国人への支援システムや救助体制の整備等に努めるとともに、外国人向けのマニュアルの作成に取り組む。

1 基本方針

積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、避難路、避難場所等の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。

体 系



2 積雪対策の推進

積雪期における津波対策については、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策を推進することにより行う。

このため、町及び防災関係機関は「石川県雪害対策実施要綱」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

3 交通の確保

津波発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた道路交通確保対策を次のとおり推進する。

(1) 除雪体制の確保

ア 道路管理者は、一般国道、県道、町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期間の交通の確保を図るため、道路整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(3) 臨時離着陸場の確保

町は、孤立が予想される集落の臨時離着陸場の確保を促進するとともに除雪体制の強化を図る。

4 寒冷対策の推進

(1) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

町及び防災関係機関は、流水溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

(3) 被災者及び避難者対策

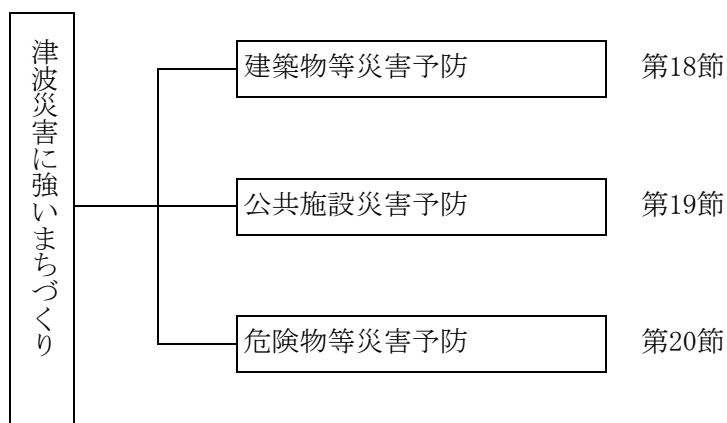
町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備及び備蓄に努める。

また、応急仮設住宅の建設は、積雪のため着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者及び避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

【津波災害に強いまちづくり】

津波災害に強いまちづくりを推進するため、公共施設や多くの人が集まる施設、ライフライン等の公共的施設の安全性の確保に一層努める。

また、町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防風林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。



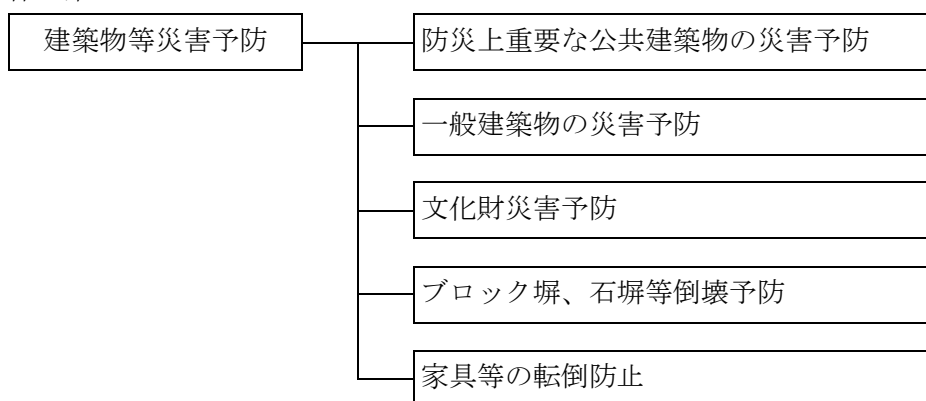
1 基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、津波は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、津波に強いまちづくりを行うにあたって、町は、公共建築物及び一般建築物の耐震性、耐浪性並びに不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに津波に対する安全性を一層高め、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

体 系



2 防災上重要な公共建築物の災害予防

津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、町は、次の公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合には、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などを努める。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造及び設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達、救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 発災時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

町及び施設管理者は、旅館、マーケット、病院等不特定多数の者が使用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

4 文化財災害予防

- (1) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等は、できる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管するよう工夫する。

- (2) 事前対策

ア 津波対策

町又は町教育委員会は、文化財の津波災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。

イ 民間団体との連携

町又は町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から民間団体等との連携を強化する。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防

地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等の点検及び補強を指導し、新たに設置するものについては安全性を確保するよう指導する。

6 家具等の転倒防止

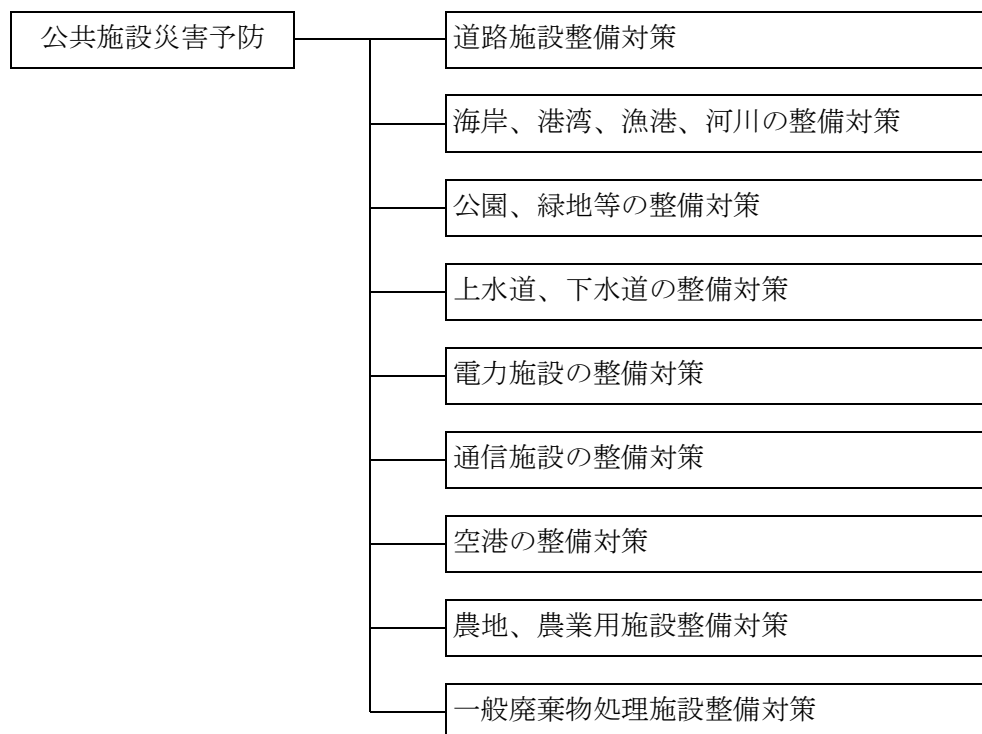
津波からの迅速かつ確実な避難を図るためには、地震動による家具等の転倒被害を防止する必要があることから、「自らの命は自分で守る」という自助の大切さを町民に周知し、日頃から家具等を固定するなどの転倒防止対策を行うよう、町民に対し普及啓発に努める。

1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話等の公共施設は、町民の日常生活、社会及び経済活動に欠くことのできないものであり、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、津波災害に強いまちづくりを行うにあたっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3時医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

体 系



2 道路施設整備対策

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、津波発生時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また、通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としての機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、

道路機能の確保を図る。

さらに、道路空間が有効な緊急の避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ、相互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震・津波への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、地震・津波により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面から土砂・岩石の崩壊等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板などの施設の破損による二次被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される箇所に対して、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施し、災害時に孤立化のおそれのある地区においては、避難や救護に必要な道路の整備に努める。

さらに、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用について考慮する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設にあたっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

(4) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、信号機滅灯対策を推進する。

3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策

津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(1) 海岸、港湾、漁港の整備

ア 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し、整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図ることとする。

イ 人員、緊急物資輸送、復旧資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震強化岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備する。

ウ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

(2) 河川の整備

津波発生時におけるえん堤及び堤防等の破損は甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能が低下するおそれのある箇所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

津波発生時において、公園、緑地、緑道等は、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難場所としての役割ばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、津波発生時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等町街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備に努める。なお、避難場所となる公園、緑地については、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

(2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。

(3) 地域防災拠点施設の整備

津波発生時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

地震・津波災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

町は、断水等水道被害に即応するため、あらかじめ、次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

町（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるようあらかじめ組織や役割等を定めておく。（「穴水町水道危機管理マニュアル」に準ずる。）

(イ) 町（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 町（水道事業者）は、連絡手段として、事前に水道業務用無線又は防災行政無線を使用できるよう体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（一社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めるほか、地震・津波発生を想定して、複数の連絡手段を定める。

ウ 飲料水の確保

町（水道事業者）は、津波発生時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ、次の措置を行う。

（ア）水道施設の耐震化

（イ）緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互に融通できる連絡管等の整備に努める。

（ウ）代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水、湧水等の確保に努める。

（エ）応急給水、応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク、給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機、管材料等の整備に努める。

また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へあっせん等の協力要請を含めたこれらの資機材の調達計画を作成する。

（オ）応急給水、施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して対応できる体制をあらかじめ検討する。

（カ）自主防災組織及び住民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

（2）下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の津波災害時における防災性の強化に努めるとともに、津波災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性を確保する。

下水処理場は海岸近くに位置する場合が多いため、「下水道施設の耐震対策指針と解説

（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、耐津波性能の確保に努める。

ア 安全の確保

（ア）体制面の強化

a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

c 町は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

（イ）要員の確保

津波発生時に円滑に活動できるよう次の事項について定めておく。

a 初動時の要員の確保

b 非常招集方法

c 応援要請方法

d 広報体制等

イ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業務幹線体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

各設備については、適切な耐震性・耐浪性を有するよう所要の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震に伴い地盤の不等沈下、地すべり等の発生するおそれがある軟弱地盤等にある設備及び津波により浸水する危険のある地域については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への新たな設備の設置については極力避ける。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から津波に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から津波に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

津波発生時に円滑な活動ができるよう下記事項について定めておく。

(ア) 初期時の要員の確保

(イ) 非常招集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

7 通信施設の整備対策

津波発生時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。

(1) 県及び町防災行政無線

無線を利用した専用通信は、情報連絡手段として極めて有効である。特に、津波発生時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、次の点に留意して通信の確保に努める。

ア 耐震性・耐浪化の強化

局舎、装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図る。

エ 定期的な点検の実施

施設及び装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 通信訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による通信訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(2) Lアラート（災害情報共有システム）

県、町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達的手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

8 空港の整備対策

空港については、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び人員の輸送を図るため、管制塔及び航空保安施設の耐震性の向上に努める。

9 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水路、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

10 一般廃棄物処理施設整備対策

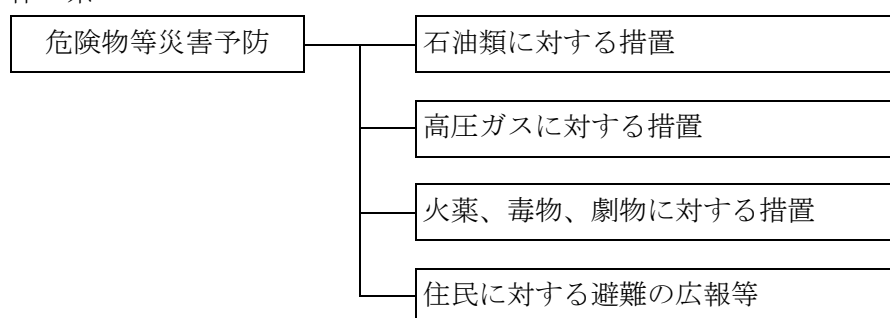
町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

1 基本方針

火薬類、高圧ガス等その他の発火性若しくは引火性物品又は毒物、劇物等の危険物品は、津波発生時には直ちに災害の原因となるとともに、津波による流出等により災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、津波が発生するおそれがある場合、従業員が避難する際の緊急停止措置等の対応について、予防規定等に明記するなど、緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導、訓練等を通して、津波に対する安全性を高め、災害の防止に万全を図る。

体 系



2 石油類に対する措置

(1) 災害時における事故発生の防止

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）の管理者、所有者等に対して法令に基づく保安体制の強化及び付近住民の安全確保が十分行われるよう要請する。

(2) 立入検査の強化

消防本部、消防署は、危険物施設に対し立入検査を実施し、上記(1)について万全の措置を指導し、事故防止のため貯蔵取扱等の厳正を期すように十分なる監督指導を行う。

(3) 津波発生時における心得の周知

消費者に対しては、津波発生時に適切な措置がとられるよう次の事項について周知徹底を図る。

ア 石油類等の保管場所については、安全の確認を行うこと。

イ 消費中のものは、災害の状況によりすべて消費の状態を一時停止すること。

3 高圧ガスに対する措置

(1) 津波発生時におけるガス事故の予防

石油類に対する措置の(1)に準ずる。

(2) 津波発生時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な措置がとられるよう平常時から次の事項について周知徹底を図る。

ア コック類は確実にしめること。

イ 容器の転倒を防ぐこと。

4 火薬、毒物、劇物に対する措置

- (1) 危険物等の所有者、管理者及び取扱者に対して、石油類に対する(1)と同様、法令に定める十分な措置を要請する。
- (2) 毒物及び劇物については、農業協同組合、一般取扱者等に対して法令に定める十分な措置を要請するものとするが、二次災害発生の防止については、警察署、保健機関と協議するものとする。

5 住民に対する避難の広報等

施設の所有者及び管理者と町とは、相互に絶えず連絡を保ち、災害の状況により、各種危険物に対する応急処理の状況、避難等について広報する。

第3章 津波災害応急対策計画

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速、適時かつ的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、**初動対策期**（発生から1日程度）、**緊急対策期**（1週間程度まで）、**応急対策期**（1ヶ月程度まで）の3期に分類・整理して、災害応急対策計画を策定する。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

津波災害応急対策計画の全体イメージ

地域防災計画	期間経過	対策期別	対 象 項 目	町民の対応
津波災害予防対策		事前対応	・減災（避難体制の整備等） ・準備（組織、計画等）	・ハザードマップの理解 ・防災教育
津波災害応急対策	発 災	初動対策期 (救命中心)	・生命の安全確保 ・職員の非常招集 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難場所等の開設 ・情報網の確保	自主防災 備蓄食糧 水の消費 3日
	1 日	緊急対策期 (救援と支援)	・避難所の高機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・幹線道路の通行確保と流入交通量の制限	
	1 週間	応急対策期 (応急被害の復旧の開始、こころのケア開始)	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン等の復旧進捗情報の共有化 ・生活支援とボランティア受入環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア開始	・ボランティア活動の開始及び受入
津波災害復旧・復興対策	1 か月	復旧対策期 (復興計画の策定)	・災害廃棄物の処理 ・町づくり組織の形成 ・復興計画の策定	・都市、町づくりへの参加
	6 か月	復興対策期 (人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復)	・都市計画の回復・強化 ・教訓の整理、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復、創造	

津波災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

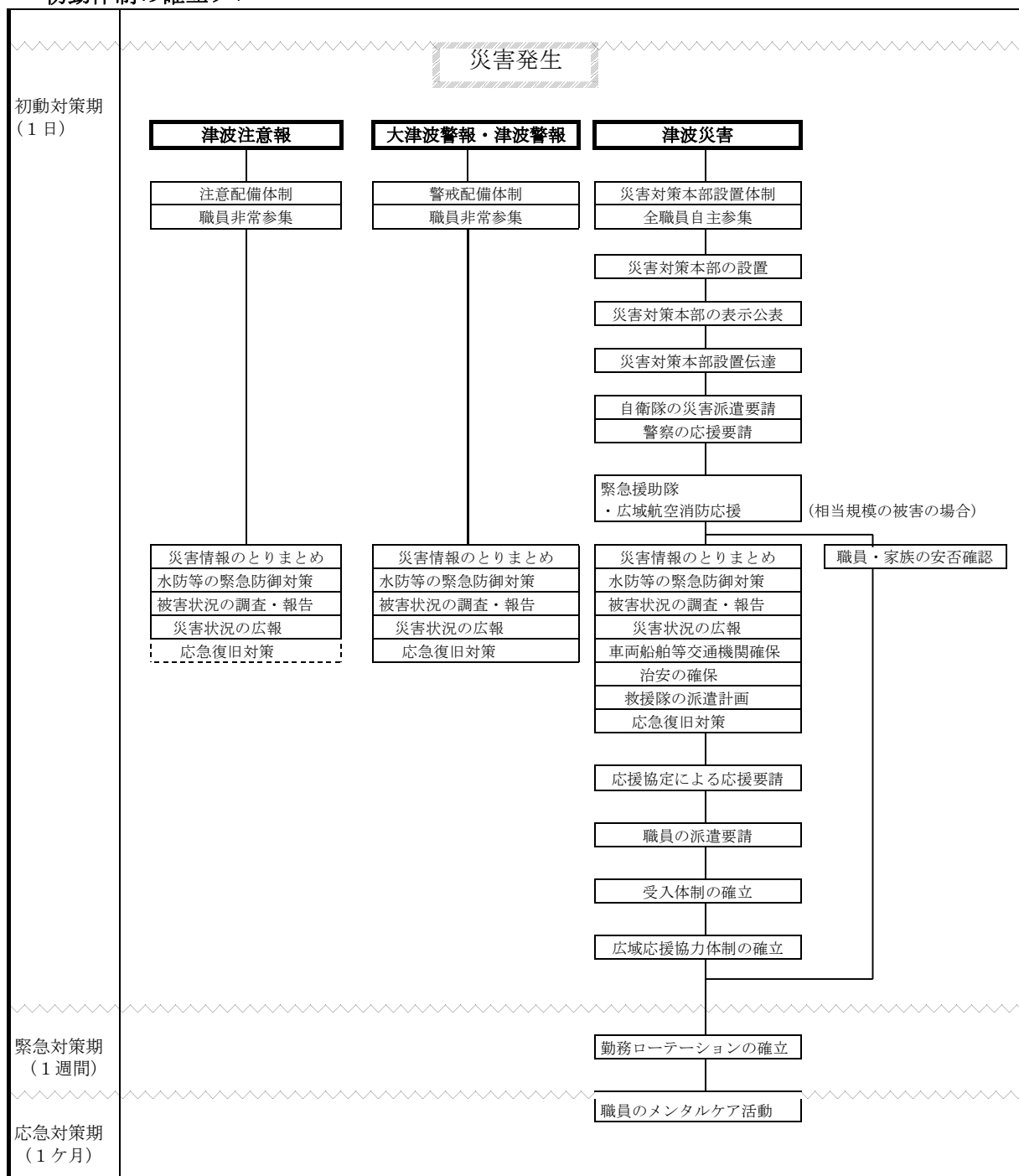
対策項目の時系列整理

時間経過		1 週		1 月
対応期別		初動対策期		緊急対策期
対策項目	第1節	初動体制の確立		
	第2節	大津波警報・津波警報・注意報の発表		
	第3節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達	
	第4節	通信手段の確保		
	第5節	消防防災ヘリコプターの活用	消防防災ヘリコプターの活用	
	第6節	災害広報	災害広報	災害広報
	第7節	消防活動		
	第8節	自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣の継続	
	第9節	救援隊等の受入		
	第10節	救助・救急活動		
	第11節	災害医療及び救急医療	災害医療の継続と救急医療の開始	
	第12節	健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動
	第13節	水防活動		
	第14節	災害救助法の適用		
	第15節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制	
	第16節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	
	第17節	危険物の応急対策	危険物の応急措置	危険物の応急復旧
	第18節	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の応急措置	
	第19節	公共土木施設等の応急対策	公共土木施設等の応急措置	
	第20節	避難誘導	避難誘導	
	第21節	給水活動	給水活動	
	第22節	食料の供給	食料の供給	
	第23節	生活必需品の供給	生活必需品の供給	
	第24節		障害物の除去	
	第25節		輸送手段の確保	
	第26節		こころのケア活動	こころのケア活動
	第27節		防疫、保健衛生活動	
	第28節	要配慮者の安全確保	要配慮者支援	
	第29節		ボランティアの活動支援	
	第30節		災害廃棄物等の処理	災害廃棄物等の処理
	第31節		住宅の応急対策	応急仮設住宅建設
	第32節		文教対策	
	第33節	労務供給計画	労務供給	

第1節 初動体制の確立

管理課、全課、防災関係機関

初動体制の確立フロー



1 基本方針

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、津波災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は、津波災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方自治体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制の確立等、活動体制を整備するものとする。

2 災害対策本部等に係る配備態勢及びその基準等

穴水町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置に係る配備態勢及びその基準等（以下「配備態勢及び基準等」という。）は、次のとおりとする。

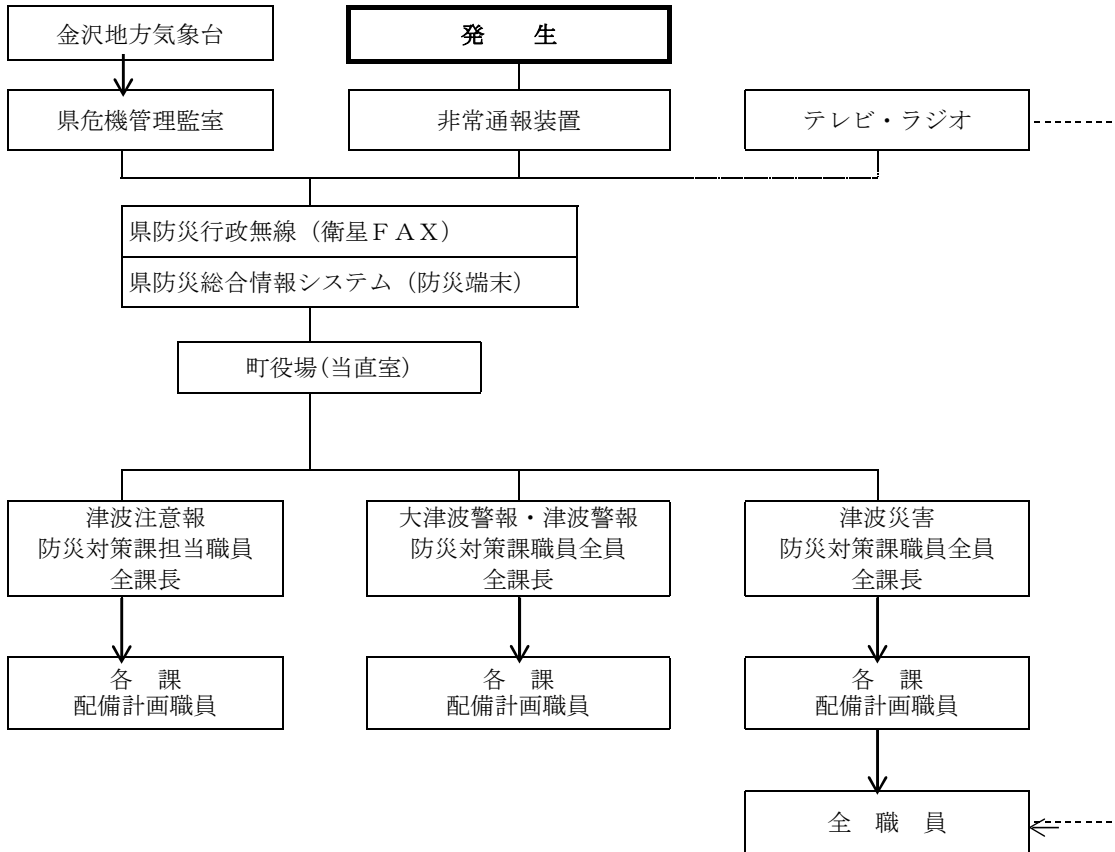
配備態勢及びその基準等

配 備 態 勢		基 準	動員対象職員
注意体制 (配備基準：注意配備) 責任者：管理課長		—	・管理課職員 (自宅待機)
警戒体制 (配備基準：警戒配備) 責任者：管理課長 副責任者：町参事 総務課長	警戒 配備 Ⅰ	・気象庁が石川県能登予報区に 津波注意報 を発表したとき。 ・その他町長が必要と認めたとき。	・管理課職員 ・危機対策室次長 ・全課長
	警戒 配備 Ⅱ	・気象庁が石川県能登予報区に 津波警報 を発表したとき。・その他町長が必要と認めたとき。	・管理課職員 ・総務課職員 ・地域整備課職員 ・上下水道課職員 ・教育委員会事務局職員 ・住民課職員 ・ふれあい福祉課職員 ・いきいき健康課職員 ※責任者が被害の状況（予測を含む）等から判断して、災害応急対策に必要な範囲の動員職員を指名
災害対策本部体制 (配備基準：非常配備) 本部長：町長 副本部長：副町長 教育長		・気象庁が石川県能登予報区に大津波警報を発表し、町の区域内に相当規模の津波災害の発生が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町の区域内に災害救助法の規定を適用する津波災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町の区域内に津波災害が発生し、その規模、範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。	・全職員 (自主登庁)

3 通報連絡体制及び職員の動員

(1) 通報連絡体制

町長は、町の区域内に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき、若しくは津波災害が発生したとき（発生のおそれがあるときを含む。）は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。



(2) 職員の伝達系統

職員の動員は、町長の配備態勢の決定に基づき、次の系統で伝達し動員するものとする。



ア 各課長は、あらかじめ職員非常時連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底させる。

イ 各課長は、配備編成計画を毎年4月1日現在で作成し、同月15日までに本部長に提出しなければならない。

(3) 通報の方法

2の「配備態勢及びその基準等」に定める動員対象職員は、電話等で連絡を受けたときは、直ちに登庁する。

(4) 動員の方法

ア 各課は、動員の系統、職員の動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

イ 時間内においては管理課職員、時間外においては宿日直がこれにあたる。

4 災害対策本部

- (1) 町長は、2の「配備態勢及びその基準」に定める町の区域内に津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等には、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部の組織等は「穴水町災害対策本部条例」の定めるところによる。
- (3) 災害対策本部は原則として穴水町役場3階会議室とする。ただし、特に本部長が指定する時は、この限りではない。
- (4) 職員は、常に災害情報に留意し、町の区域内に津波災害が発生、又は発生するおそれがあると承知したときは、直ちに自主登庁する。
- (5) 災害対策本部の所掌事務

町災害対策本部は、津波災害対策の推進に関して、総合的かつ一元体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより町防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。

本部の所掌事務

- 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 災害による被害状況の調査及び被害報告の取りまとめに関すること。
- 災害時における通信の確保に関すること。
- 災害情報の広報に関すること。
- 救援隊の要請及び受入に関すること。
- 災害時における医療機関・健康管理活動等に関すること。
- 国や県及び他市町等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
- 水防その他災害の緊急防御対策に関すること
- 災害時における緊急輸送道路の確保に関すること。
- 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。
- 災害時における治安の確保に関すること。
- 災害の応急復旧対策に関すること。
- その他災害対策に関し町長が必要と認めた事項に関すること。

5 災害対策本部設置等の表示等

- (1) 災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行い、県、防災関係機関、報道機関等に通報し、町民等に周知する。
また、各支所、出張所等に対しては、ファクシミリ又は電話で速やかに伝える。
- (2) 廃止した場合も、(1)に準じて行う。

6 意思決定手続き

本部長（町長）に事故がある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

理順位	職 名
第1位	副本部長（副町長）
第2位	副本部長（教育長）
第3位	本部付け（総務課長）

7 災害応急対策の総合調整

(1) 総合調整

ア 県が災害対策本部及び現地災害対策本部を設置したときは、相互に連絡調整を図りながら応急対策を実施する。

イ 町が災害対策本部を設置したときは、町防災会議は必要に応じて連絡員室を設置し、防災関係機関相互の連絡調整の円滑化を図る。町防災会議連絡員室が設置されたときは、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

(2) その他の対策会議等の設置

ア 災害対策本部の設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じて必要な対策会議を設置するものとする。

なお、対策会議等を設置したときは、すみやかに町防災会議に連絡する。

イ 災害対策本部が設置されたときは、これらの対策会議は吸収されるものとする。

(3) 町は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

8 受援体制の確立

町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 県及び他の市町への応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事及び他の町長に対し次の事項を明らかにし、応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を必要とする区域及び範囲又は内容

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

(2) 防災関係機関への出動要請

町長は、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、防災関係機関に対して、次の事項により応急措置の実施を要請する。

ア 災害の状況

イ 出動を要請する理由

ウ 出動を必要とする区域及び範囲又は内容

エ 出動を必要とする期間

オ その他必要な事項

(3) 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、町長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、町長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請にあたっては、町長は次の事項を明らかにする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣が必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 職員の派遣のあっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(5) 受入体制の確立

災害応援要請をした町長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講じ、受入体制に万全を期す。

- ア 派遣職員等の現地連絡責任者を定める。
- イ 派遣職員等の宿舎を提供する。
- ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関し便宜を図る。

9 広域応援協力体制の確立

町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

また、町長は、県下市町はもとより、広域応援自治体、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。

(1) 災害救援対策本部等の設置

町長は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。

また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

(2) 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

なお、他の都道府県（市町村）への応援部隊の編成にあたっては、次の点を考慮する。

- 応援部隊には、応援を要請した都道府県（市町村）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。
- 応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務チーム（担当者）を設ける。
- 応援部隊は、応援業務によっておおむね次の班を編制する。
 - ・救護班（救護活動について応援する。公立穴水総合病院の医師、看護師を中心に編成）
 - ・復旧班（被災地における復旧作業の技術的指導・応援する。地域整備課を中心に編成）
 - ・罹災証明班（被災地における罹災証明業務について応援する。税務課を中心に編成）

(3) 町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

10 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予想される津波が発生した場合には、原則として本人が所属する部署へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害の状況を確認させるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

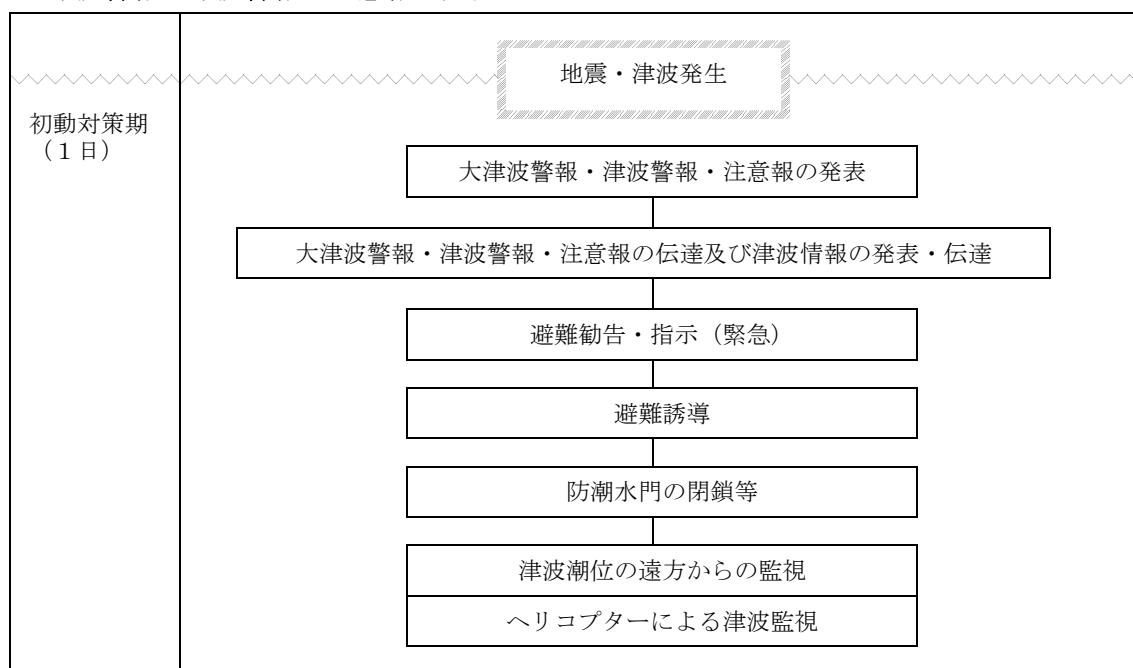
(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期間にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表

管理課、防災関係機関

大津波警報・津波警報・注意報の発表のフロー



1 基本方針

大津波警報・津波警報・注意報の発表時又は津波災害の発生時には、津波被害の軽減及び拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。

また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

2 警報・注意報等の種類、発表基準等

町は、地震の震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を越えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを越える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで、1 mを越え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

(ウ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報として発表する。

津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）この情報で発表される到達予定時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値からの推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言

葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発 表 内 容
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が 100 km を越えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100 km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b 津波には非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

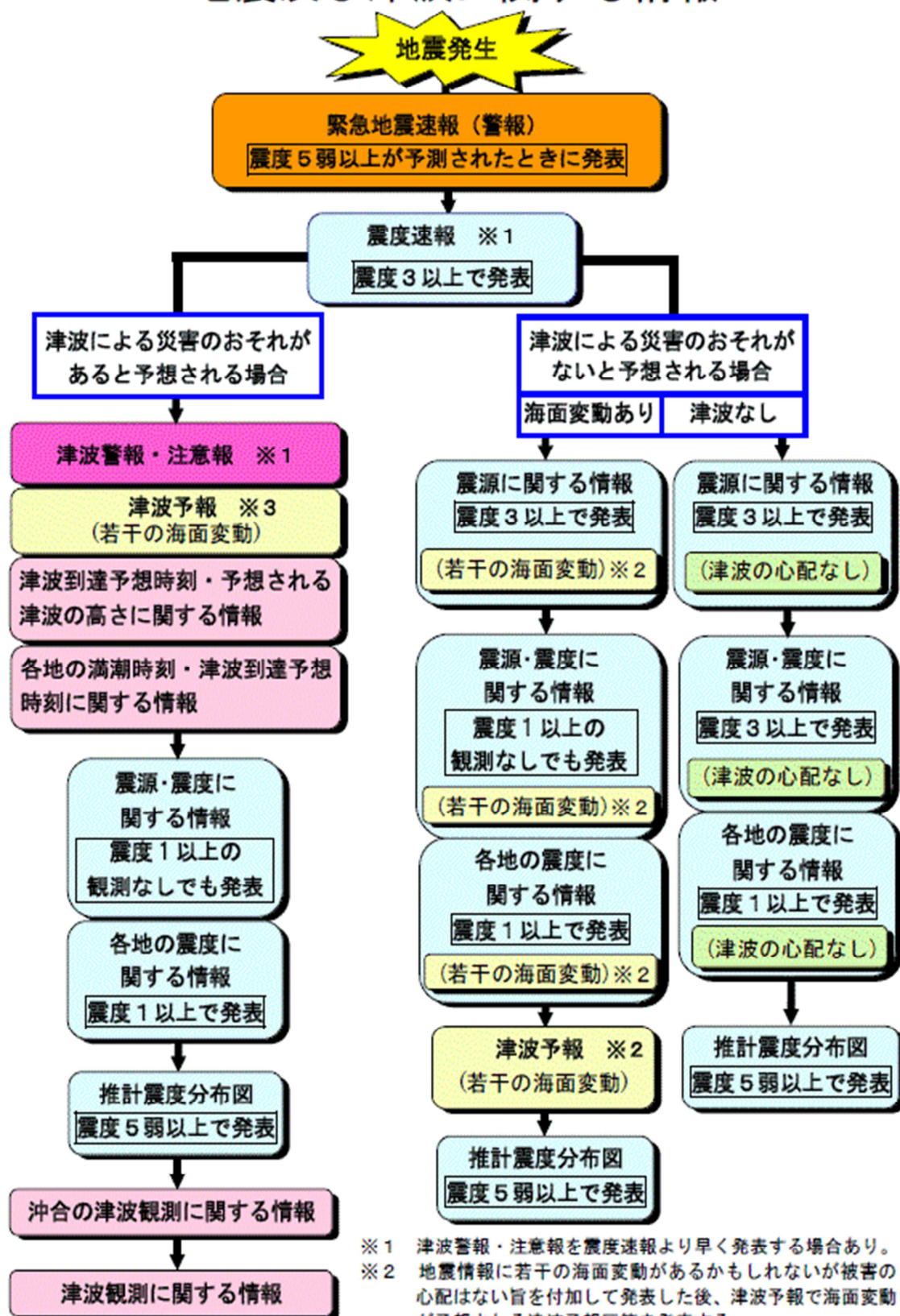
気象庁は、地震発生後に津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の

内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

地震及び津波に関する情報



(1) 津波予報区

イ 穴水町における予報区

津波予報区の名称	区 域
石川県能登	石川県かほく市以南を除く

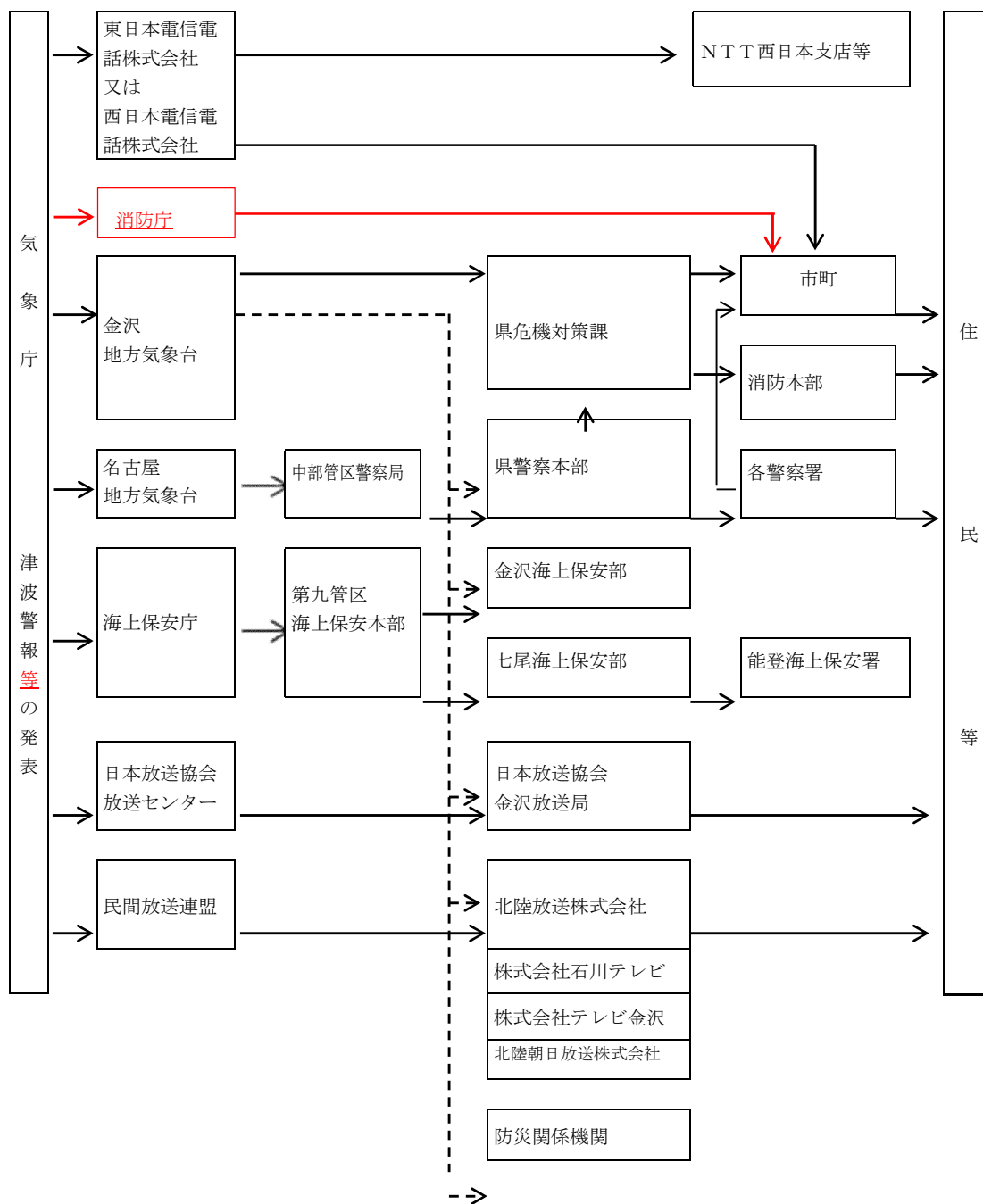
(注) 石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡

(2) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図



イ 町及びその他の防災関係機関

町は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。

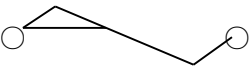
また、伝達にあたっては、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図ることとし、町地域防災計画に定めておく。

なお、町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

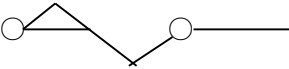
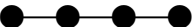
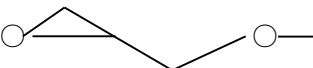
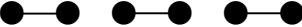
ウ 津波注意報、警報の標識は、次のとおりである。

(ア) 津波注意報標識

標識の種類	標	識
	サイレン音	鐘 音
津波注意報標識	(約10秒)  (約2秒)	(3点と2点の斑打) 

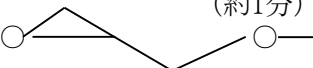
(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(イ) 津波警報標識

標識の種類	標	識
	サイレン音	鐘 音
大津波警報標識	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)	(連点) 
津波警報標識	(約5秒)  (約6秒)	(2点) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ウ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標	識
	サイレン音	鐘 音
津波警報及び 津波注意報 解除標識	(約10秒)  (約1分) (約3秒)	(1点2個と2点の斑打) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

エ 気象庁の警報事項を適時に受けることのできなくなった市町長が津波警報を発した場合は、異常現象の発見通報体制にならって、県を通じて金沢地方気象台に通報する。

5 津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

町は、大津波警報、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、町は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、町民の避難の意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

なお、発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。

＜一般＞

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。
また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
- 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また声掛けをして、避難を促すように努める。
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

＜船舶＞

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報又は注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

(2) 緊急対策

町は、消防職員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

(3) 津波潮位の監視

ア 津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

イ 大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

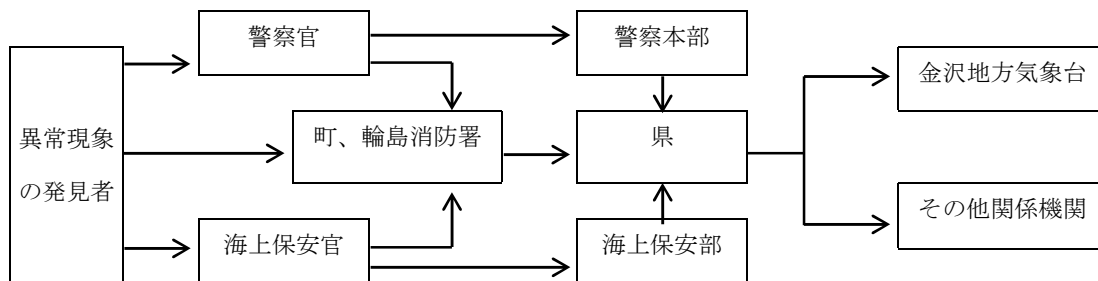
ウ 町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

6 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに町、消防署、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、町及び消防署が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは町を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他関係機関に通報する。

異常現象発見者の通報系統図



7 水防法に定める水防警報

(1) 津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波発生時における水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事する者の安全確保が図られるものとする。

(2) 水防警報を行う河川・海岸及びその区域

国土交通大臣又は知事が指定した河川・海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川・海岸ごとにそれぞれ定められた機関の長が直接これを発表する。

なお、発令区域については石川県地域防災計画（一般災害対策編）第3章第3節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」4(1)ア及び(2)アによる。

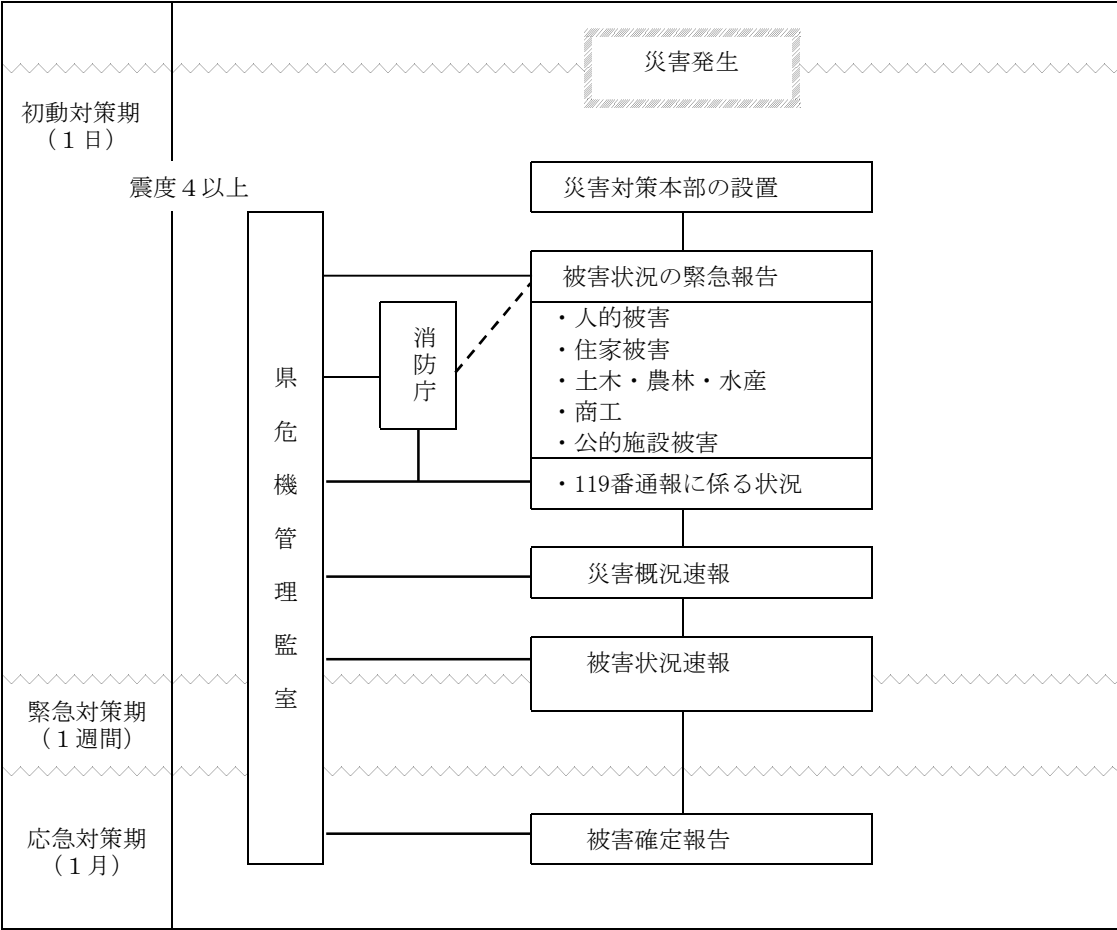
(3) 種類及び発表基準

種類	発表基準	内容
待機	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整するものとする。

災害情報の収集・伝達のフロー



1 基本方針

町及び防災関係機関は、津波災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに迅速かつ的確に被害状況等の収集・伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報の優先順位

被害状況の収集・連絡は、応急対策の時期別に優先順位をつけて行う。

対策期別	情報の優先順位
初動対策期	① 人的被害 ② 住家被害
緊急対策期	③ 土木、農林水産業、商工被害 ④ 公的施設被害

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

町

- (ア) 町は、自ら、あるいは防災関係機関や地域の自治会と連携をとりながら、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害等の災害の発生状況に関する情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

(イ) 町は、119 番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県へ報告する。

(2) 被害状況や応急対策状況の報告

町災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 町

(ア) 町長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機対策課又は県の出先機関に報告する。

(イ) 町長は、上記報告の概要を町所在の関係機関に連絡する。

(ウ) 町は、本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ 警察

(ア) 警察署長は、町長その他関係機関と密接に連携して、災害活動上必要な災害に関する情報を収集する。

(イ) 収集した災害情報及び警察関係施設被害については、上級機関に報告するとともに、必要により関係機関に連絡する。

(ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察署においては警備課が行う。

ウ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに上記の各機関は、その管理に属する施設についての被害状況及び応急措置の実施状況を必要に応じて県危機対策課に通報する。

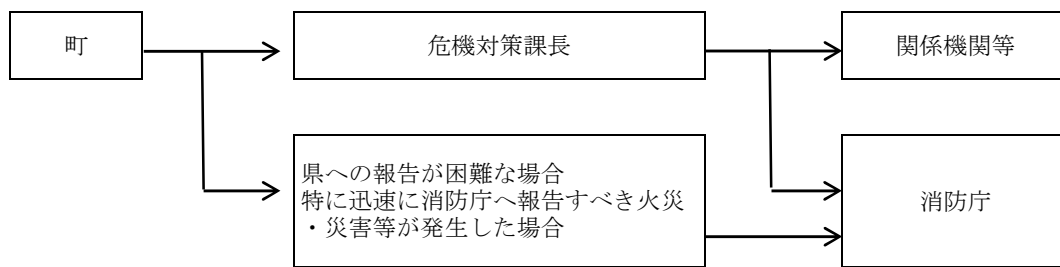
エ 関係機関等の協力関係

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態について認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

オ 情報収集伝達体制

県は、市町等から災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、必要に応じ消防庁及び関係機関等に連絡する。



(4) 航空機等による災害状況の把握

町は、画像情報システムやインターネット等により災害状況の把握に努める。

(5) 安否情報の収集等

町は、武力攻撃事態における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

(6) 異常現象発見者の通報義務

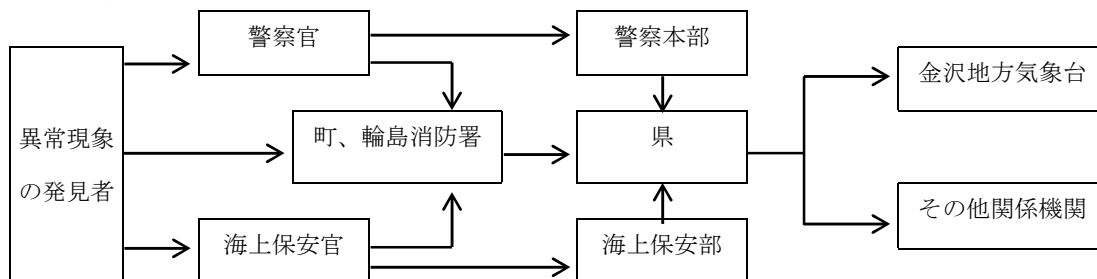
海面の上昇等次のような異常な現象を発見した者は、町、穴水消防署、警察官及び海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。この場合、町（穴水消防署を含む）がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は町を経由して県へ速やかに通報する。

ア 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等大きな災害となるおそれがあるとき。

イ 異常な高波、うねり、潮位及び河川や湖沼が異常水位となったとき。

ウ 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）があったとき。

異常現象発見者の通報系統図



4 被害状況の調査・被害報告

災害情報及び被害状況に関する情報は、穴水町災害対策本部条例施行規則の事務分掌に定めるところによる。

5 収集すべき情報

町が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。（県が開設する災害情報センターに随時報告する。）

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 町が災害対策本部を設置したもの
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- 人的被害又は住家被害のあったもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請があったもの

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ、全体の被害状況が判明してからの報告では、国又は県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、まず災害が発生した場合の報告は、次のとおりとする。

(ア) 直ちに被害規模に関する包括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次町災害対策本部設置状況等、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のあるものを除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

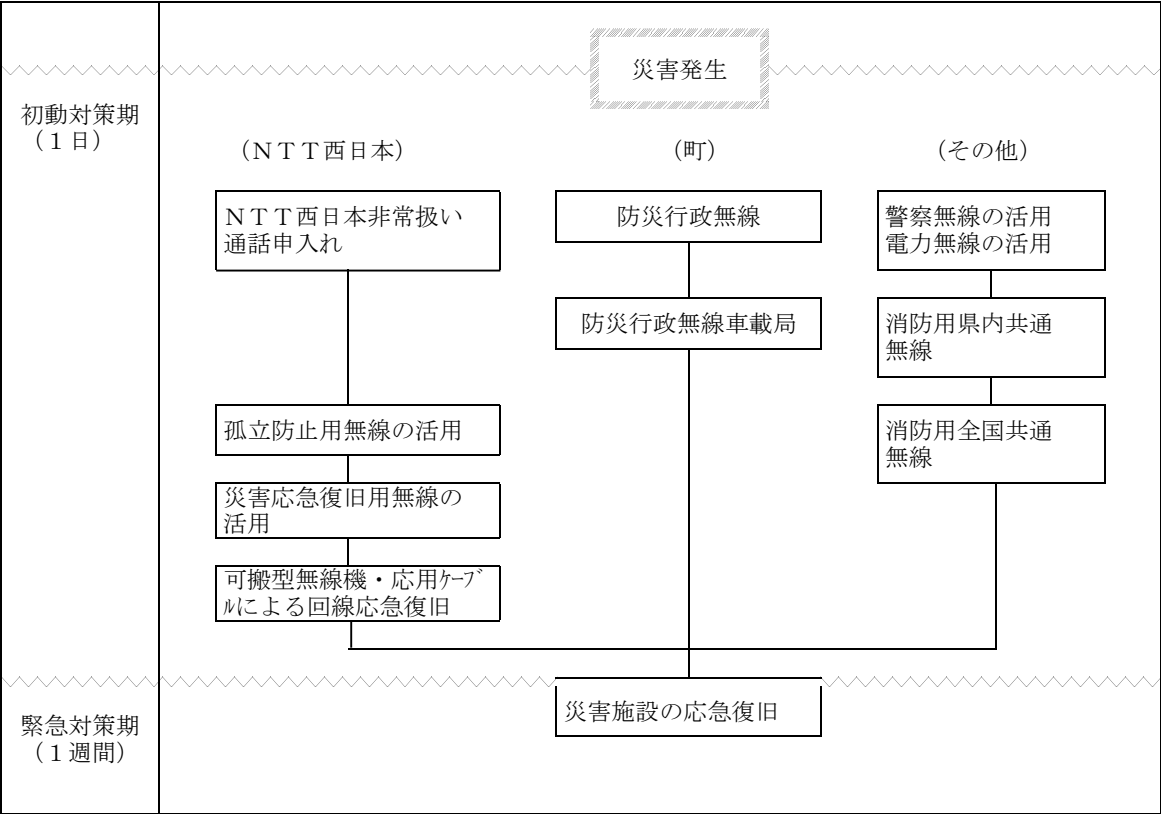
また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 速報、被害状況等の報告様式については、一般災害対策編に同じ。

第4節 通信手段の確保

管理課、企画課、
防災関係機関

通信手段の確保のフロー



1 基本方針

津波発生時において町及び防災関係機関は、応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

2 通信手段

災害時における通信等の手段は、通信網の被災状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 町は、災害発生時における緊急通信のため、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）金沢支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ 災害発生等により緊急連絡が必要な場合は、上記アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。

なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、（局番なし102番）に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ 災害時優先電話は発信専用とし番号は公開しない。

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本支店等（局番なし115番）に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条並びに消防組組法（昭和 22 年法律第 226 号）第 41 条の規定により、他の機関が整備する有線電気通信設備及び無線通信設備を次により利用することができる。

イ 利用上の注意事項

(ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条に基づき優先的に利用する。

(イ) 非常通信は、N T T 西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

(ウ) 通信の内容及び優先順位は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の救助に関する通報② 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）③ 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報④ 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）⑤ 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報⑥ 鉄道路線の復旧、道路等の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報⑦ 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報<ul style="list-style-type: none">・ 石川県防災会議会長及び穴水町防災会議会長・ 石川県災害対策本部長及び町災害対策本部長⑧ 電力設備の修理復旧に関する通報⑨ その他の通報 |
|--|

(エ) 通信文は、非常通報用紙（通報用紙がない場合は冒頭に「非常」と記入した用紙）に次の順序で簡潔明瞭に記入する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号○ 通信本文○ 発信人の住所、氏名（職業）及び 電話番号 |
|--|

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 移動無線車、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、町及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車及び衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 消防用主運用波無線の利用

町は消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用を努める。

(7) 消防用統制波無線の活用

県域を超えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、

消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

3 通信設備の応急復旧

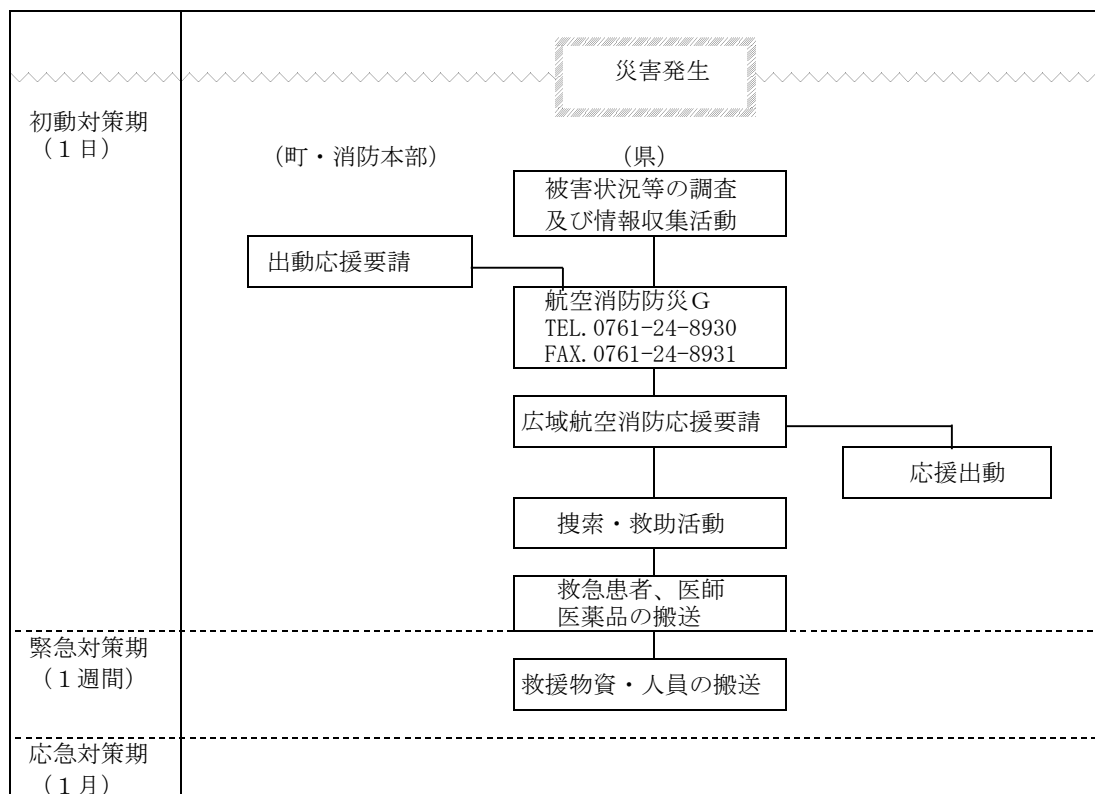
町は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を優先的にを行い通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

また、電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

- (1) 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。
- (4) 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

消防防災ヘリコプターの活用フロー



1 基本方針

津波災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターの出動を県に要請する。

2 支援要請

知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の事項のいずれかに該当する場合には、知事に消防防災ヘリコプターの支援を要請する。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 町の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害の種別○ 災害発生の日時、場所及び被害の状況○ 災害発生現場の気象状態○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制○ 災害現場の町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法○ 支援に要する資機材の品目及び数量○ その他必要な事項 |
|--|

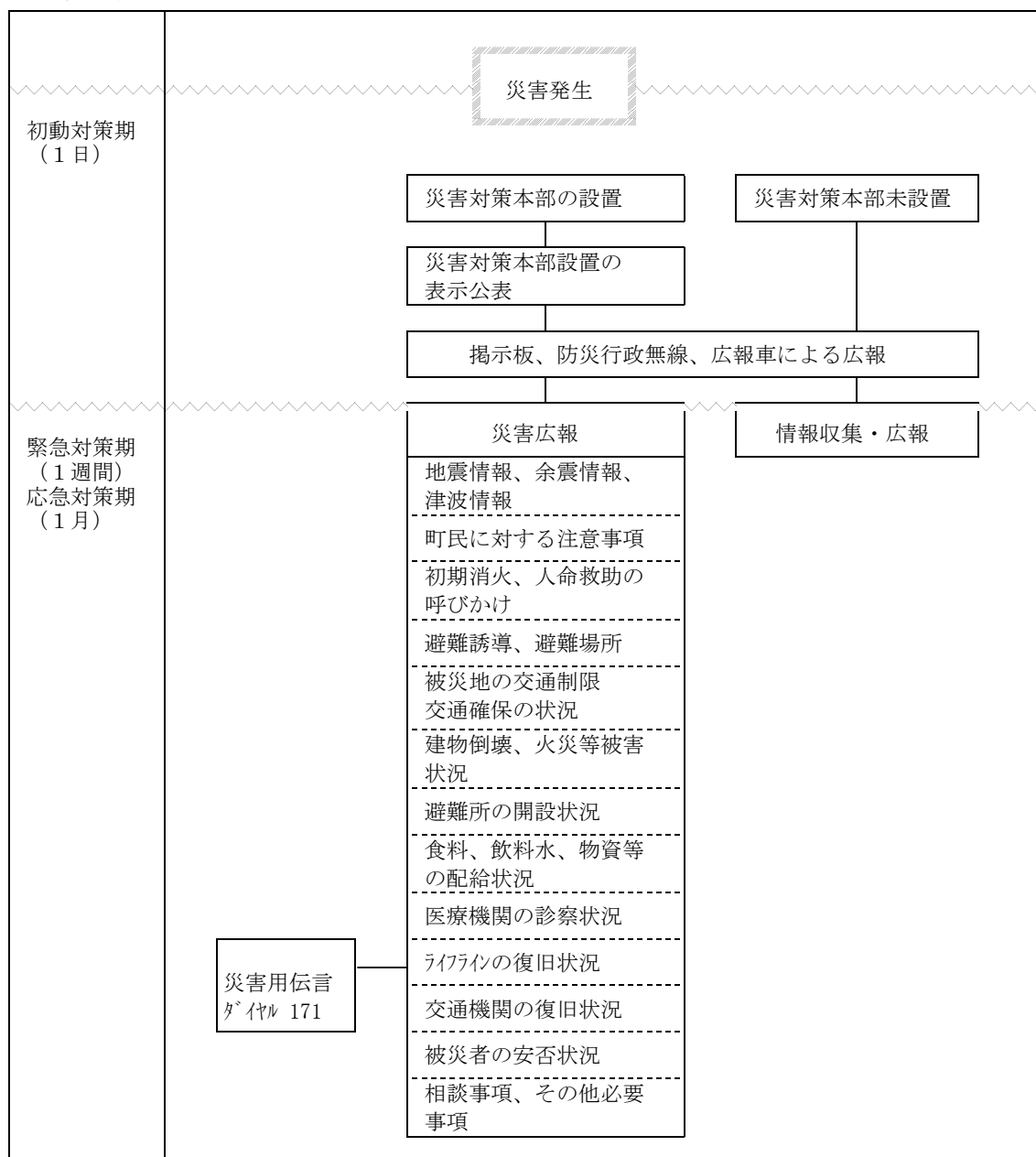
(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

第6節 災害広報

管理課、企画課、防災関係機関

災害広報のフロー



1 基本方針

町及び防災関係機関は、津波発生時の混乱した事態に民心の安定及び秩序の回復を図るため住民に災害の事態及び災害応急対策の実施状況を迅速かつ的確に周知できるよう緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報体制

(1) 災害対策本部設置の場合

災害対策本部設置時には、「災害対策本部 事務分掌」に定める本部室（班）広報チームが被害状況その他の災害情報の広報を行う。

(2) 災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報収集及び広報は、原則として防災対策課が行う。

3 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- 地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- 津波発生の有無、その他の状況や規模
- 津波発生時の行動や注意事項
- 人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛等交通規制に対する協力

(2) 被災者に対する広報

- 町内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種相談等に関する情報
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策

4 広報手段

(1) 情報伝達及び報道要請

町長は、情報伝達にあたっては、ホームページ、掲示板、広報紙、広報車及び防災行政無線によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど、迅速的確な情報提供に努める。なお、報道機関への協力を要請するときは、県に通じて行う。

5 各種情報提供

町は、的確な安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を、随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供される。

また、被災地のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

(1) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への発表・情報提供

(2) インターネットの活用

(3) 携帯電話の活用

(4) 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

(5) 臨時広報誌の発行

(6) 相談窓口による情報提供

(7) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

(8)広報車の活用

6 被災地域の相談・要望等の対応

町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

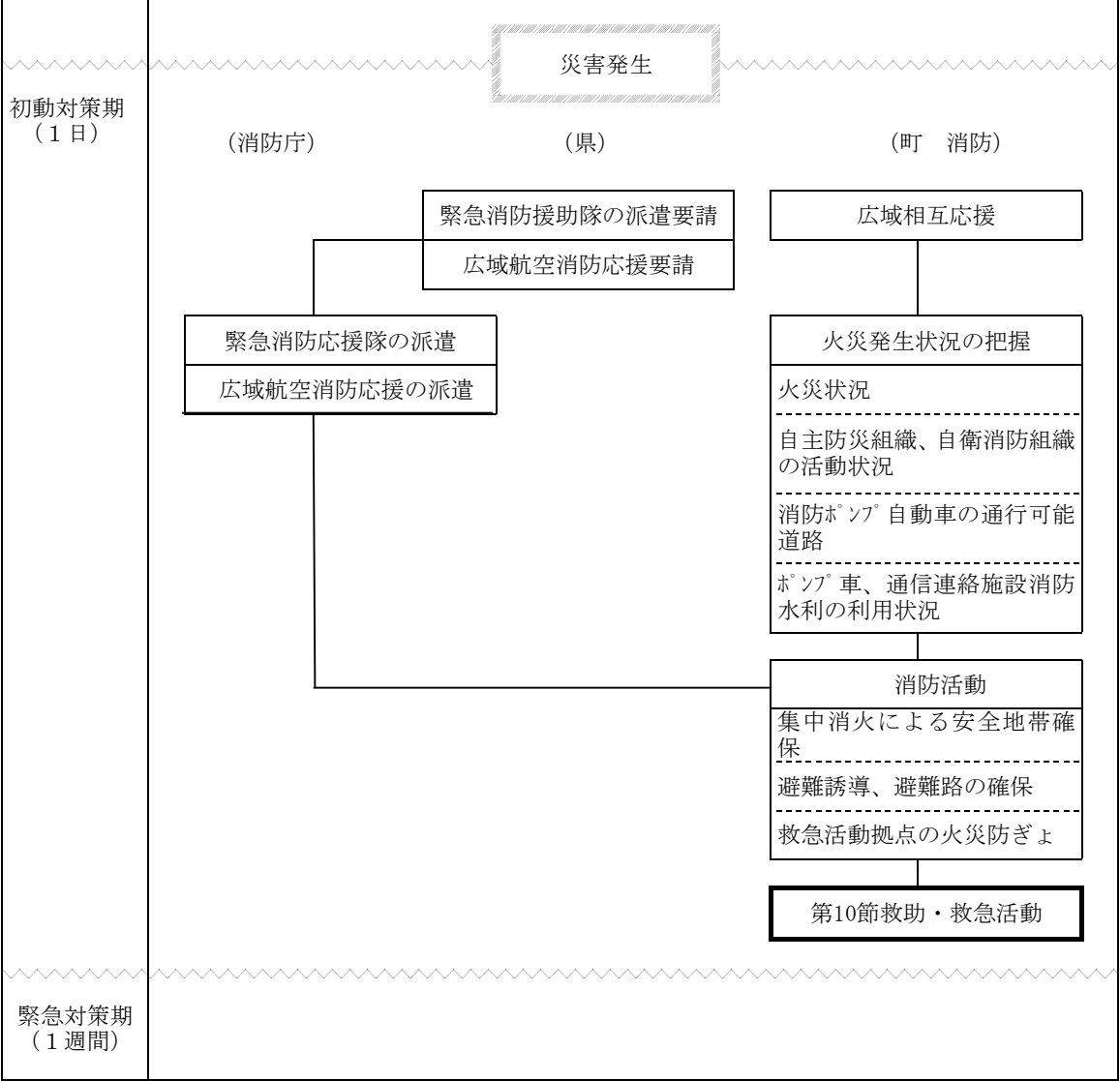
7 安否情報の提供等

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、石川県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

消防活動のフロー



1 基本方針

津波の発生時には、火災の発生により町民の生命、身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、消防機関は、関係機関と連携して町民の救助・救急をはじめとして、的確な避難誘導による避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげてあたる。その際、業務にあたる消防職員等の安全及びこころのケアにも配慮するものとする。

2 応援要請

(1) 市町長の相互応援

町長は、必要に応じ、石川県消防広域応援協定（平成 3 年 8 月 1 日締結）及び消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定により、相互応援を要請する。

ア 災害が発生した場合、消防長は、町の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防ぎょ又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。
- ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。
- エ 知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

被災地の町長は、災害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

4 消防活動

(1) 火災発生状況の把握

消防機関は、警察等と協力して迅速かつ的確に消防活動を実施するため、町内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車、その他車両、消防無線等通信連絡施設、消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

津波災害時の火災の特殊性により、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災発生の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災の発生している地区や津波の浸水が想定される地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等、住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域においては、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路、防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- 地域の自主防災組織、自衛消防組織等と連携して、消火活動を実施する。

5 救助、救急活動

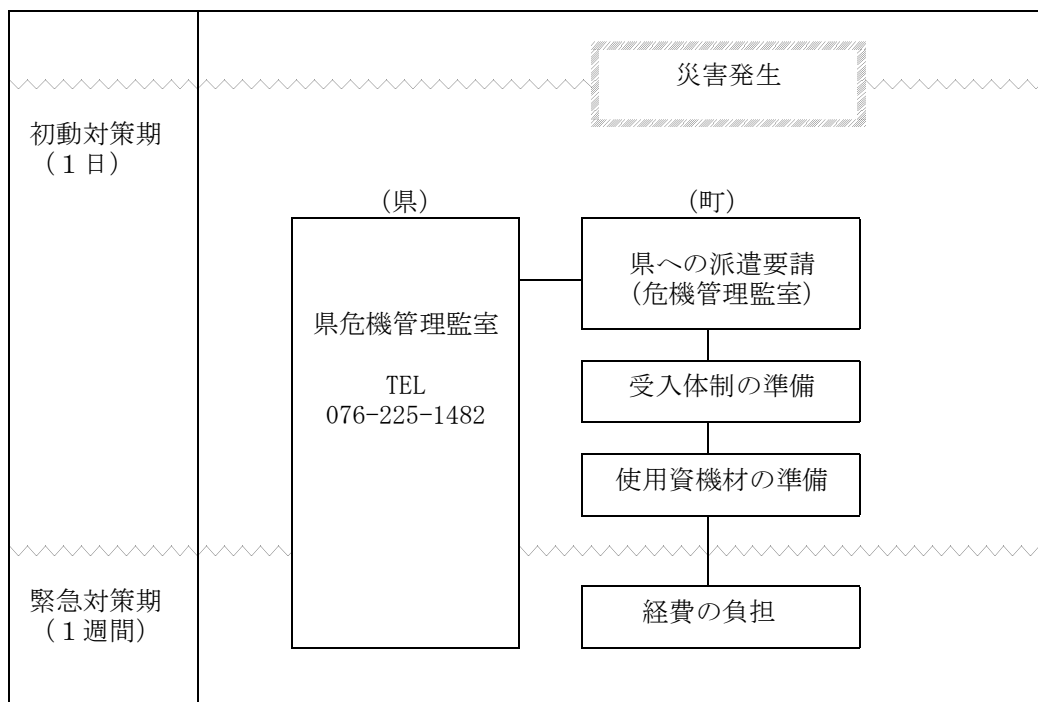
救急、救助活動については、本章第10節「救助・救急活動」により実施する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医師等の専門家の派遣を要請するなど、こころのケアに配慮する。

自衛隊の災害派遣のフロー



1 基本方針

津波災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請にあたっては、県及び防災関係機関と連携を密にして、自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような確かな情報提供に努める。

2 災害派遣の適用

津波災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合

なお、この場合の判断基準は、次のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連携等について〈平成7年10月25日消防庁防災課長通知〉）。

ア 関係機関に対して当該災害に係わる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係わる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。

エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

3 派遣要請手続き

(1) 町長は、災害応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、次の事項を明らかにした文書で知事（危機対策課）に自衛隊の災害派遣要請を要求する。（様式1号）
ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項
- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等受入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

(2) 通信の途絶等により、町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

町長は、この場合、速やかに知事にその旨通知する。

派遣要請連絡先

自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171(内線235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部防衛主任	0773-62-2250(内線2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101(内線231)

4 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、直ちにその旨を町長に通知する。

1 被害状況の把握	知事等要請があったとき又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して搜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊等に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具を持って、消防期間に協力して消火にあたる。
6 道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
8 人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
10 救援物資の無償貸付け又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
11 危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12 その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて町が準備する。
- (2) 応援復旧、災害救助作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び町が準備する。

6 派遣部隊の受入体制

(1) 受入準備

知事から派遣の通知を受けたときは、次の点に留意し、派遣部隊の受入に万全を期するものとする。

ア 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

イ 派遣部隊との連絡責任者を定める。

ウ 応援を求める内容、所要人員、資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後直ちに活動ができるよう準備をする。

エ ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点、風向表示等の必要な準備をする。

なお、ヘリポートとして使用可能な箇所をあらかじめ選定しておくものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊責任者と作業計画等について協議調整し必要な措置をとり、次の事項を知事に報告する。

ア 部隊到着日時

イ 隊員数

ウ 部隊の責任者の官職及び氏名

エ 従事している作業内容及び進捗状況

(3) 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害の救援活動が終了し災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対し文書（様式2号）をもってその旨を報告し、撤収を要請する。

7 経費の負担区分

自衛隊の活動に要した経費は、原則として町が次の基準により負担する。なお、負担区分について、疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料並びに借上料

(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるための通常必要とする燃料を除く。）、電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

(3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外からの資材、器材等の調達、借上げ、その運搬及び修繕費

(4) 県が管理する有料道路料

8 自衛隊航空機が行う災害派遣に対する諸準備

(1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡する。

なお、異常がない場合は、旗を振らないこと。

ア 急患が発生している場合 赤 旗

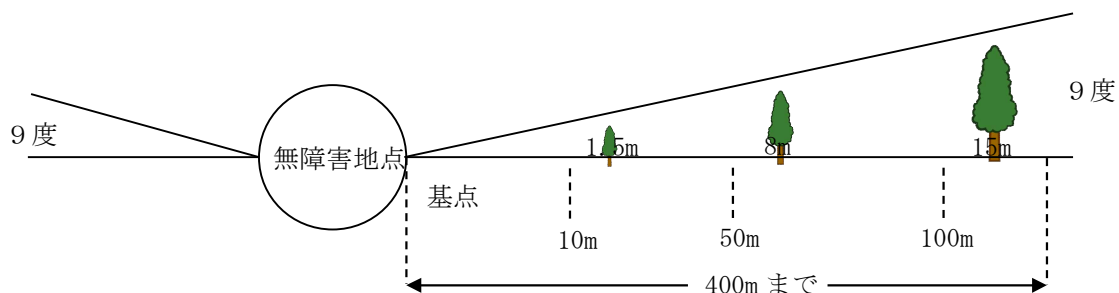
イ 食料が極度に不足している場合 青 旗

ウ 両方とも発生している場合 赤青両旗

(2) ヘリコプター発着場の設定

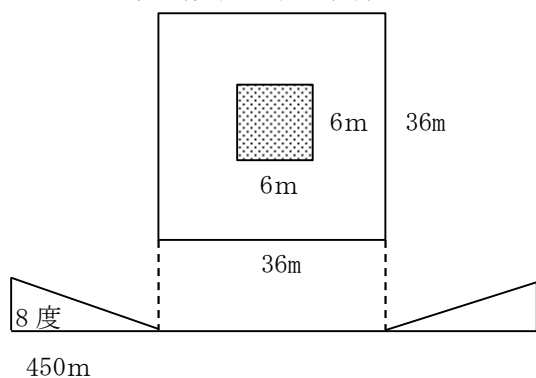
ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、灌木、電線等の障害物がなく、また、積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

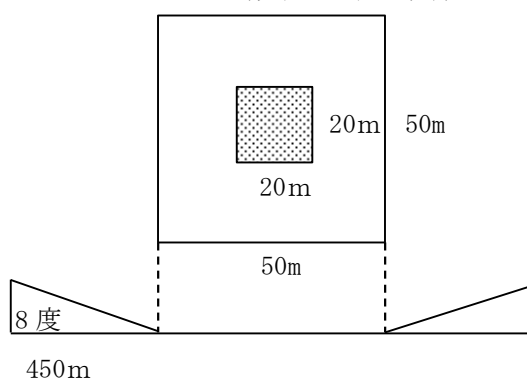


(ア) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

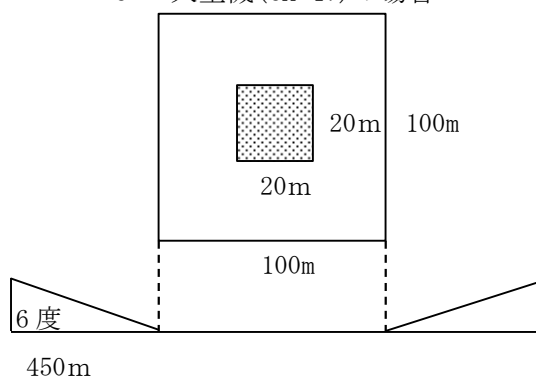
a 中型機(UH-1)の場合



b 大型機(UH-60)の場合



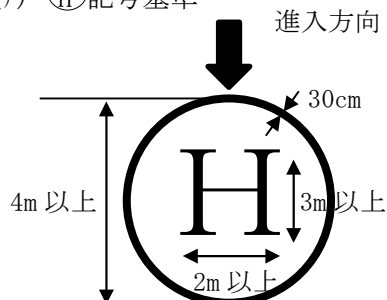
c 大型機(CH-47)の場合



(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

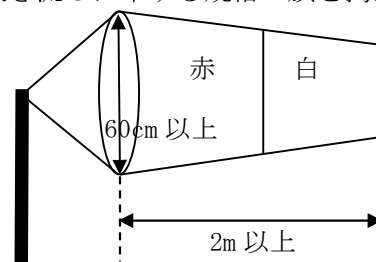
イ 着陸地点には、次の基準の **(H)** 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から、風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

(ア) **(H)**記号基準



・石灰等（積雪時は、墨汁、絵の具等）で明瞭に表示

(イ) 吹き流しの基準（吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚）



・生地は繊維
・形は円形帯

ウ 危害予防の措置

(7) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(4) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

第 号
年 月 日

石川県知事 様

穴水町長 印

災害派遣要請について

自衛隊法第83条第1項の規定により、下記のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況（実施中の応急措置の概況を含む。）
- (2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を必要とする期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣区域
- (2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

- (1) 宿泊施設等の受入体制の状況
- (2) 部隊等が派遣された場合の責任者等

5. 経費の負担

自衛隊の防災活動に要する経費は、原則として本町が負担する。

第 号
年 月 日

石川県知事 様

穴水町長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

年 月 日付け第 号により自衛隊の派遣要請を要請した〇〇については
(災害の復旧) おおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2. 派遣要請依頼日時

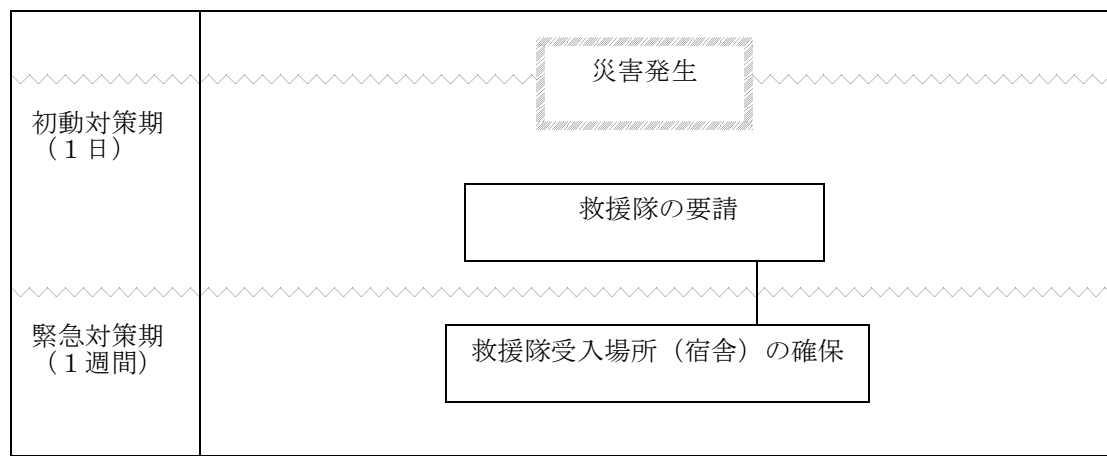
年 月 日 時 分

3. 撤収要請部隊名

第9節 救援隊等の受入

管理課、総務課、
企画課、関係各課

救援隊等受入のフロー



1 基本方針

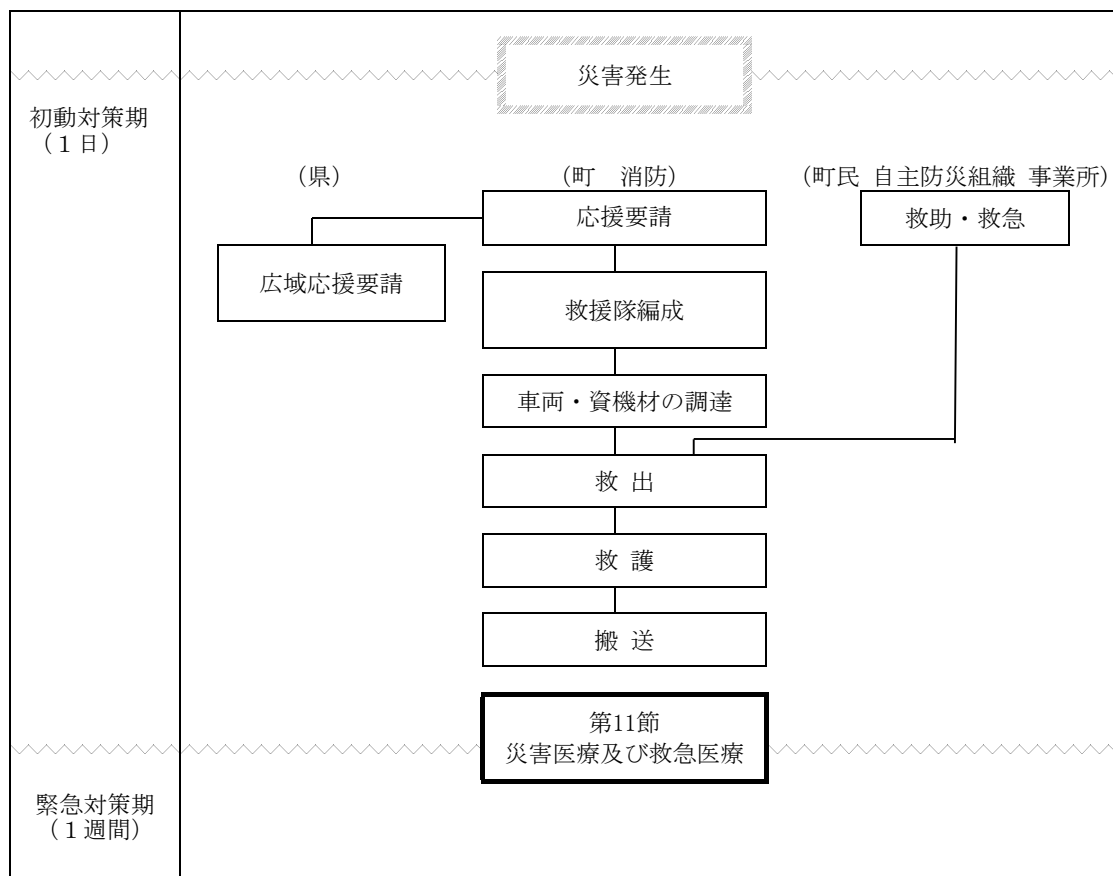
津波災害の状況により、県又は隣接市町からの救援隊、警察官、自衛隊等の派遣を要請した場合の受入場所（宿舎）、食料の確保、供給等に万全を期す。

2 救援隊等の受入場所（宿舎）

救援隊等の受入場所（宿舎）については、次の箇所を基準にテント等により応急仮設の施設を設ける。

名 称	住 所
穴水町陸上競技場	鳳珠郡穴水町字由比ヶ丘いの4 2 番地

救助・救急活動のフロー



1 基本方針

大規模津波発生時には、流失した家屋等による負傷者等、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。このため、町及び防災関係機関は、相互に連携して住民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命及び身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 町民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう務める。

(2) 町

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護及び搬送活動にあたる。

また、住民、自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 町及び消防本部の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、町から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動にあたる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。）

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第 7 節「消防活動」6 による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第 11 節「災害医療及び救急医療」により実施する。

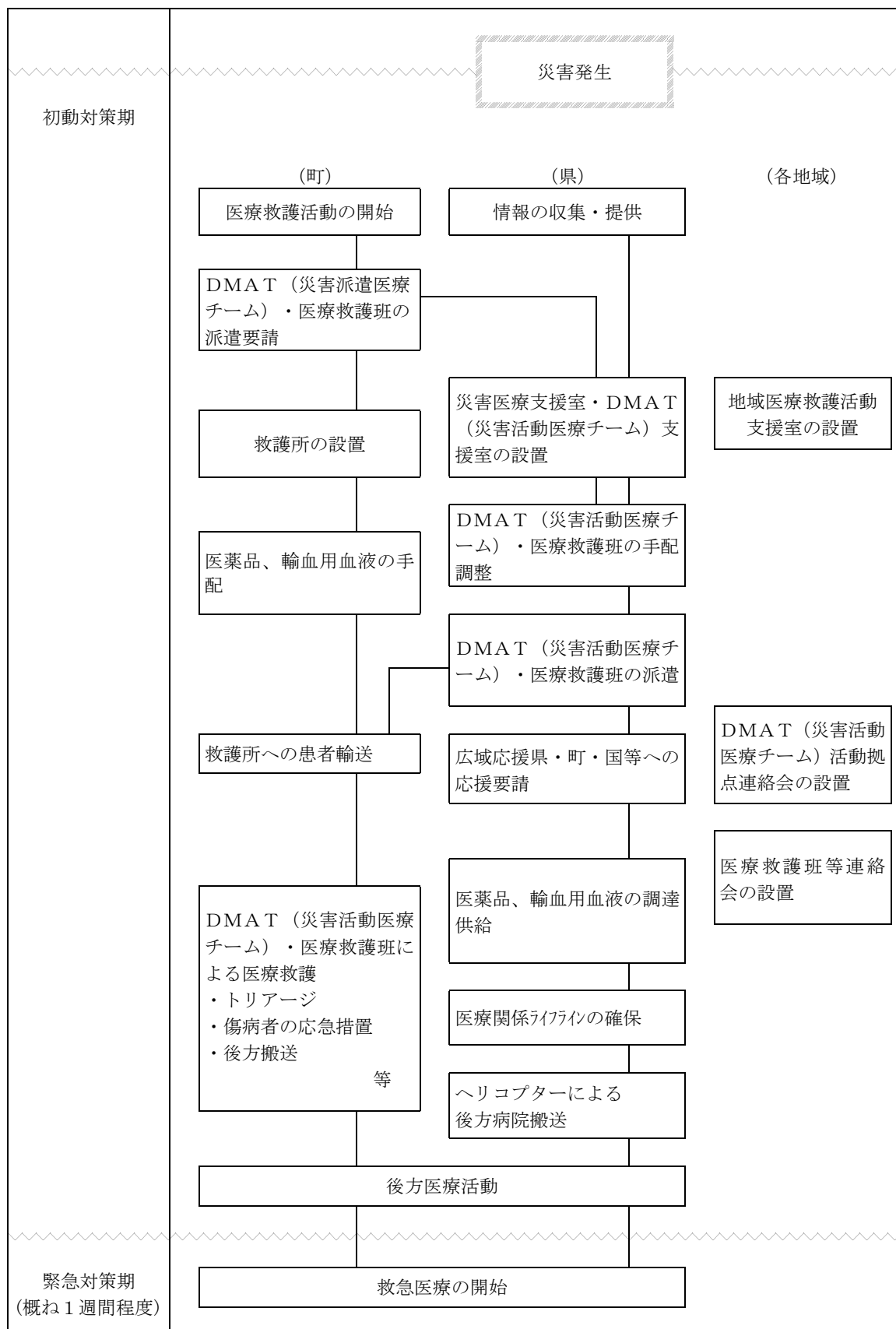
5 災害救助法による救出

災害救助法が適用された場合の救出基準は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

第 1 1 節 災害医療及び救急医療

公立穴水総合病院

災害医療の開始から救急医療のフロー



1 基本方針

津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資不足、また、医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護の需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療及び救護活動を実施する。

2 医療班派遣・受入体制

(1) 町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、能登北部保健福祉センター所長の助言を得て、能登北部医師会、公立穴水総合病院等に医療班の派遣を要請する。

また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、随時、医療班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。

なお、町のみでは十分な対応ができない場合には、隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 町長は、患者等の搬送や医療薬品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施にあたり必要な措置を講ずる。

医療班の業務内容

- 傷病者のトリアージ
- 傷病者に対する応急措置
- 重症者の後方病院への搬送手続き
- 救護所における診療
- 避難所等の巡回診療
- 被災地の病院支援
- その他必要な事項

トリアージの実施基準

※ トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、重症者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいう。

分 類	優先順位	識別票
最優先治療群（重傷）	第1	赤
非緊急治療群（中等症）	第2	黄
軽処置群（軽症）	第3	緑
死亡群	第4	黒

医療救護班の派遣

- 医療救護班の派遣は、町災害対策本部の指示に基づき行う。
- 医療救護班の派遣は、被災地の状況に応じ適切な場所に順次行う。
- 医療救護班の派遣は、発災後における応急措置がおおむね完了するまで行う。

イ 医療救護班の情報の共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム及び衛生電話、災害時優先電話等により、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(5) 公立病院等

公立穴水総合病院は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

- (6) 災害時の医療救護活動は、災害対策本部医療班が行うものとするが、必要に応じ、県等に応援を求める。

3 救護所の設置

- (1) 町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日数を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置及び運営を検討する。

4 災害時後方医療体制

- (1) 医療施設又は救護所では対応できない重傷患者や特殊な医療を要する患者については、災害時拠点病院や大学附属病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。
- (2) 災害拠点病院は、重傷病患者の受入れ及び搬出、医療救護班の派遣及び地域の医療機関への応急用資材の貸出等を行う。

5 重症患者の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、町又は県に要請する。

原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については県及び町が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

なお、患者輸送に係るヘリコプターの使用については、本章第5節「消防防災ヘリコプターの活用」及び第8節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、町災害対策本部に調達を要請する。

(2) 町災害対策本部

ア 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。
町において、調達できない場合は、県災害対策本部へ要請する。

イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

7 医薬品等の輸送手段

(1) 医薬品等

ア 備蓄医薬品等及び他県等からの輸送医薬品等

県災害対策本部が輸送手段を講ずる。

イ 県内医薬品等卸業者からの調達する医薬品等

県災害対策本部は、当該医薬品等卸業者と連携を図り、輸送する。

(2) 輸血用血液

県災害対策本部は、石川県赤十字血液センターと連携を図り、輸送する。

8 医療機関のライフラインの確保

町は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析機関への上水道の供給に配慮する。

9 個別疾患対策

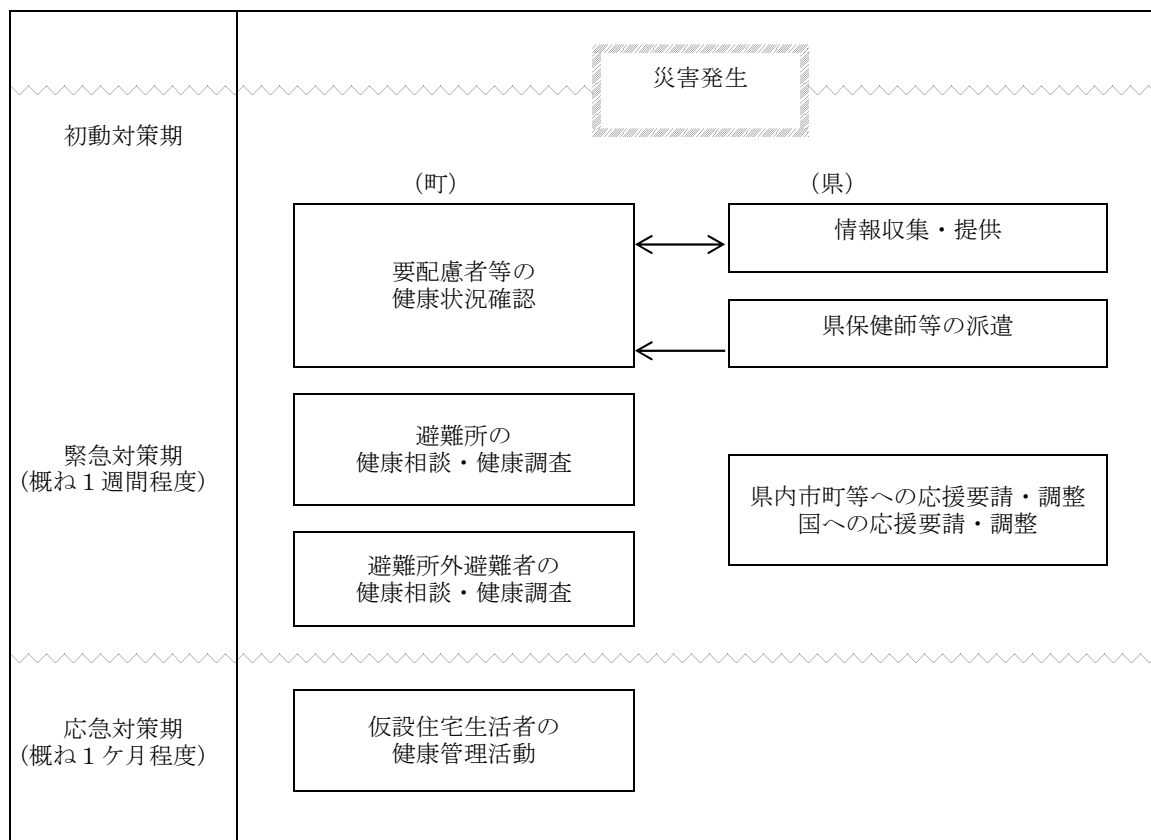
町は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整等、透析医療の確保に努める。

第12節 健康管理活動

いきいき健康課、公立穴水総合病院、
防災関係機関

健康管理活動のフロー



1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と密接な連携を図りながら、被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

町は、保健師・管理栄養士等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

町は、被災者等の健康管理に際し、町の保健師・管理栄養士等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師・管理栄養士等の派遣を要請する。

4 健康管理班活動

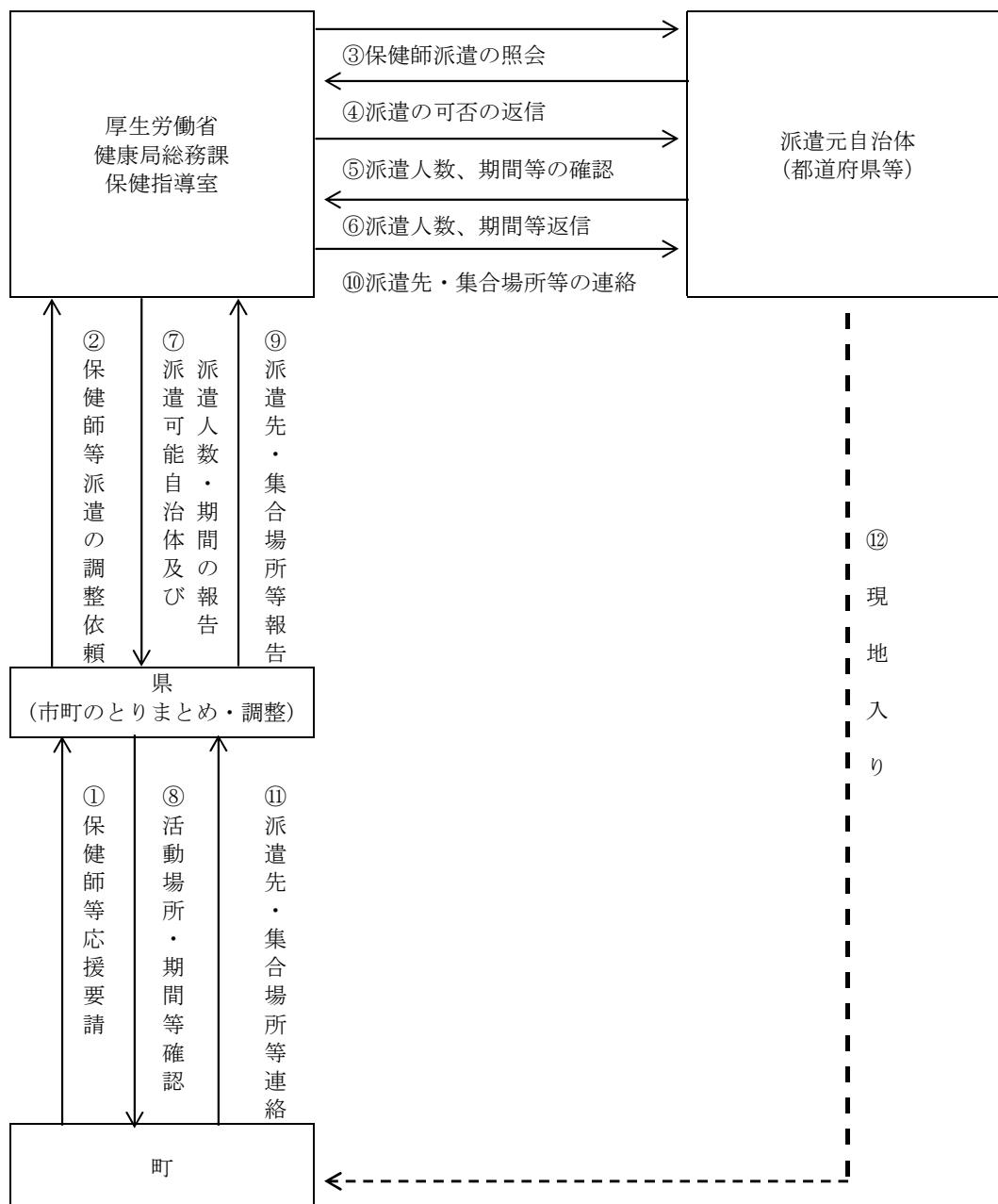
- (1) 健康管理活動にあたっては、民生・児童委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 災害時の健康管理活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し、保健指導、栄養指導を行い、食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活

発病、脳血管疾患、心疾患等の発症予防に留意する。

- (3) 健康管理活動にあたっては、県が設置する地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

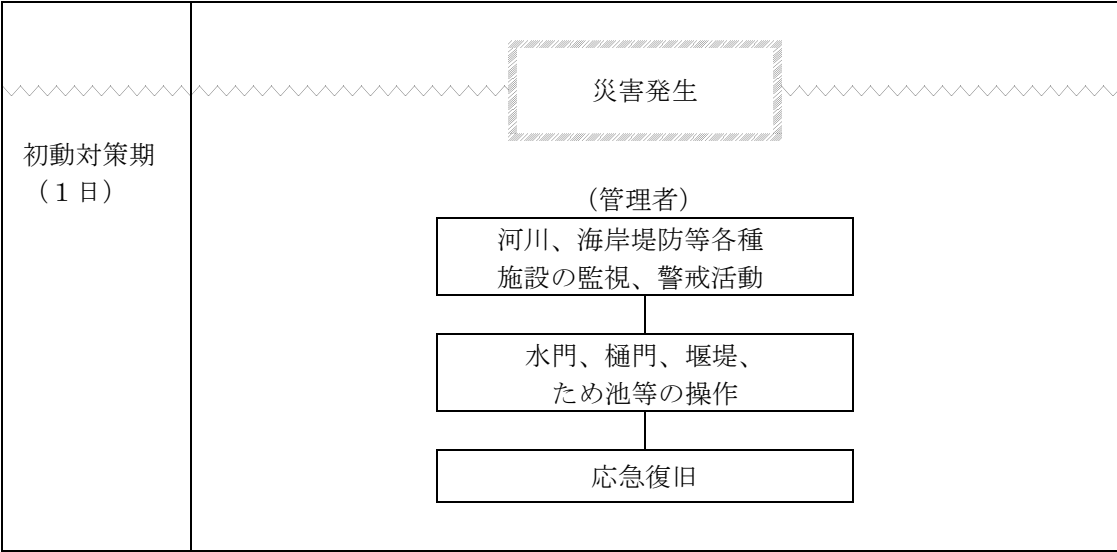
図 災害発生直後の保健師等派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



第 1 3 節 水防活動

地域整備課、管理課、
防災関係機関

水防活動のフロー



1 基本方針

町及び防災関係機関は、地震に伴う津波や洪水等に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の拡大防止に努める。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては、安全が確保できる場所に待機するものとする。

2 監視、警戒活動

大津波警報・津波警報・注意報が発表された時、又は地震・津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「穴水町水防計画」の定めにより行う。（「第2節大津波警報・津波警報・注意報の発表」参照）。

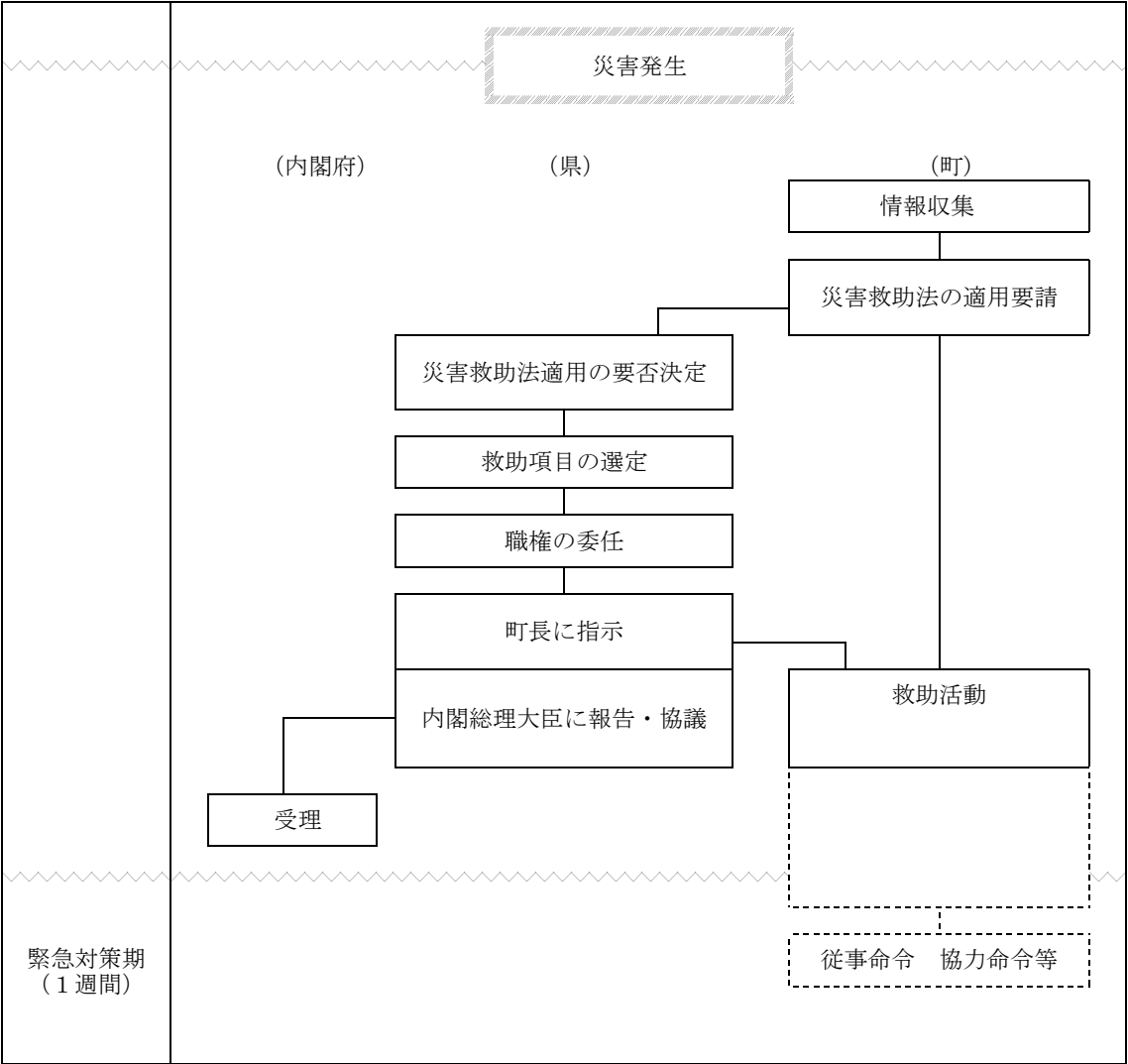
3 応急復旧

水防計画に基づき、町の水防管理者が行う巡視により、地震・津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第 1 4 節 災害救助法の適用

管理課、総務課、企画課、
防災関係機関

災害救助法適用のフロー



1 基本方針

町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表 A 欄に掲げる数以上であるとき。(災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号—令別表第 1)
- (2) 本県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表 B 欄に掲げる数以上であるとき。(令第 1 条第 1 項第 2 号—令別表第 2、第 3)
- (3) 本県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって当該市町村の区域内の家屋滅失世帯数が多数であるとき。(令第 1 条第 1 項第 3 号前段)
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(令第 1 条第 1 項第 3 号後段)

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、以下の内閣府令（平成 25 年 10 月第 68 号）で定める基準に該当するとき。（令第 1 条第 1 項第 4 号）
- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第 2 条第 1 号）
- イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第 2 条 2 号）

適用基準（抜粋）

穴水町の人口 (令和2年10月1日国勢調査人口)	A 穴水町の住家滅失 世帯数	B 県区域内の住家滅失世帯総 数1,500世帯以上の場合
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯	20 世帯

※町の人口は、直近の国勢調査による。

(注) 住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1 世帯を滅失世帯 1 世帯とする。
- 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって滅失 1 世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって滅失世帯 1 世帯とみなす。

3 適用手続

町長は、町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

また、救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、町長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を町長が行う。

4 災害救助法に基づく救助の種類

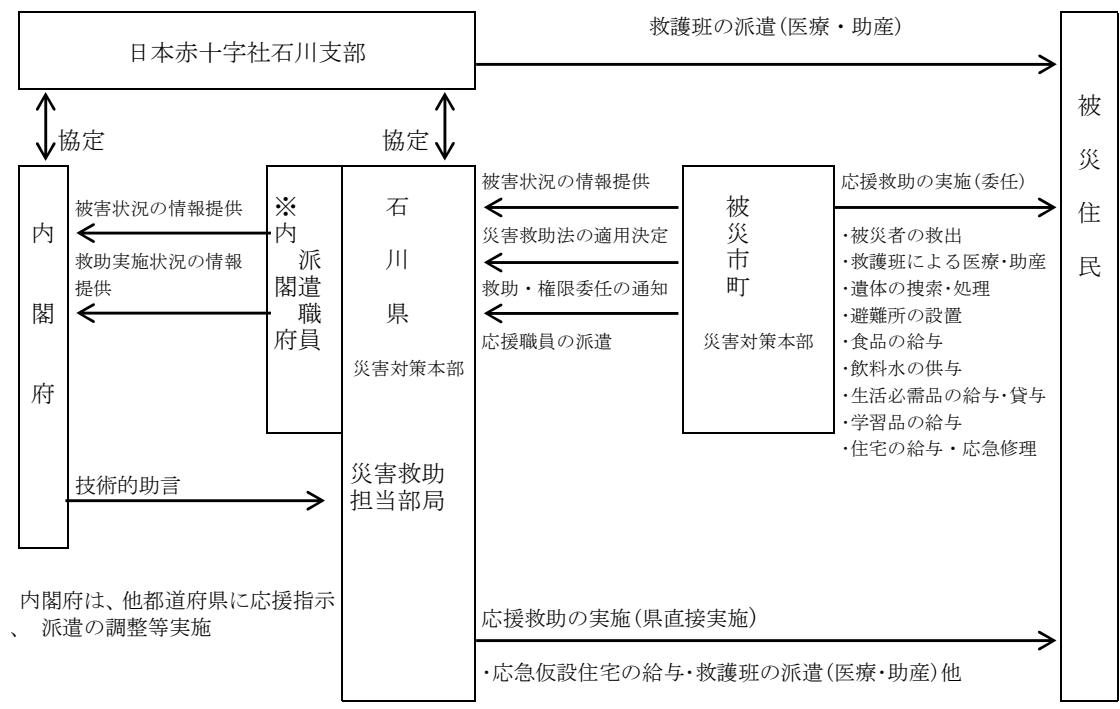
次頁「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号）のとおりとする。

ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（令 3 条第 2 項）

5 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常町が実施し、災害救助法による救助に準じて行うものとする。

災害発生からの応急救助までのフロー



※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を穴水町へ派遣し、本省と穴水町との連絡調整にあたる。

別紙

災害基準法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和元年10月23日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考		
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330 円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。				災害発生の日から 7 日以内		1 費用は、避難所の設置、持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上		
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では、住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。				災害発生の日から 20 日以内着工		1 平均 1 戸当たり 5,714,000 円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高 2 年以内 4 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに借り上げ、提供しなければならない。		
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内				災害発生の日から 7 日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)		
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7 日以内		輸送費、人件費は別途計上		
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から 10 日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。		
			区 分		1人世帯	2人世帯					3人世帯
			全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	
				冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	
			半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	
				冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
6	医 療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額内				災害発生の日から 14 日以内上		患者等の移送費は、別途計上		

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）		分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかに ならない場合は、以後「死体の搜索」 として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
9	被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から1か月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から（教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）215,200 円以内 小人（12歳未満）172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1（洗浄、消毒等）1体当たり 3,500 円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,400 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考														
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総務課長、都道府県の常勤の職員で業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、高熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度の支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 <table><tr><td>イ</td><td>3千万円以下の部分の金額については100分の10</td></tr><tr><td>ロ</td><td>3千万円を越え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td></tr><tr><td>ハ</td><td>6千万円を越え1億円以下の部分の金額については100分の8</td></tr><tr><td>ニ</td><td>1億円を越え2億円以下の部分の金額については100分の7</td></tr><tr><td>ホ</td><td>2億円を越え3億円以下の部分の金額については100分の6</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>3億円を越え5億円以下の部分の金額については100分の5</td></tr><tr><td>ト</td><td>5億円を越える部分の金額については100分の4</td></tr></table>	イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を越え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を越え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を越え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を越え3億円以下の部分の金額については100分の6	ヘ	3億円を越え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を越える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる機関及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を越え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を越え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を越え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を越え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
ヘ	3億円を越え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を越える部分の金額については100分の4																	

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

1 基本方針

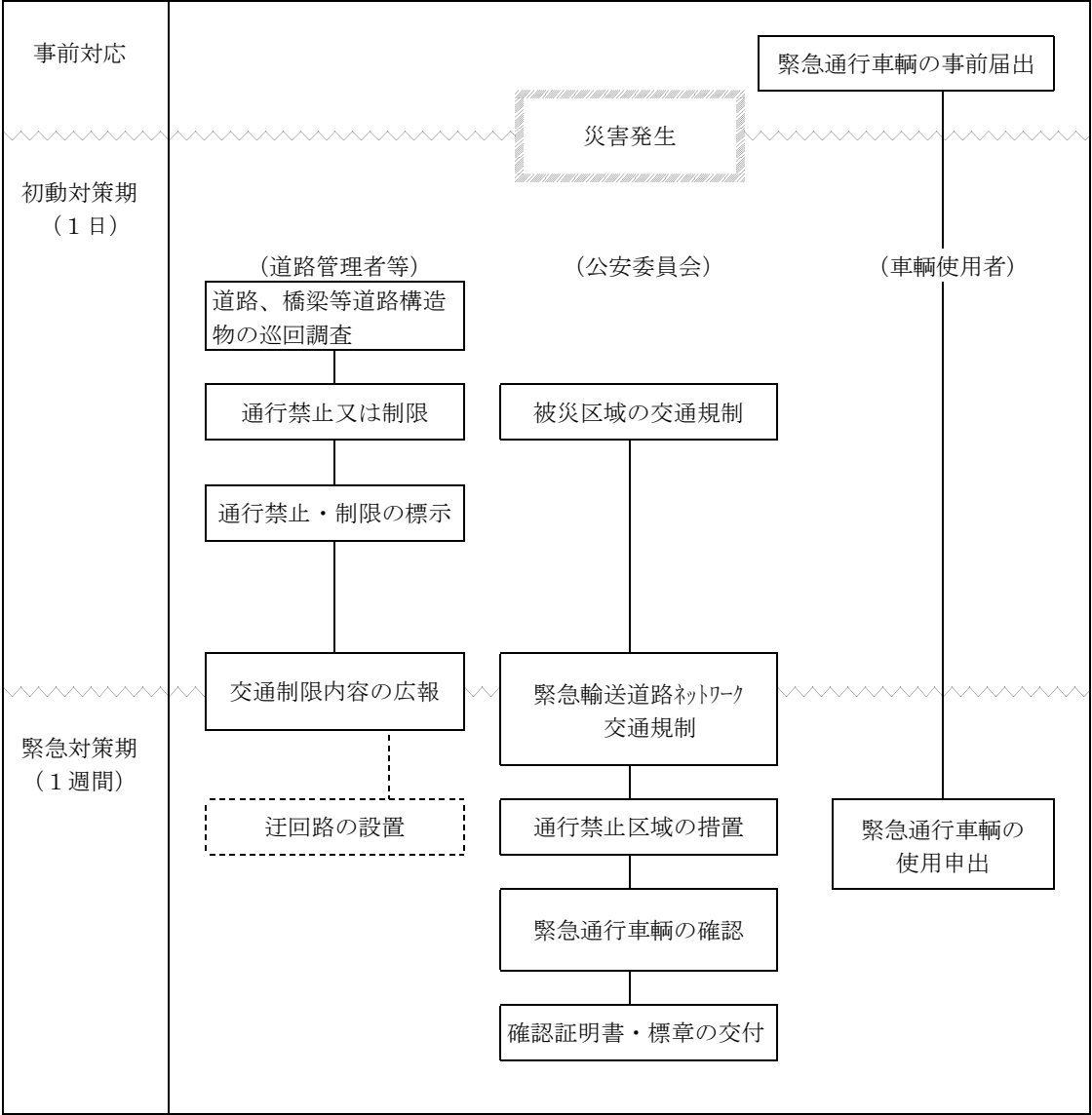
津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警察及び海上保安部は、町民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上、海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 実施体制

地震災害発生時における住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通規制等の災害警備については、「石川県地域防災計画」及び「石川県警察災害警備計画」の定めるところによる。

3 交通規制

交通対策のフロー



(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実 施 機 関			交 通 規 制 の 理 由
道路管理者等	一 般 道	国土交通省又は県	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通規制が危険であると認められるとき。 2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。
	県 道	県	
	町 道	町	
	臨港道路	県又は町	
	漁港道路	県又は町	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官		1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者の通報

災害時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに警察官又は町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、津波災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、道路、橋りょう、交通施設の巡回調査に努め、危険が予測され又は発生したときは、速やかに次により規制する。

(7) 道路管理者等

津波災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- 知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う
- 地震災害時において、交通に危険があると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- 道路法（昭和 27 年法律第 165 号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総務府、建設省令第 3 号）の定める様式により標示を行う。
- 道路交通の規制の措置を講じた場合は、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(4) 警察

- 被災区域の交通規制等被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地

へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

b 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し又は規制する。

c 通行禁止区域等の措置

(a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両その他物件を破損することができる。

(ウ) 自衛官及び消防吏員

上記 c「通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 緊急通行車両確認の手続等

町長は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため、知事又は公安委員会に緊急車両の通行を申し出るものとする。

オ 運転手のとるべき措置

○ 走行中の車両は、次の要領により行動する。

- ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ・ 停車後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ・ 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。

○ 避難のために、車両は使用しないこと。

(2) 海上交通規制

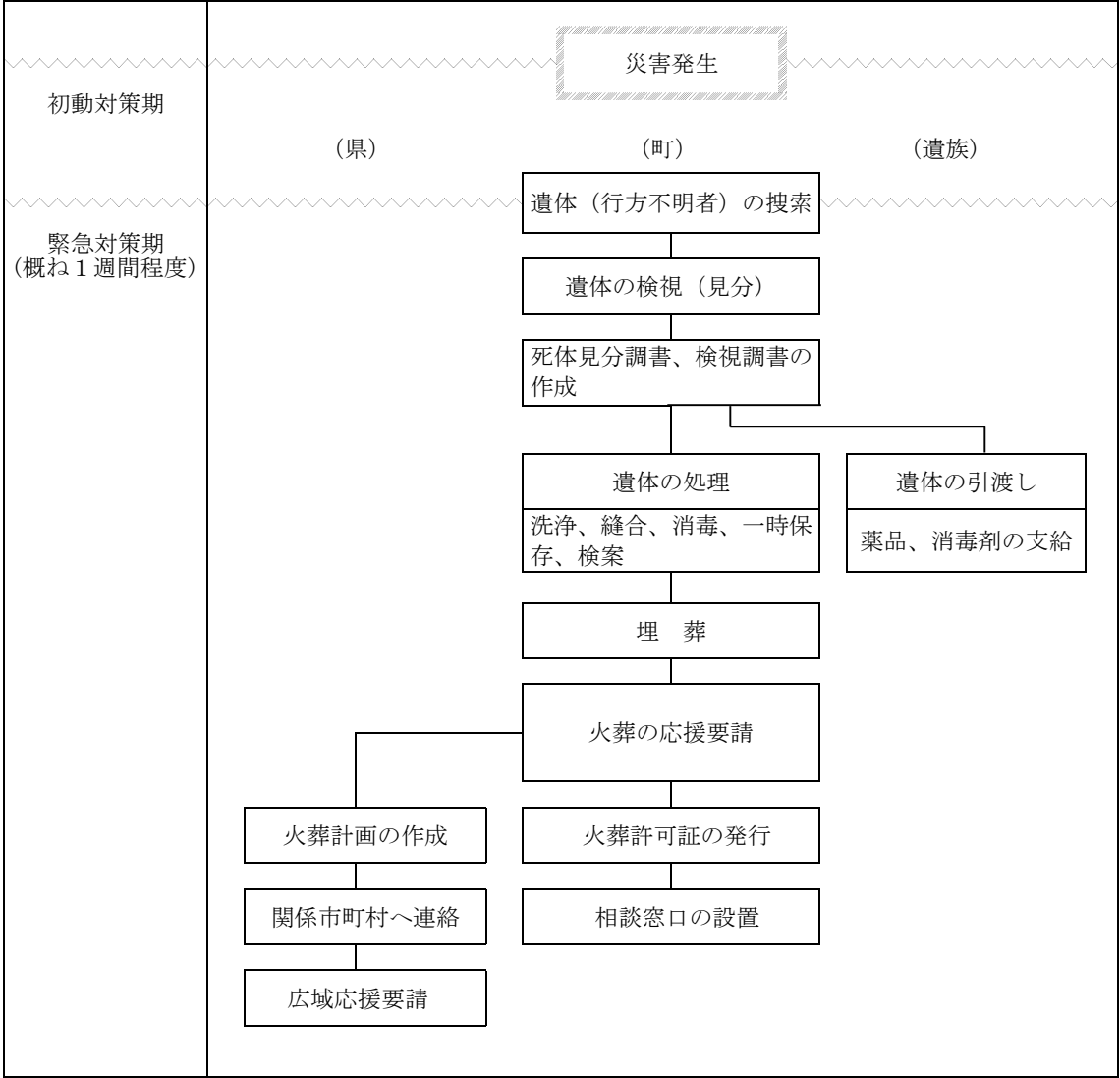
海上保安部は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 船舶標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

第 16 節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

ふれあい福祉課、住民課、
いきいき健康課、防災関係機関

行方不明者、遺体の収容、埋葬のフロー



1 基本方針

津波災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については、応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

町は、行方不明者及び遺体の捜索は、警察、海上保安部及び消防の協力を得て町が実施するが、被災の状況により実施困難な場合は、自衛隊等の協力を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

(2) 応援要請等

ア 町において被災その他の事情により実施が困難と考えるとき又は遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられるときは、県及び隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に捜索の応援を要請する。

イ 応援要請は、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

3 遺体の見分及び処理

町は、速やかに県及び管轄警察署に連絡しその遺体の検視（見分）の後、町において検案、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医療関係機関等と調整を図り実施する。また、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

町は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬にあつては、火葬手続きが速やかに行えるよう配慮する。

- (1) 災害の際、死亡した者に対してその遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族が不明の場合は応急的に埋葬するものとする。
- (2) 棺又は骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって埋葬を行う。
- (3) 埋葬の実施にあたっては次の点に留意する。

ア 遺体の埋葬に関する被災家族からの照会及び相談に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

イ 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

ウ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬にあたっては火葬とする。

エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いによる。

- (4) 町は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

5 海上漂流遺体の捜索

死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに海上保安部、自衛隊等に捜索を要請する。

6 安否確認

町は、行方不明の届出等の受付窓口を明確にするとともに、届出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

7 警察の措置

- (1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は町長と密接に連携し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、

町、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

8 海上保安部の措置

(1) 災害により町周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視艇により捜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、町長と連絡を密にして、家族又は町長に引き渡す。

9 災害救助法による措置

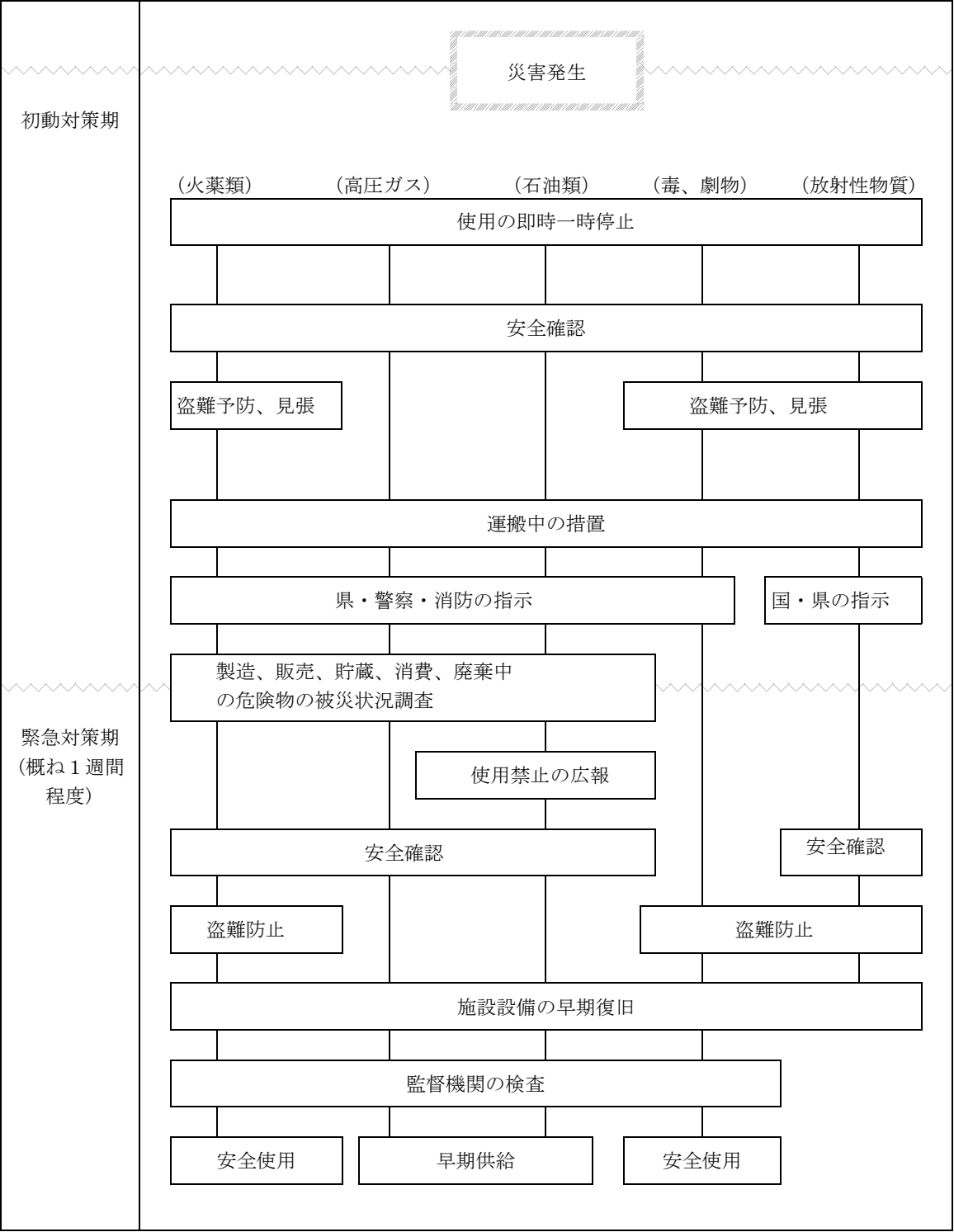
災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 16 節「災害救助法の適用」による。

10 記録等

死体の捜索、処理及び埋葬を行うときは、次の書類及び帳簿を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 遺体処理台帳
- (3) 遺体処理費支出関係証拠書類
- (4) 捜索用機械器具状況記録簿
- (5) 遺体の捜索状況記録簿
- (6) 遺体捜索用関係支出証拠書類
- (7) 埋葬台帳
- (8) 埋葬費支出関係証拠書類
- (9) 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- (10) 被災者救出状況記録簿
- (11) 被災者救出用関係支払証拠書類

危険物の応急対策のフロー



1 基本方針

危険物施設等が被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒等の二次災害を防止し、町民の安全確保に務めるとともに、早期復旧を図る。

2 火薬類

(1) 応急措置	ア 火薬庫が被災した場合は、使用を一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のための見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
(2) 応急復旧	盗難の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

3 高圧ガス

(1) 応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を一時停止し直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ 販売業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア 施設設備は、法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

4 石油類等

(1) 応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を一時停止し直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄についても、被災状況を調査し安全を確認するまで、実施しない。 エ 販売業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

5 毒物、劇物

(1) 応急措置	ア 保管庫が被災した場合は、営業者等は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のための見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、営業者等は、必要な措置を講じ、消防本部、警察等の指示に従う。
(2) 応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

6 放射性物質

(1) 応急措置	ア 保管庫が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のための見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
(2) 応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

7 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備態勢を確立する。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に務める。

1 基本方針

電力施設、通信施設及び下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

また、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

さらに、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

2 電力施設

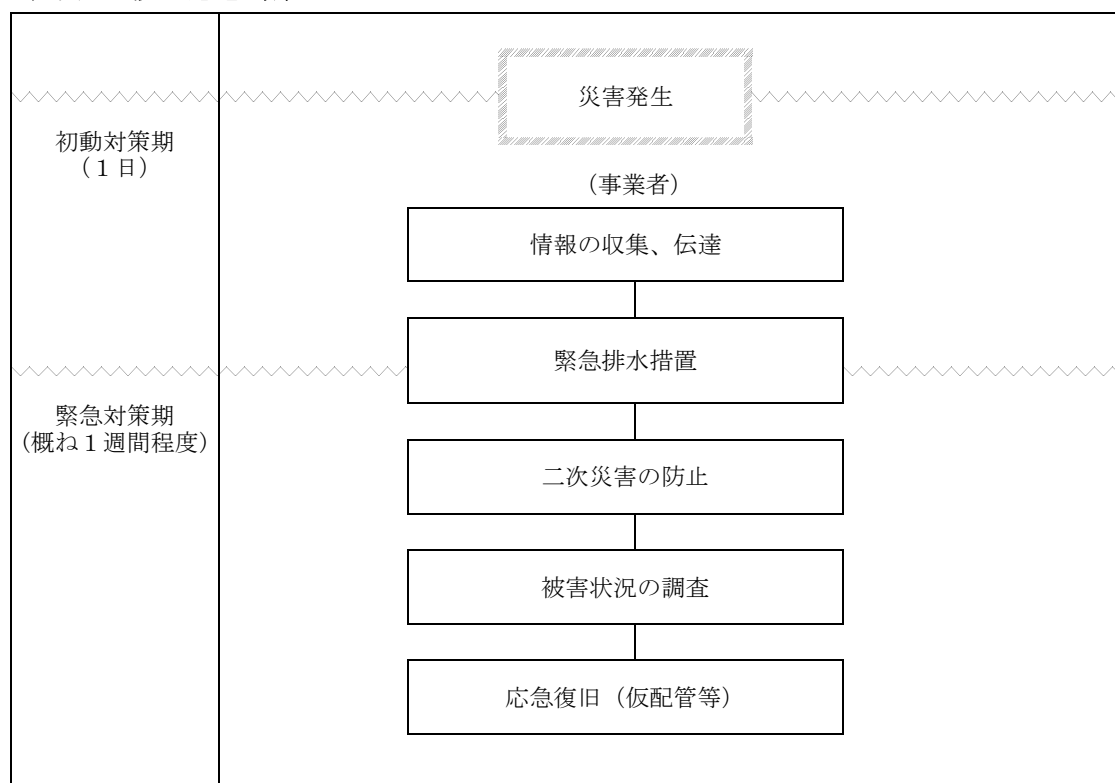
北陸電力株式会社輪島営業所は、同社の防災業務計画の定めるところにより、被害状況を迅速的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給に努める。

3 通信施設

N T T西日本関係事業所は、N T T西日本防災業務計画等の定めるところにより、被災した通信設備の応急復旧にあたり、通信の確保を図る。

4 下水道施設

下水道施設の応急対策のフロー



下水道事業者は、次の措置を講ずる。

- (1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制等に基づき、職員の配備を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害情報を迅速に収集及び伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資機材の整備

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため、各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等により応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

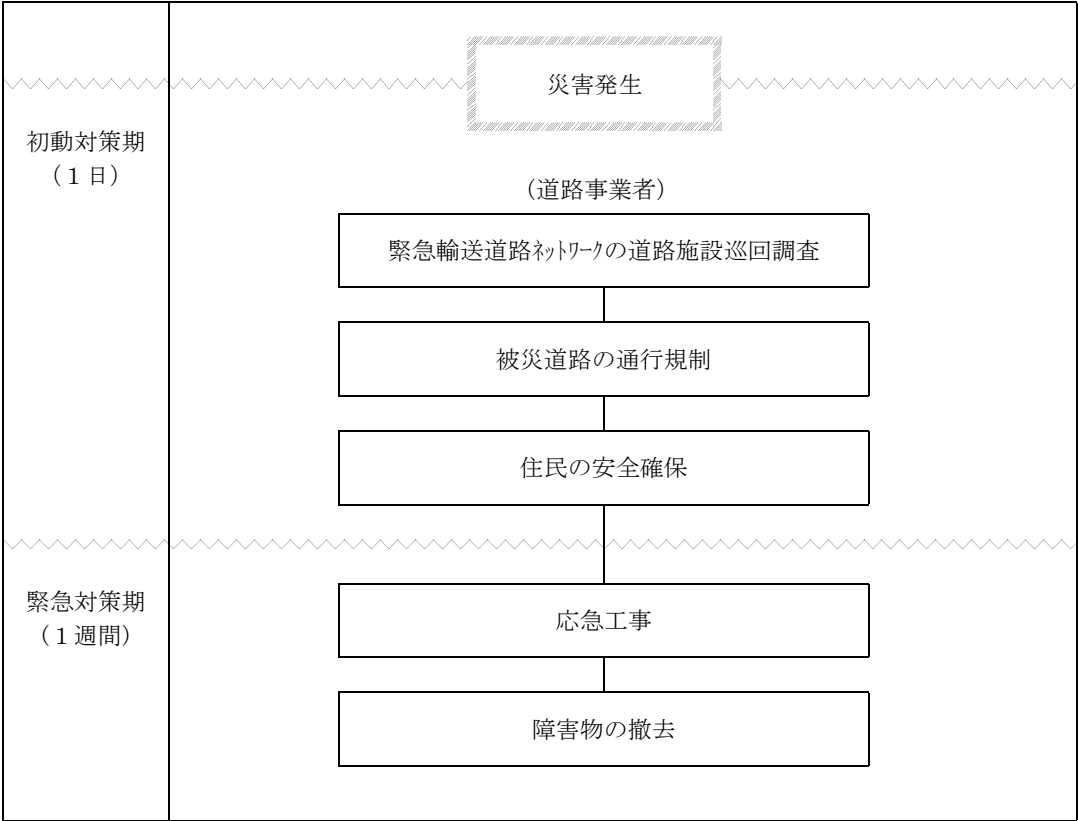
1 基本方針

道路、河川、海岸、港湾、漁港、空港等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに早期の復旧に努める。

2 道路施設

道路施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋りょう、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査及び把握し、緊急時の道路の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置や迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全確保に努める。

(2) 応急復旧

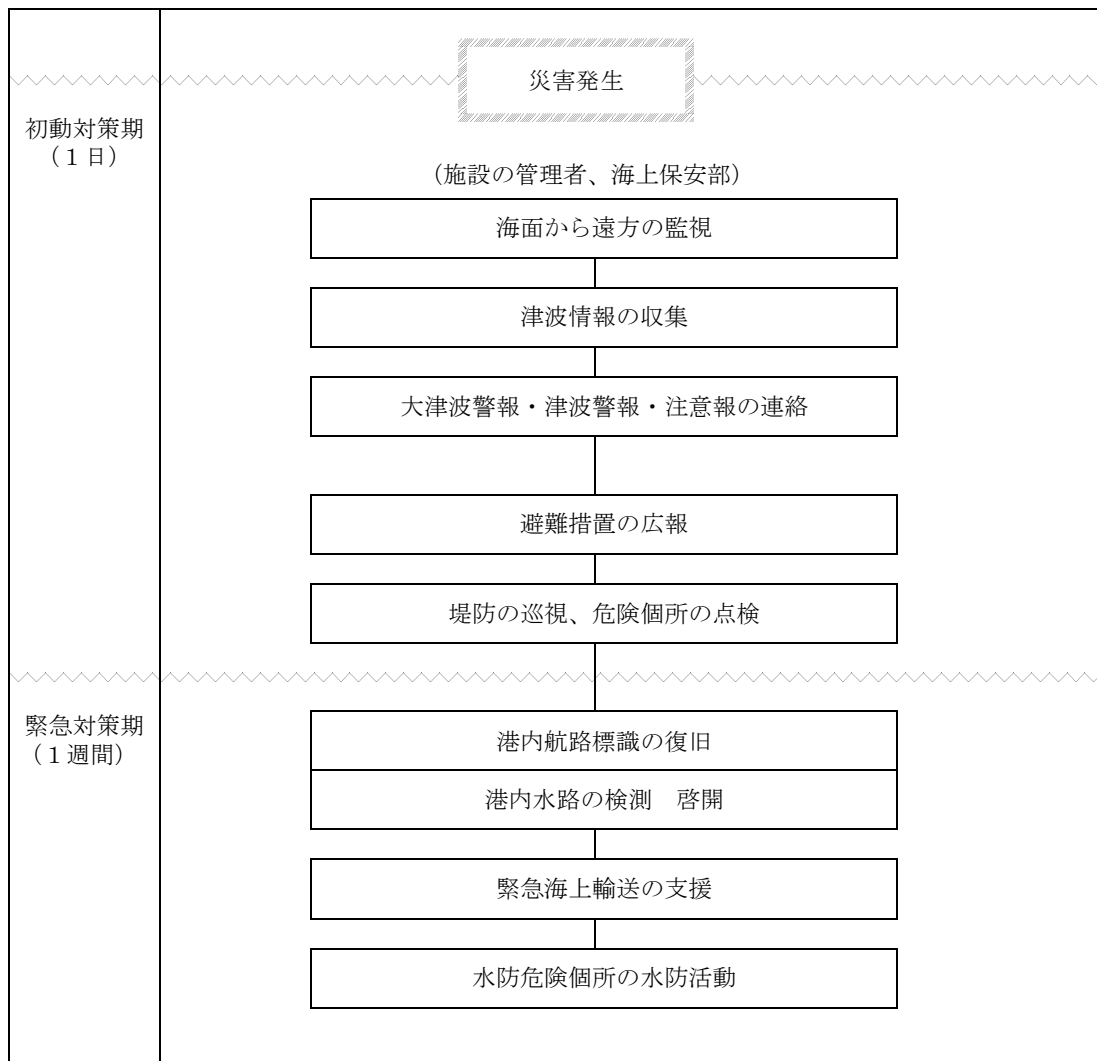
被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、応急工事を施工する。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合には、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。

3 河川、海岸、港湾、漁港施設等

河川、海岸、港湾、漁港施設等の応急対策のフロー



(1) 応急措置

ア 町等は、地震を感じたら津波被害を防止するため、安全な場所から海面の監視を実施するとともに、報道機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。

イ 町及び七尾海上保安本部は、大津波警報・津波警報・注意報の伝達を受けた場合は、町地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

ウ 水防計画等に基づき、町の水防管理者は、河川、海岸、砂防等の施設管理者等と協力し、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

ア 河川、海岸及び砂防の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。

イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要

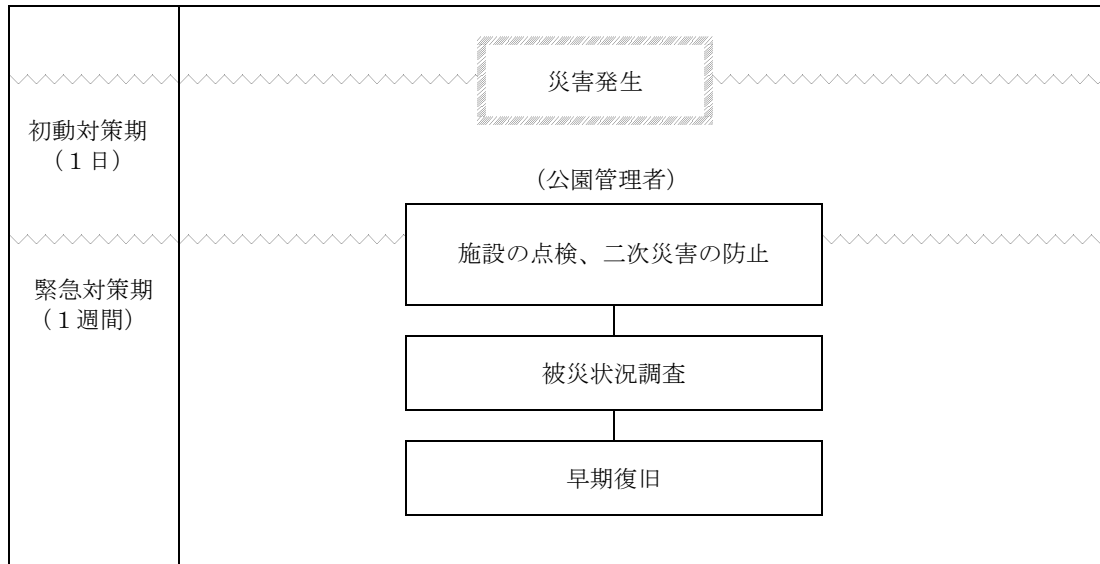
に応じて航行規制等の処置をとる。

(ア) 港湾等における航路標識の復旧、水路の検測、警戒等の実施

(イ) 緊急海上輸送の支援

4 公園、緑地施設

公園、緑地施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

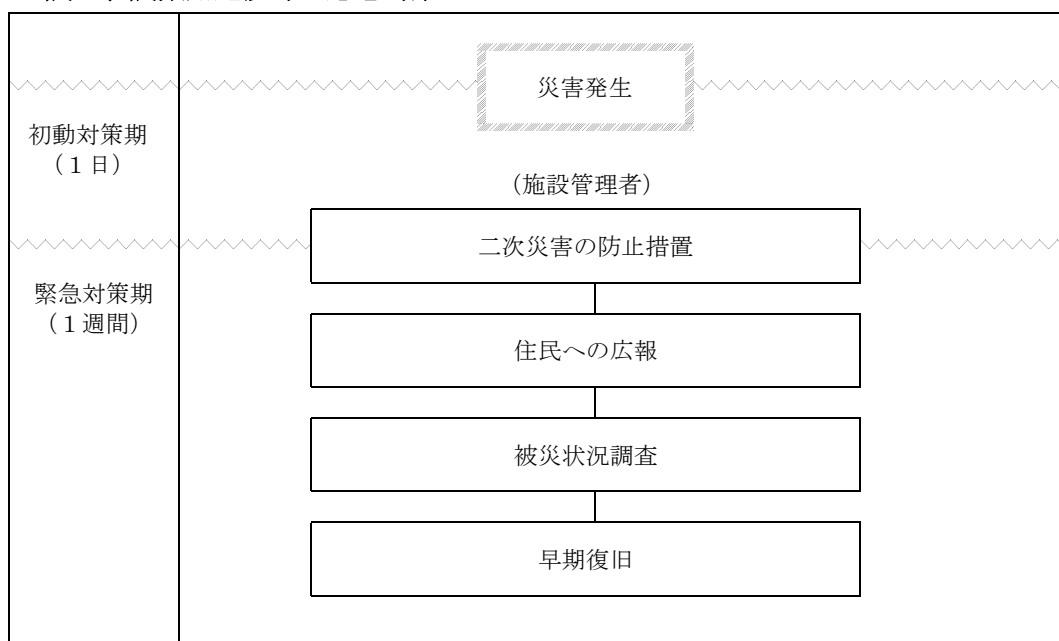
公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検及び応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地及び避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

5 農地、農業用施設等

農地、農業用施設等の応急対策のフロー



(1) 応急措置

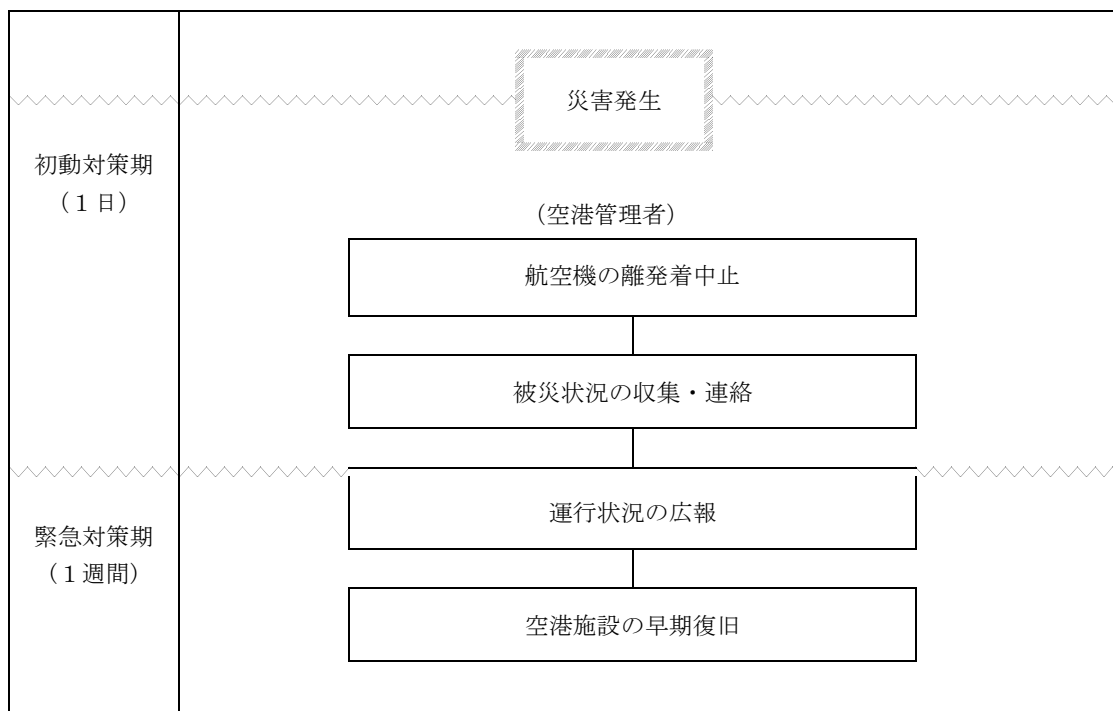
水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設の管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被害状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

6 空港施設

空港施設の応急対策のフロー



空港管理者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

滑走路、エプロン等の空港施設の早期の被災状況の収集、伝達を図り、航空機の離着陸を中止するなどの必要な措置を講じ、乗客の安全確保に万全を期す。

(2) 応急復旧

空港施設の被災状況を調査し、早期復旧に努めるとともに、運航状況を広報する。

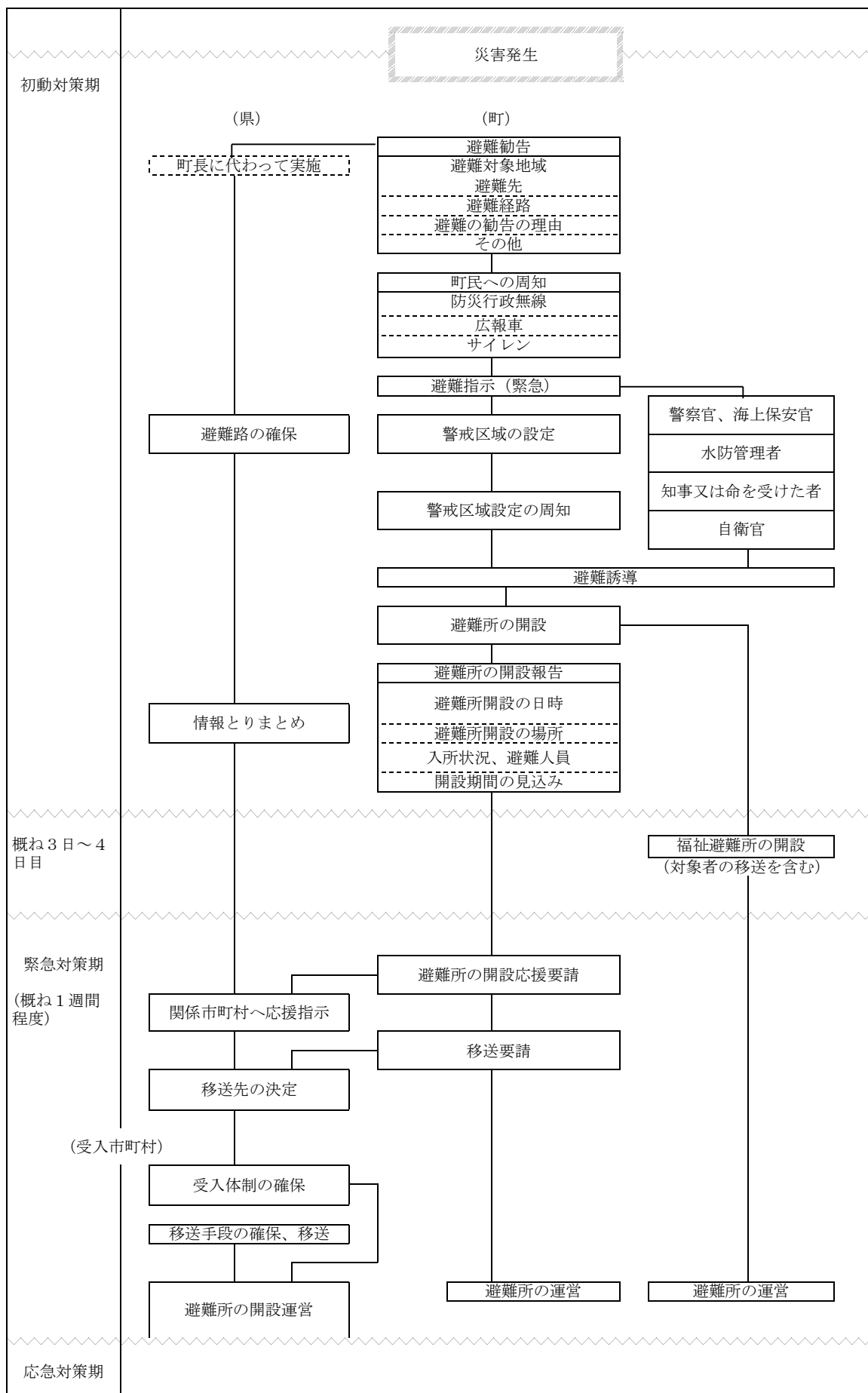
7 公共建築物

町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して、二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第20節 避難誘導

避難誘導のフロー

ふれあい福祉課、住民課、いきいき健康課、
関係各課、防災関係機関



1 基本方針

地震発生後、二次的に発生する津波、火災、危険物の漏えい、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険地域から住民及び滞在者の生命及び身体の安全を確保するため、町長は災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難させるための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施

町長等は次の措置を講ずる。

(1) 町長（災害対策基本法第60条）

ア 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 震災の発生により、町長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事は、町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示を実施する。

なお、知事は、市町に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

前期（1）の町長による避難のための立ち退き又は「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は、町長から要求があつたとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立ち退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立ち退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立ち退き先を指示する。立ち退き先を指示したときは、直ちに町長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受ける恐れのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（町長、水防事務組合の長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第21条）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の必要と認める居住者等に対して避難のための立ち退きを指示する。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告すると

もに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

(7) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的にわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、町長等は、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配線盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 住民への周知

町長は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

4 警戒区域の設定

町長等は、次の措置を講ずる。

(1) 町長（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

地震災害時又は津波の発生により、住民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官、海上保安官は、(1)に定める町長の職権を行うことができる。

この場合において、警察官、海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

5 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、町民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

6 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、町職員等が行うが、当該誘導にあたっては、各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心がけ、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、浸水想定区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難所の開設及び運営

町は、避難所の開設が必要な場合は、地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、次のとおり避難所を開設する。

また、町のみでの開設が困難なときは、県に応援を要請する。

なお、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(1) 避難生活の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住居等の被災者○ 避難指示の対象地域の居住者○ 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等 |
|--|

- (2) 町は、避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 避難の世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者も含める。）
- 避難所の開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

(3) 避難等の状況把握

関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(4) 避難所の運営

- 町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難した人々の代表者及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営にあたっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、町職員を配置する。
なお、職員を配置できない場合は、町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
- 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情勢、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(5) 仮設トイレの設置

町は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレなどを設置し管理する。その確保が困難な場合は、県にあっせんを求める。

また、女性専用の仮設トイレや高齢者、障害者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(6) 要配慮者に対する配慮

町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所での生活が要配慮者の生活に著しく障害となっている場合は、福祉避難所などの適切な二次的避難所をあっせんし、移転するなどの支援措置を講ずる。

(7) 要配慮者等の健康管理

町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、町は、生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(8) 二次避難支援の実施

町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

※福祉避難所については、町で策定している「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき行う。

(9) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家族のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(10) 旅館・ホテル等の活用

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館・ホテル等への移動を避難者に促す。

(11) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して、公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん等により避難所の早期解消に努める。

(12) ペット動物の飼育場所の確保等

町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

8 広域避難体制

(1) 町

ア 被災地区の町の避難所に被災者が入所できないときは、被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への被災者の移送について県に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

ウ 県から被災者の受け入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入体制を

整備する。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

(2) 広域一時滞在

ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。

9 帰宅困難者対策

町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

また、必要に応じて、滞り場所の確保等の支援を行うとともに、滞り場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞り場所の運営に努める。

10 避難所外避難者対策

町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に務めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

11 記録等

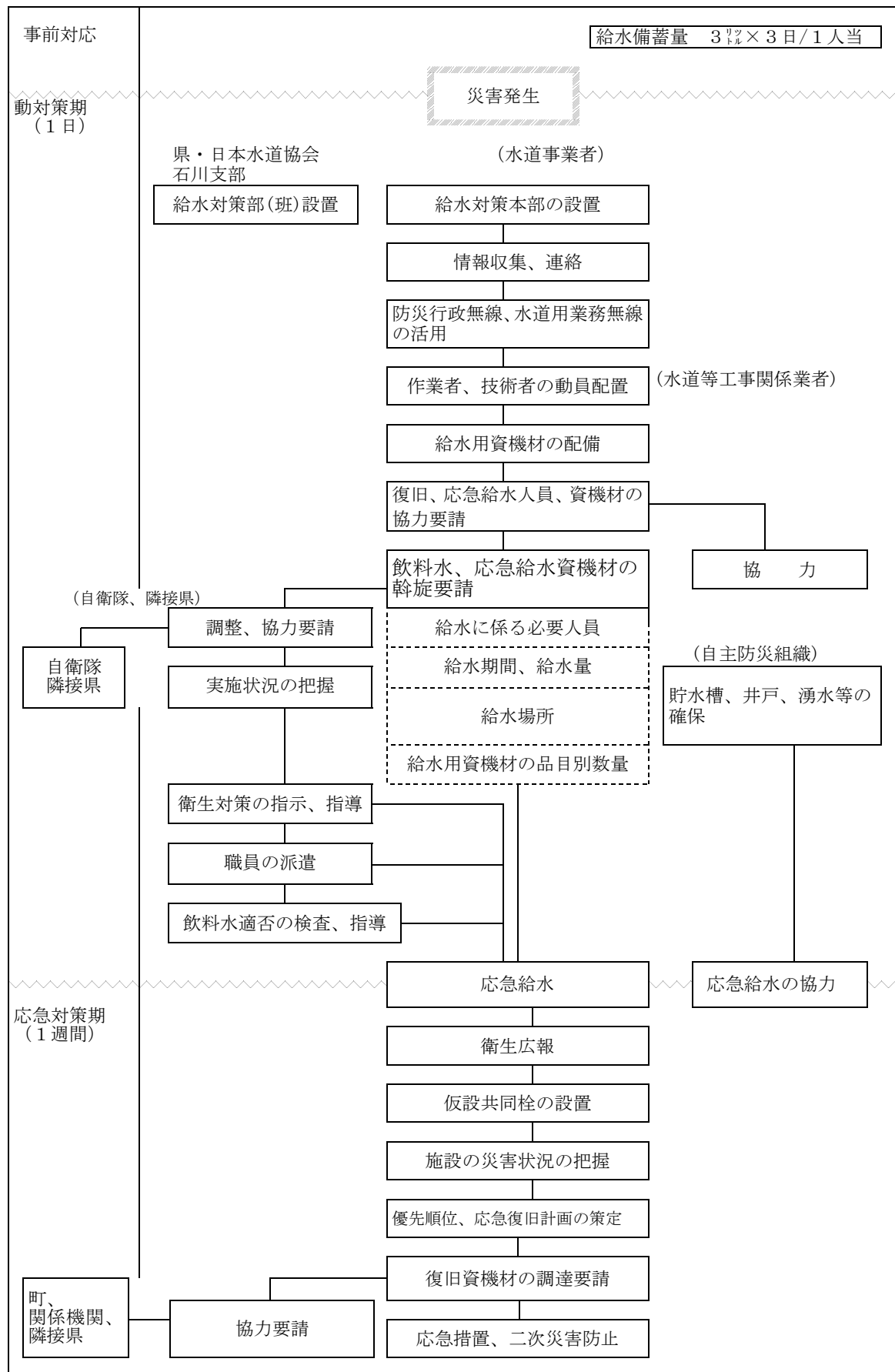
本部及び各避難所には、維持及び管理のため、それぞれ責任者を定めて次の帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 避難者名簿
- (2) 救助実施記録日計票
- (3) 避難所用物資受払簿
- (4) 避難所設置及び収容状況記録簿
- (5) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (6) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第21節 給水活動

上下水道課、関係各課、防災関係機関

給水活動のフロー



1 基本方針

津波災害により、水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、県及び関係機関に応援を求め、速やかに応急給水を実施する。

2 給水対策

町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集を行い、次のとおり応急給水対策を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

ア 動員計画に基づき作業者や技術者を速やかに動員配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し応援を求める。

(2) 情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

3 応急給水活動

(1) 給水の拠点

飲料水の確保の困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校等の拠点避難場所等、病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

(2) 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3L/人/日	おおむね 1 km	耐震性貯水槽・タンク車
災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量)	20L/人/日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日まで (更に最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100L/人/日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約250L/人/日	おおむね 10m	仮配管から各戸共用栓

(3) 応急給水活動は町が行うが、町において対応できないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど、一元化に対応に努める。

- 給水に必要とする人員数
- 給水を必要とする期間、給水量
- 給水する場所
- 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等の水道用資機材の品目別数量

(4) 自主防災組織

ア 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、町の応急給水と併せて井戸水、湧き水及び防火貯水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

イ 飲料水の運搬配分等、町の実施する応急給水に協力する。

4 施設応急復旧活動

(1) 被害施設を早急に復旧するため、住民からの情報や職員による施設巡回により速やかに次のとおり施設の損壊状況、漏水箇所等の把握に努める。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水池、河川等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早急な給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効果的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 復旧に必要な資材は、事前に確保しているものを使用するほか、不足する場合は、あらかじめ指定している水道工事等関係業者に協力を要請し調達する。

(4) 町が、自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあつせんを要請する。

- 応急復旧作業を必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

(5) 被災箇所の復旧までの間、二次災害の発生のおそれのある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次による措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、安全柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の給水基準は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

6 記録等

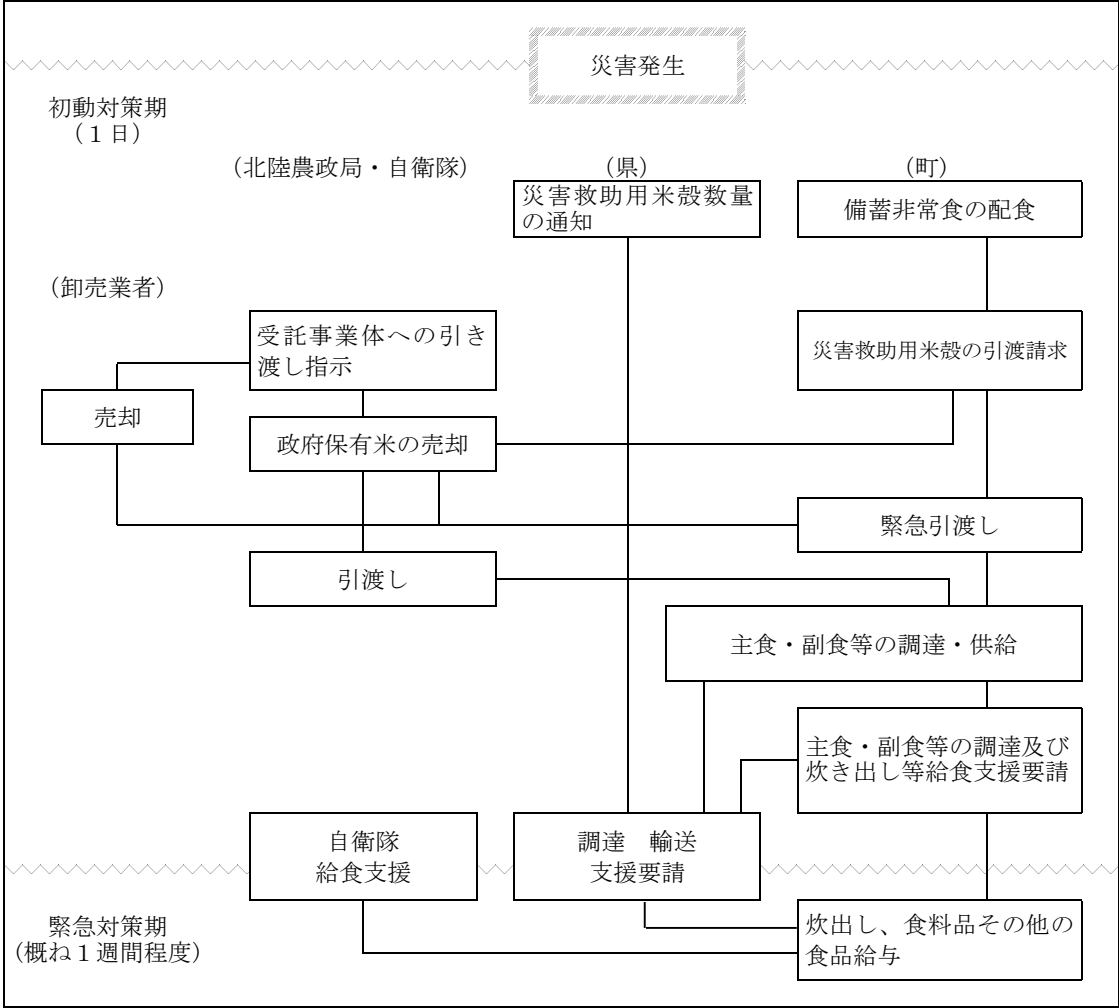
飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 飲料水の供給簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第22節 食料の供給

観光交流課、企画課、会計課、
防災関係機関

食料の供給のフロー



1 基本方針

町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡しを要請する。

(2) 県への備蓄食糧・おにぎり、パン等の要請

町は、県の保有する備蓄食糧の提供及び供給を要請する。

4 炊出しの方法

炊出しはボランティア等に依頼し、給食施設等既存の施設を利用して次の要領により行う。

- (1) 当初は、町所有の非常食（乾パン及びアルファーマ）を主に配食する。
- (2) 炊出し現場には責任者を配置し、責任者はその実態に応じ指揮するとともに、炊出しの状況、場所数及び場所別給与人員を町へ報告する。
- (3) 被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は握り飯と漬物、かん詰等の副食を供給する。
- (4) 直接炊出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し供給する。

5 応援等の手続き

炊出し等で食品の供給ができないとき又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

- (1) 町長は、応援の必要を認めたときは県に要請する。ただし緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実施

- (ア) 所要食数（人数）
- (イ) 炊出し予定期間
- (ウ) 炊出し品送付先

イ 物資の確保

- (ア) 所要物資の種別及び数量
- (イ) 物資の送付先及び期日

6 食品衛生

炊出しにあつては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊出し施設には飲料に適する水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊出し場所には皿洗い設備、器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料は、信用のある業者から仕入を行い、保管に留意する。
- (6) 炊出し施設は、学校等の給食施設、公民館、社寺等の既存施設を利用するが、これが得がたい場合は、環境衛生の良好な場所等を選定して設ける。

7 副食、調味料の確保

- (1) 町は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。
- (2) 町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事

業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し、調整する。

8 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

9 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

10 記録等

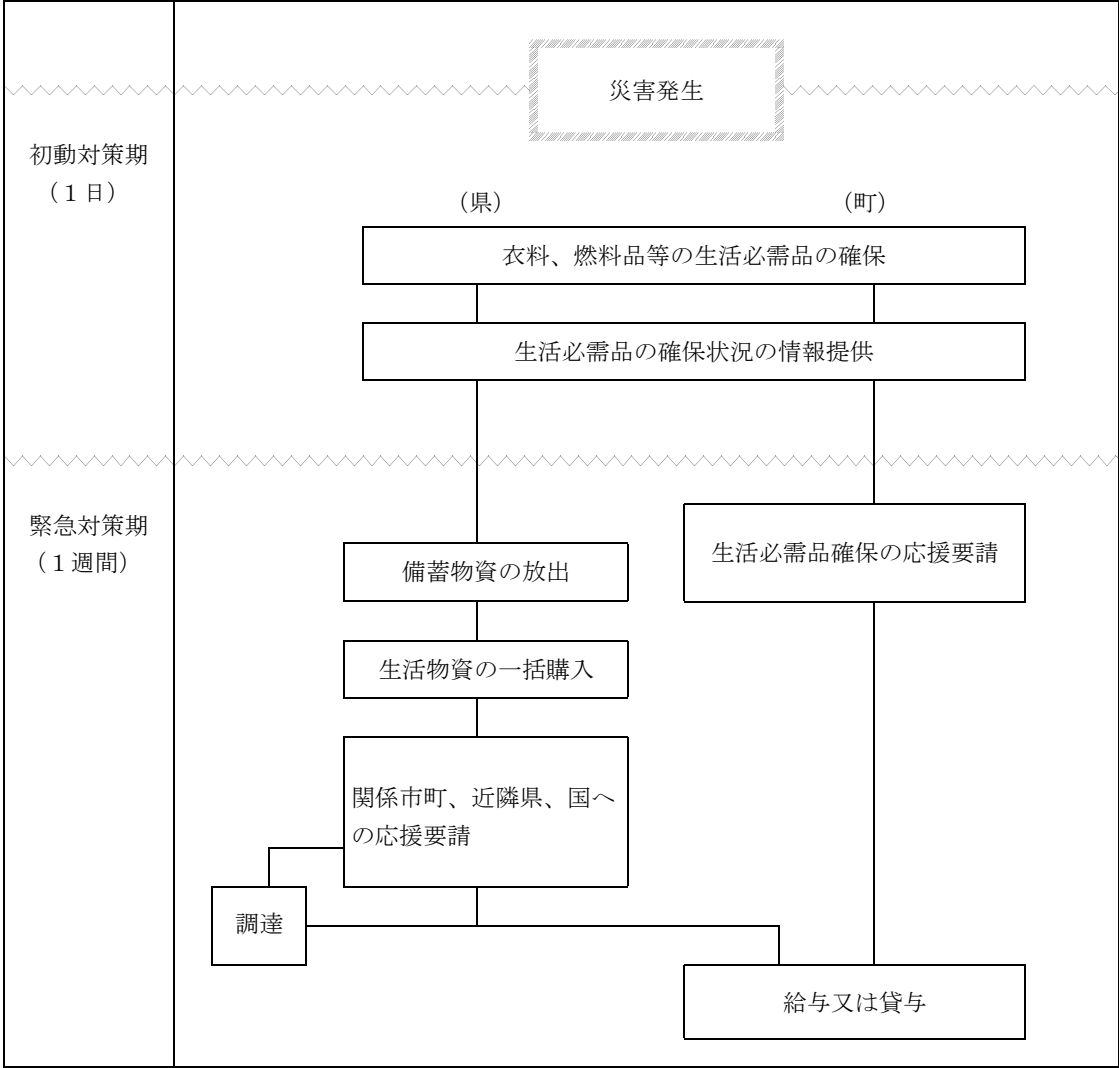
食料供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 炊出しその他による食品供給物品受払簿
- (3) 炊出し供給状況記録簿
- (4) 炊出しその他による食品供給のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊出しその他による食品供給のための物品受払証拠書類

第 2 3 節 生活必需品の供給

観光交流課、企画課、会計課、
関係各課

生活必需品の供給のフロー



1 基本方針

町は、被災者に対して、衣料、燃料等の生活必需品を調達し供給を実施する。

2 実施体制

町長は、被災者に対して衣料、生活必需品等の物資を供給する。

ただし、町で対応できないときは、県、隣接市町、その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 生活必需品の確保

(1) 必要量の把握

ア 町は、平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行

うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

(2) 情報の提供

町は、必要に応じて、被災者に対し確保状況等の情報を提供するものとする。

4 物資の輸送（配送）拠点の確保と運営

(1) 町は、緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。

なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

(2) 町はあらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

5 供給の方法

(1) 冬季、夏季それぞれについて世帯構成員別被害状況に基づき、救助物資購入（配分）計画を立て、これにより購入し、供給する。

(2) 所要物資の調達が困難な場合は県に依頼する。

(3) 調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、被災の程度に応じ定める。

6 供給する品目

次の品目の範囲内で現物をもって供給する。

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 寝 具 | 就寝に必要な毛布、布団等 |
| (2) 外 衣 | 普通着、作業衣、婦人服、子供服等 |
| (3) 肌 着 | シャツ、ズボン下、パンツ等 |
| (4) 身回品 | タオル、長靴、ズック、雨具等 |
| (5) 炊事用具 | 鍋、包丁、バケツ、ガス器具等 |
| (6) 食 器 | 茶わん、汁わん、皿、はし等 |
| (7) 日用品 | 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等 |
| (8) 光熱材料 | マッチ、ローソク、プロパンガス等 |

7 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給計画は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

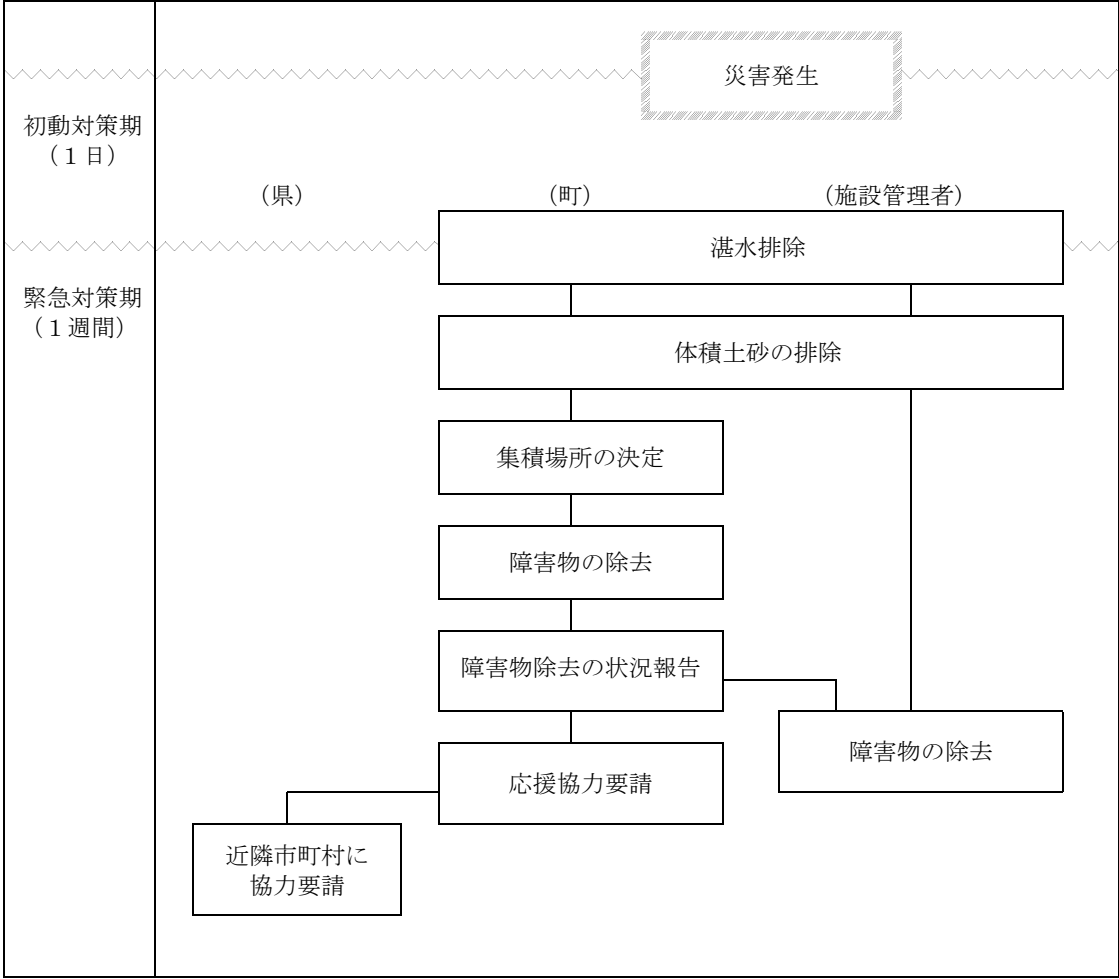
8 記録等

生活必需品の供給を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 物資受払簿

- (3) 物資の供給状況記録簿
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

障害物の除去のフロー



1 基本方針

地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋、土砂、立木等を除去し、緊急輸送ネットワーク等の確保を図る。

2 実施体制

- (1) 町長は、被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、港湾、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。
- (2) 施設管理者は、町の協力を得て、障害物を除去する。

3 障害物除去の実施基準

- 災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。
- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
 - (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
 - (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
 - (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
 - (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

4 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力及び機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれに実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地、空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

6 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

(1) 湛水排除

ア 町の区域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、町又は土地改良区が排除する。

イ 災害の規模が大きく、当該関係者が処理できない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

ア 被災地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

イ 宅地の土砂は、町の指定する場所まで搬出し、集積土砂は、町が運搬し廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

7 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

8 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の適用の過程において、町は生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

9 記録等

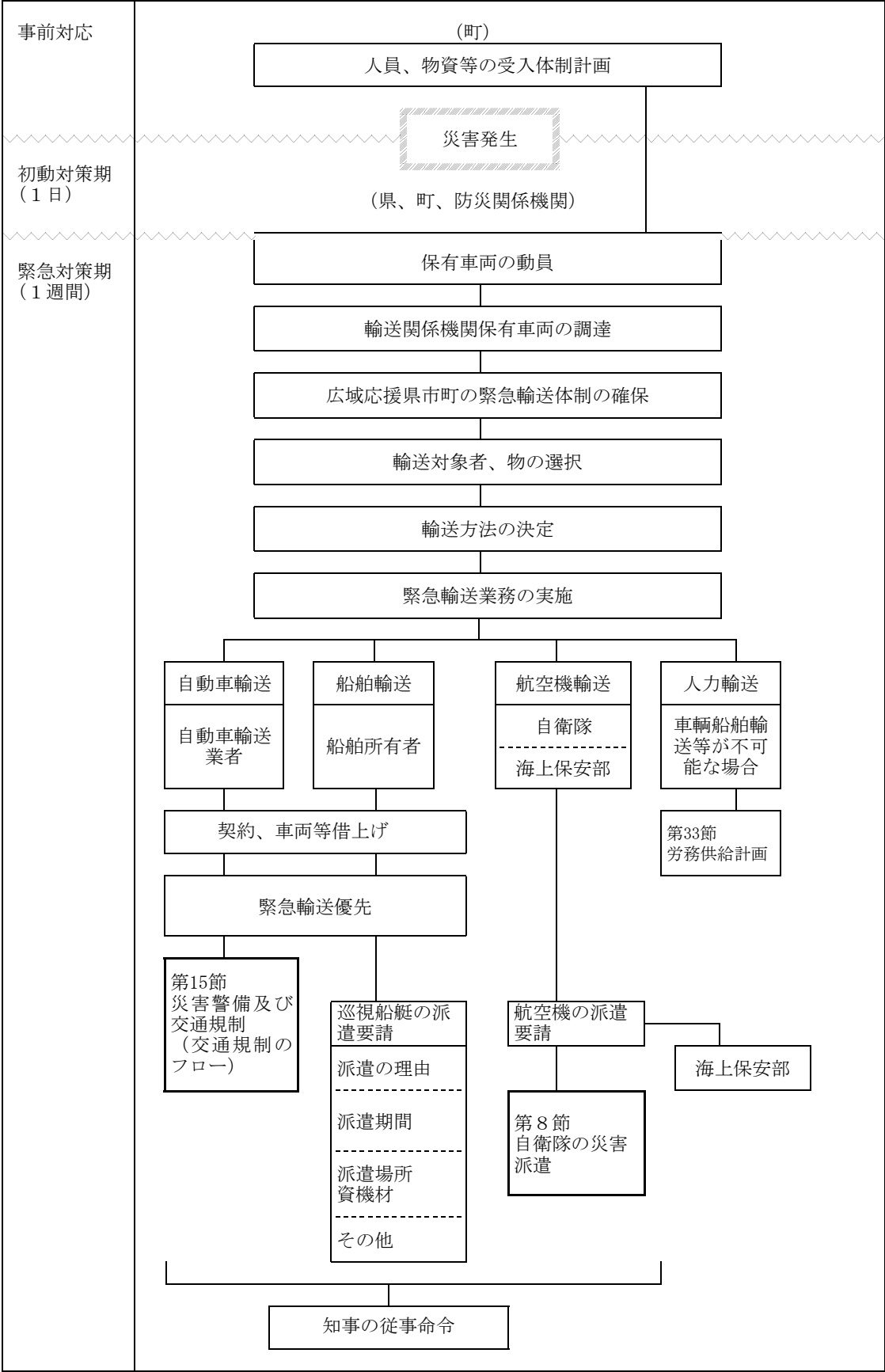
障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 障害物除去記録簿
- (3) 障害物除去支出関係証拠書類

第 2 5 節 輸送手段の確保

管理課、総務課、企画課、
防災関係機関

輸送手段の確保のフロー



1 基本方針

大津波が発生した場合、家屋の倒壊、火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害が生じることが予想される。このため、町及び防災関係機関は、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。

また、輸送関係機関の保有する車両等を調達するほか、広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、町は、人員、物資等の受入体制について、あらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

4 車両による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。

なお、状況により業者の車両を借上げ、利用する。

- (1) 物資の輸送については、災害の範囲及び実情を総合的に勘案し、県及び関係機関と密接な連絡及び協議を行い、決定する。
- (2) 緊急輸送にあたっては、事前に知事又は公安委員会へ緊急車両届を行い、災害時に標章及び証明証の発行を受け、掲示及び携行する。
- (3) 災害時において優先輸送される人員及び物資はおおむね次のとおりとする。

ア 人員

- (ア) 災害対策本部員
- (イ) 救出された罹災者
- (ウ) 公共施設の応急復旧作業員
- (エ) 災害応急要員

イ 物資

- (ア) 食糧及び飲料水
- (イ) 医薬品及び防疫物資
- (ウ) 生活必需品
- (エ) 災害復旧資材
- (オ) 車両用燃料

5 船舶による輸送

災害により陸上輸送が不可能な場合、船舶により輸送を行う。町内に借上げる船舶がない場合は、直ちに次の事項を明らかにして県又は隣接市町に応援を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を必要とする場所及び資機材
- (4) その他必要な事項

町内の輸送船舶が接岸可能な岸壁

岸壁名	面 積	町役所までの距離
穴水港（あすなろ広場）	22,242.6 m ² (緑地含む)	700 m

6 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合は、人夫等による人力の輸送を行う。この場合の労務者の確保は、本章第 33 節「労務供給計画」による。

7 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、県に対して次の事項を明らかにしてヘリコプターの派遣を要請し、輸送を行う。

- (1) 派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を必要とする場所及び資機材
- (4) その他必要な事項

町内のヘリコプター離着陸場適地

ヘリコプター離着陸場適地	面 積	町役場までの距離
穴水陸上競技場	7,750 m ²	1.05 km
あすなろ広場	22,242.6 m ²	0.7 km
旧兜小学校	3,300 m ²	10.69 km

8 災害救助法による措置

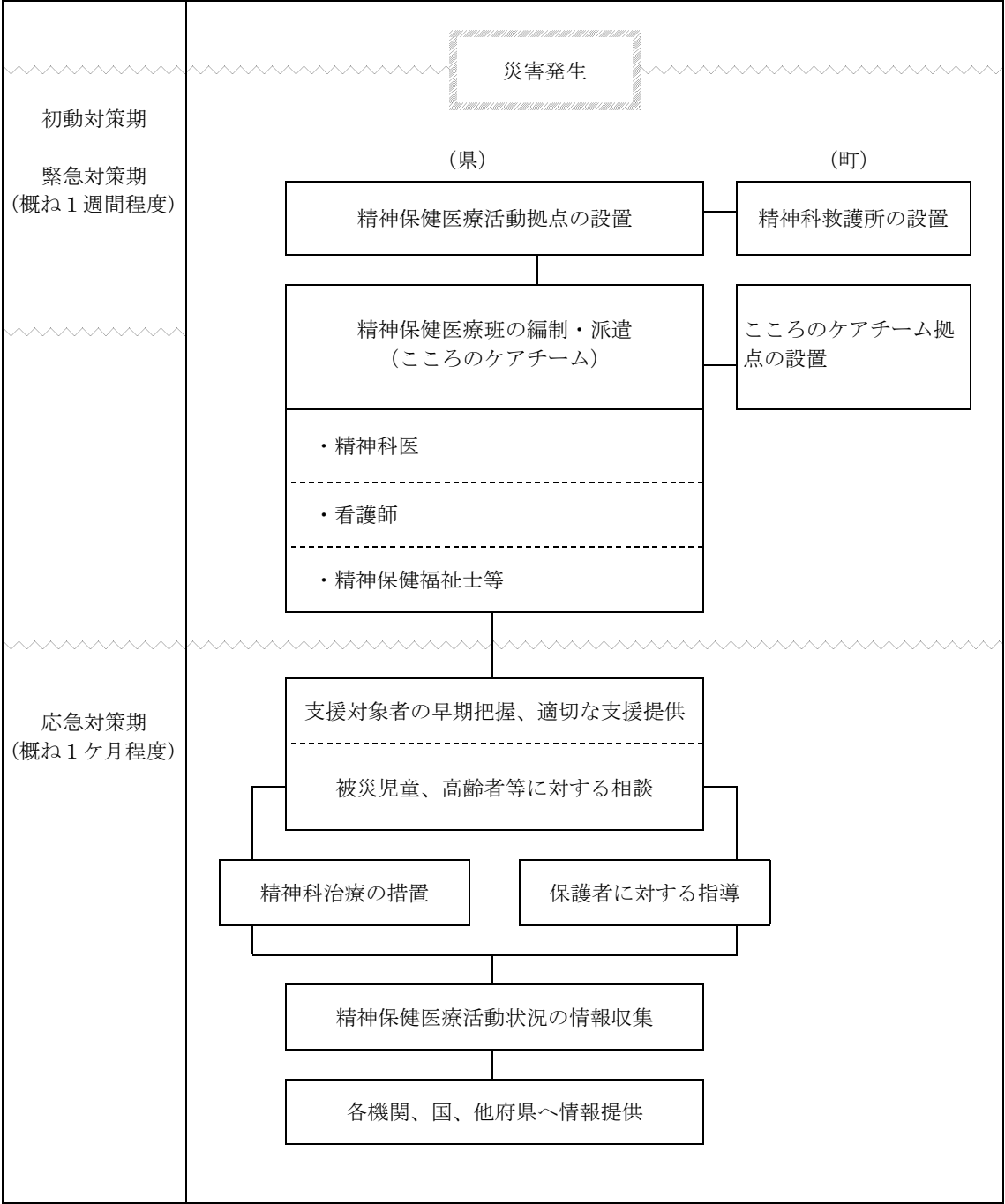
災害救助法を適用した場合の措置は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

9 記録等

車両、船艇、人夫等を借上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 燃料及び消耗品受払簿
- (3) 輸送記録簿
- (4) 輸送関係支払証拠書類

こころのケア活動のフロー

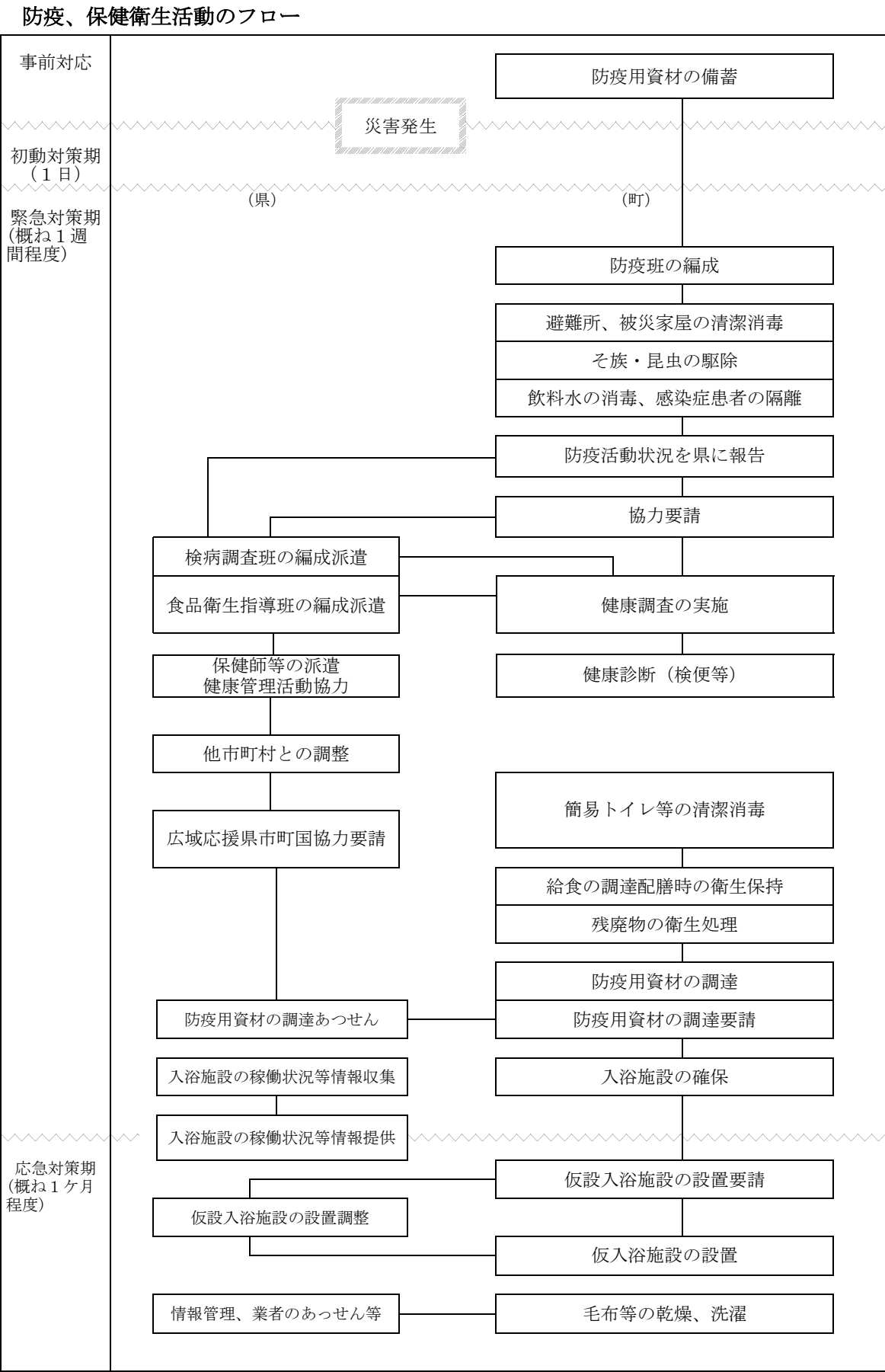


1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、津波により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、「石川県災害時のこころのケア活動マニュアル」に基づき、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

- (1) 町は、施設の被災や多数の患者により、医療機関での対応が十分にできない場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動要領」を踏まえながら、県等に避難所に精神科救護所の設置を要請する。
- (2) 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、町は、円滑に実施できるよう協力する。



1 基本方針

津波災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電等による冷蔵食品の腐敗等により、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒を実施し、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

- (1) 町は、防疫班（衛生技術者及び事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族・昆虫の駆除、飲料水の消毒並びに感染症患者の隔離を実施する。
- (2) 町は、防疫活動の状況を県に報告する。
- (3) 町は、防疫活動の実施にあたっては、能登北部保健福祉センターの協力を得て実施するものとするが、本町のみで実施できないときは、県又は隣接市町村及び関係機関の応援を要請して実施する。
- (4) 町は、県の協力を得て、保健衛生活動を実施する。
- (5) 町は、避難生活が長引く場合は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。
- (6) 防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、県が設置する地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

3 避難所の防疫措置

避難所の設備は応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 検病検査及び健康診断

避難者に対して検病検査を実施するものとする。また、検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。

(2) 清潔、消毒

手洗いの消毒液を配置するとともに仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒を行う。

(3) 給食の衛生保持等

避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分注意する。

4 防疫用資材の備蓄

(1) 町は、防疫用資材の備蓄に努める。

また、防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売業者から調達するほか、県に対して調達、あつせんを要請する。

(2) 防疫用資材の内容

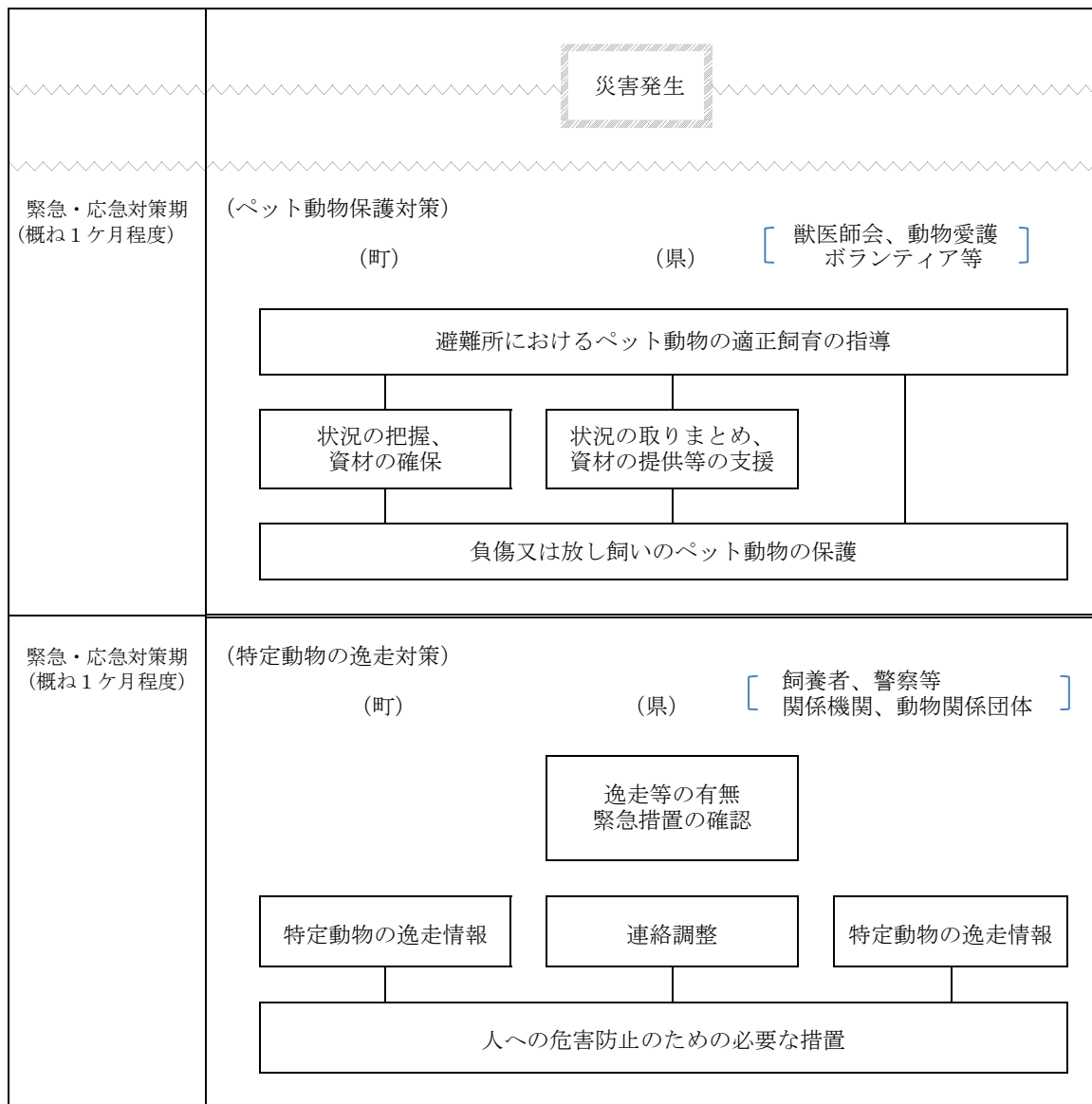
10%塩化ベンザルコニウム逆性石けん、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

5 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、別に定める「健康危機管理マニュアル」「感染症対応マニュアル」により、県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

6 ペット動物の保護対策

ペット動物の保護及び特定動物逸走対策のフロー



(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

町は、避難所における同行したペット動物の飼育に関し、県及び動物愛護ボランティア等と協力して飼養者に適切な飼育の指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

町は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、県から避難所におけるペット動物の飼育に関し、必要な資材の提供等の支援を受ける。

6 特定動物の逸脱対策

特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。

7 記録等

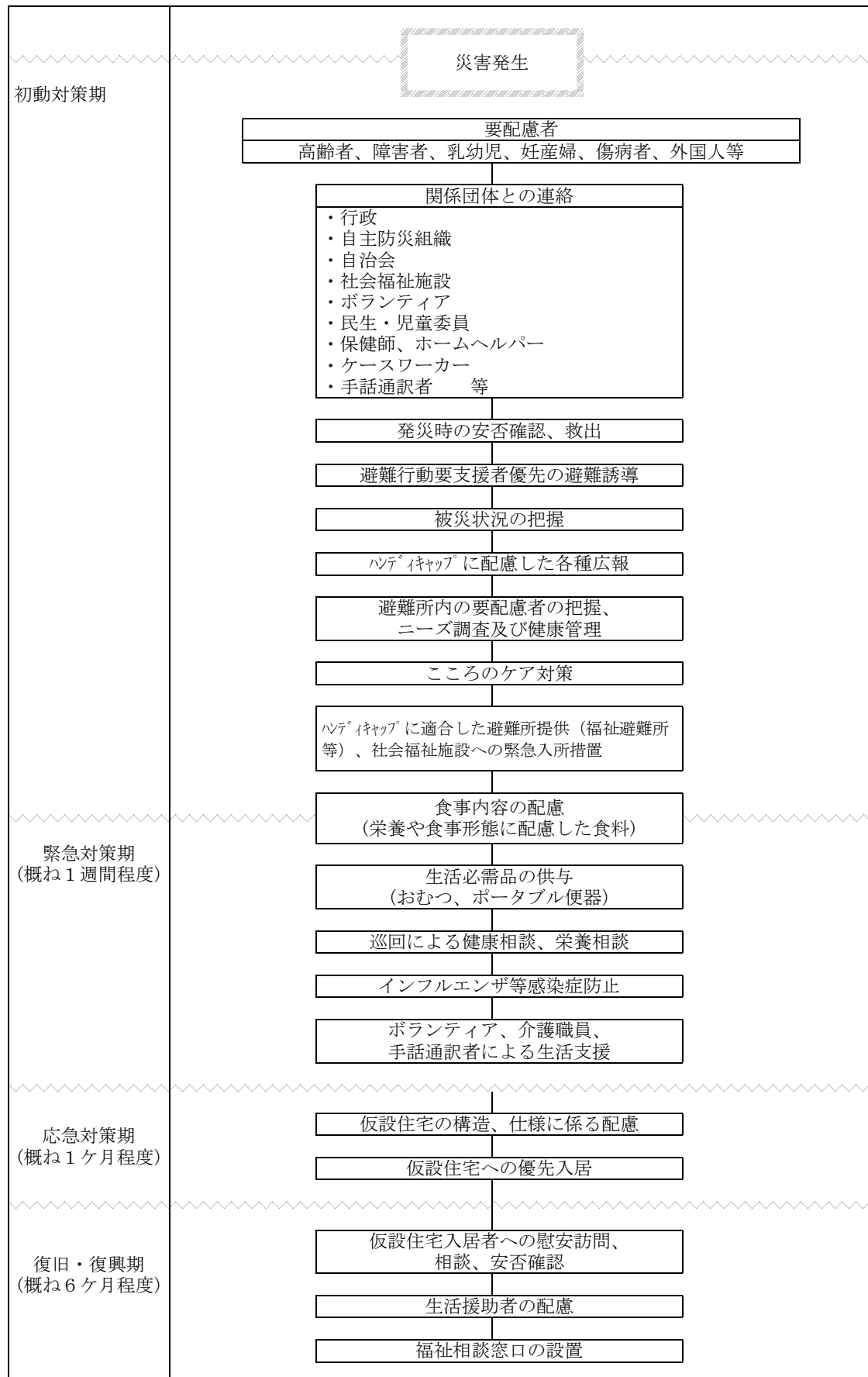
防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (5) そ族・昆虫駆除等に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

第28節 要配慮者の安全確保

ふれあい福祉課、住民課、
いきいき健康課、防災関係機関

要配慮者の安全確保のフロー



1 基本方針

津波発生時においては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

町は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況を確認し、その安否確認に努める。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて区長（町内会長）、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

津波により住民避難が必要となった場合、町は、避難行動要支援者の避難にあたっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

また、避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせて、必要に応じて自動車を活用する等、適切な誘導を考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

町は、次により要配慮者の被災状況を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

町は、県の協力のもとに、在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供給等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 二次避難支援の実施

町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助者となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

※福祉避難所については、町で策定している「福祉避難所設置・運営マニュアル」に

基づき行う。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設

被災時の安全確認及び避難等

施設管理者は、施設が被災した場合、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づいて、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災したときは、施設職員、近隣の住民又は自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能となった場合

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災したときは、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾

患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

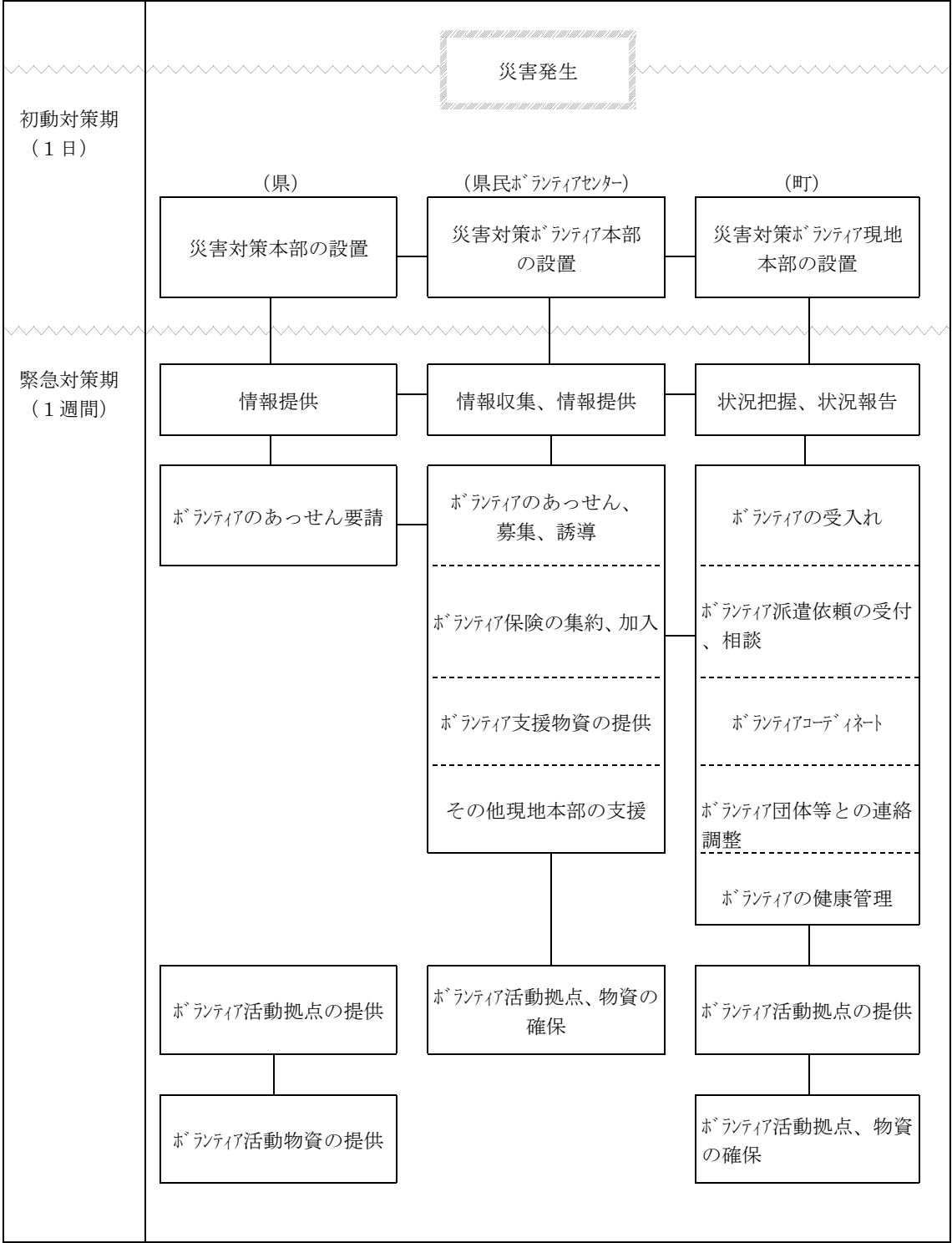
町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第29節 ボランティア活動の支援

ふれあい福祉課、住民課、
いきいき健康課、防災関係機関

ボランティア活動の支援のフロー



1 基本方針

大津波が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を要するため、町は、防災関係機関及び関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受入に努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

2 ボランティアの受入れ

(1) 災害対策ボランティア現地本部の設置

町及び町社会福祉協議会は、県にボランティア本部が設置されたときは、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）を設置する。

また、県及び町、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により、現地受入れが円滑に行われるように努める。

(2) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、町は災害の状況及びボランティア活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部、ボランティア現地本部が設置されたときは、県、町及び日本赤十字社等は、調整してボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部、関係機関、関係団体等との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域及びボランティア保険加入の有無を把握するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

(3) ボランティア依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティア派遣依頼の受付窓口として、受付や相談に応ずる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティアの活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県、町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体と行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、

活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

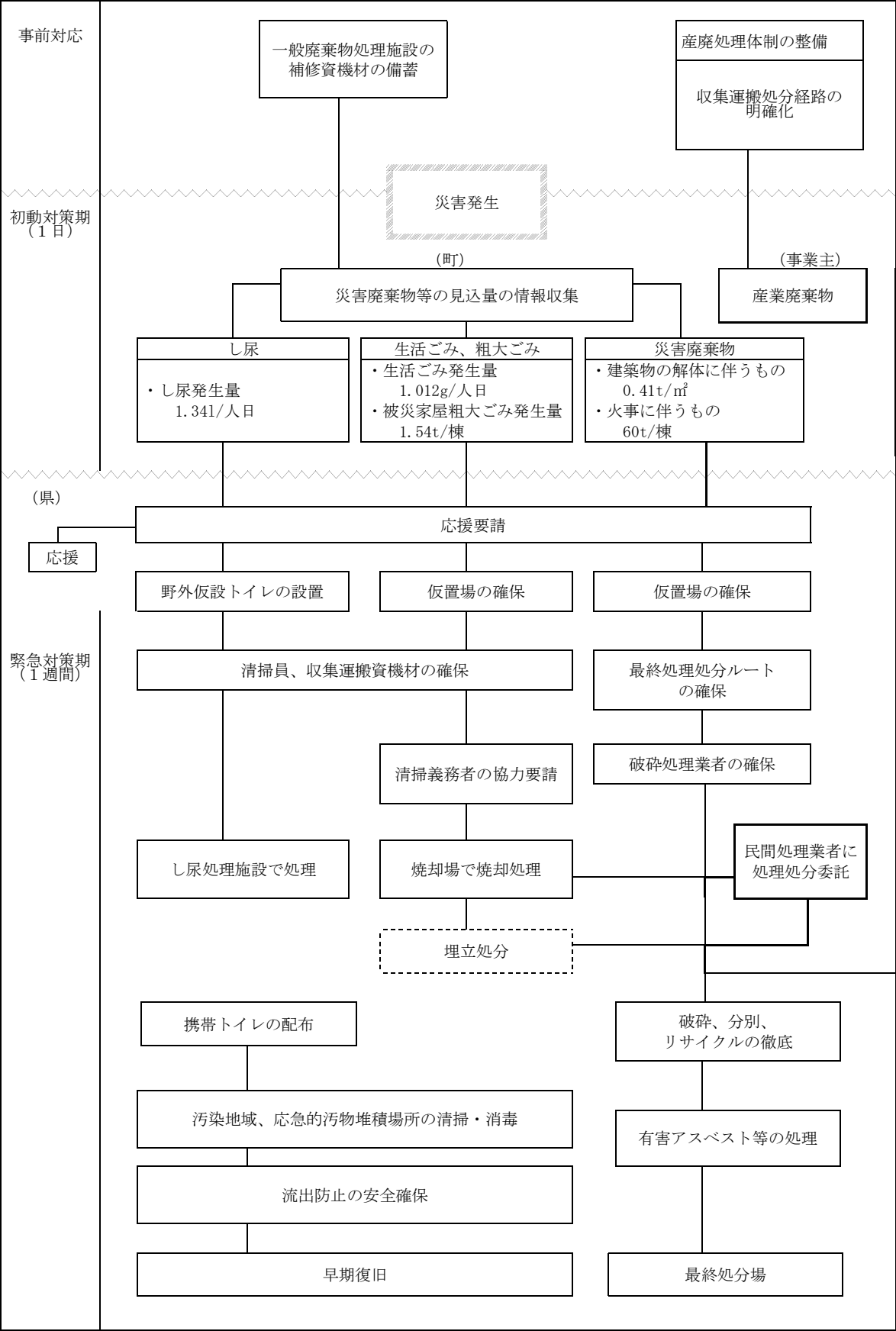
被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校等の一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

災害廃棄物等の処理のフロー



1 基本方針

被災地の廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみを含む。）及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の収集並びに処分を迅速かつ能率的に実施する。

また、災害廃棄物等は、可能な限り、再利用・再資源化をし、埋立処分量の減量化・安定化の推進を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

津波発生時における被災地の清掃は、原則として町が実施するが、事業所、工場等から排出される災害廃棄物等については、事業主が町の指示により実施する。

(2) 隣接市町又は県の応援

ア 被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して、隣接市町又は県の応援を求めて実施する。

イ 町は、県が示す「石川県災害廃棄物処理指針(市町災害廃棄物処理業務マニュアル)」等を参考に、あらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その対策を定めておく。

また、隣接市町及び廃棄物関係団体等と次の事項を調整し、災害時の相互協力体制を整備しておく。

- し尿処理（仮設トイレの必要数と設置に要する人員及び車両台数、し尿収集運搬車両台数と人員、し尿処理受入先）
- 生活ごみの処理（収集運搬車両台数と人員数、処理受入先）
- 災害廃棄物の処理・処分
- 応援者の宿泊場所等の確保

3 被災地の状況把握

町は、津波発生直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）等の被害状況
- 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数並びにし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、災害廃棄物の発生見込量及び処理方法

4 災害廃棄物等の収集、運搬及び処分方法

町は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、災害廃棄物等の収集運搬及び適正な処理処分を実施する。

ただし、適正処理困難物については、次のとおり実施する。

(1) 一般家庭から排出される場合

業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進するため、業者へ協力要請を

行う。

- (2) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)に該当する場合
地震発生時においても、通常と同様に、事業者の責任において処理することを原則とする。
- (3) 産業廃棄物に該当するが、家屋の倒壊により搬出が困難な場合
あらかじめ解体の際に、その旨を町に報告し、処理方法を事業者と町が協議する。
この場合にも、事業者による処理を原則とする。
- (4) 避難所での応急処置により発生する感染性廃棄物の場合
専門の処理施設において、適正処理を行う。
- (5) 家屋の解体によりアスベスト廃棄物が発生する場合
町と解体業者の間で、その処理方法を協議した上で、適正処理を行う。アスベストの処理は、「廃棄物処理法」及び「廃石綿等処理マニュアル」(平成 17 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に従って適正処理を行う。
- (6) 業務用のエアコンや冷蔵庫等に含まれるフロン類
フロン回収破壊法に基づき、製造業者等に引渡すなど、適正処理を行う。

5 津波災害時における災害廃棄物等の処理目標

(1) 一般廃棄物

町は、津波災害時に生じた災害廃棄物等の収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理対策を実施する。

ア 災害廃棄物の収集処理量

建築物の解体に伴うもの 0.41 トン/㎡

火事に伴うもの 60 トン/棟

①建築物の解体に伴うもの+②火事に伴うもの=要総処理量

イ し尿収集処理量

し尿発生量 1.34 トン/人日

①避難所からのし尿の発生量+②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量+③通常時し尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量= 要総処理量

ウ 生活ごみ、粗大ごみの収集処理量

生活ごみ発生量 1,012 ㌔/人日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.54 トン/棟

①避難所からのごみ発生量+②住民の在宅している世帯からのごみ発生量+③通常時の粗大ごみ発生量+④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量=要総処理量

(2) 産業廃棄物

事業主は、地震災害時における産業廃棄物を処理するため、機械、器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬、処分経路をあらかじめ明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

- (1) 仮設トイレ、消毒剤、脱臭剤等の調達

町は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置にあたっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。

また、閉鎖にあたっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 災害廃棄物等の応急的措置

町は、おおむね次の方法により応急的な災害廃棄物等の処理を行う。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物等を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積込む際には、木くず、プラスチック、コンクリートくず、家電製品、金属くず、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物等に分別する。

(2) 災害廃棄物等の仮置場及び最終ルート確保

災害廃棄物等が多量に発生した場合は、町街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速な災害廃棄物の処理ができるよう、あらかじめ設定した仮置場に、これらを一時的に保管する。

また、大量の災害廃棄物の最終処分までの処理処分ルートを確認する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

し尿、生活ごみなど廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して町の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 災害廃棄物等の処分

収集、運搬した災害廃棄物等の処理は、分別搬入や仮置場における選別を進めるとともに、災害廃棄物については、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立等の方法で行う。し尿処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなど、公衆衛生や環境衛生の保全に支障のない方法で行う。

(6) 携帯トイレの確保

し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

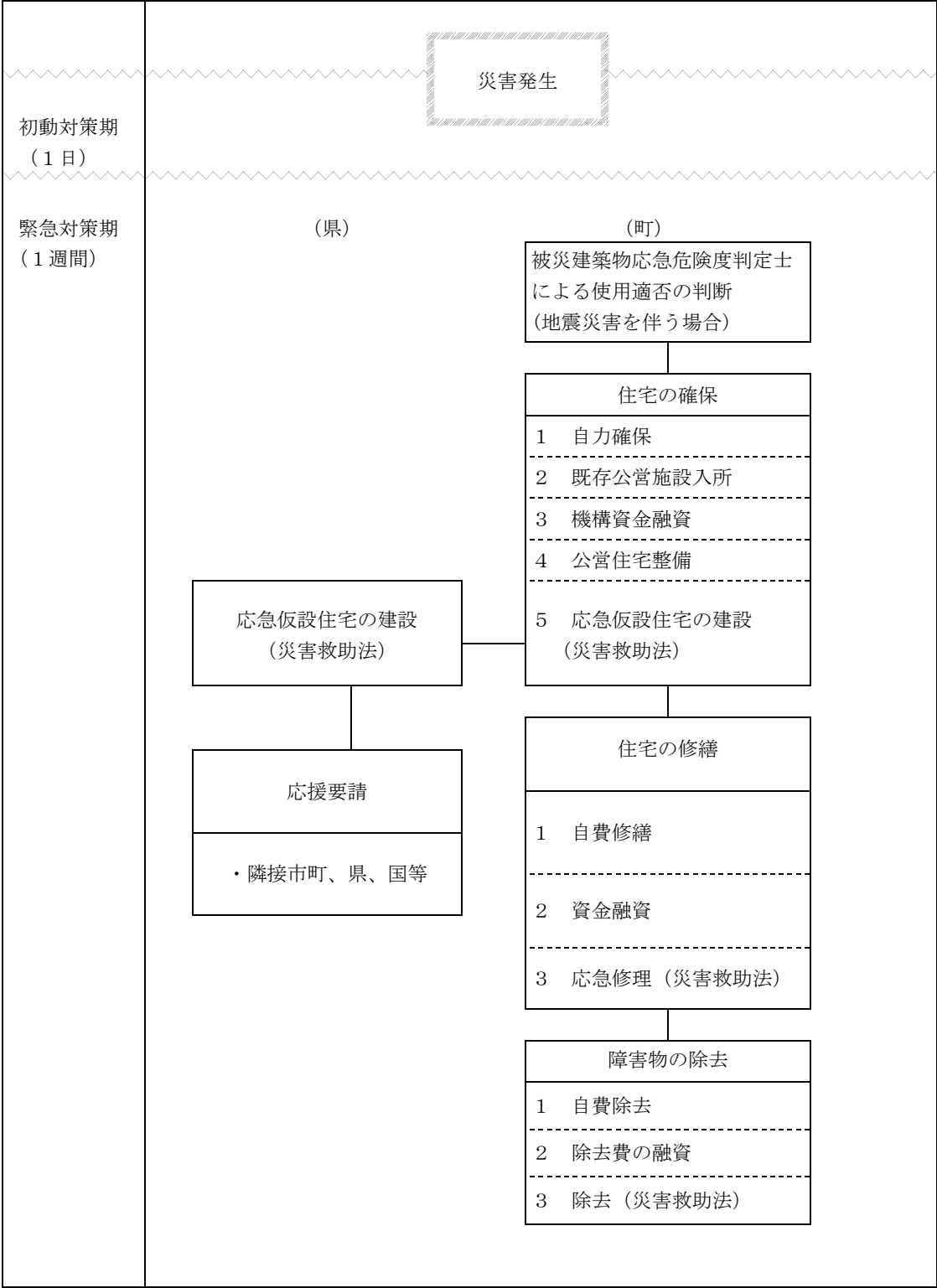
浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

町は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材は、あらかじめ備蓄しておく。

住宅の応急対策のフロー



1 基本方針

町は、津波によって家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応 急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、町は、あらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物数及び災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。

さらに、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

2 実施体制

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施（地震災害を伴う場合）

町は、災害対策本部本部班の被害調査チームを中心に「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し二次災害の防止に努める。

被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図る。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置含む）及び運営管理応急仮設住宅の建設は、町長が実施する。ただし、災害救助法を適用した場合は、知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受入に配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的に入居させるとともに、高齢者・障害者向けの仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

町は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条

件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法など、再建に向けた相談・助言を行う。

- (5) 町のみでは対応できない場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 応急仮設住宅入居者選考基準

入居対象者は、次の条件に該当する者とする。

- (1) 住家が次のいずれかの状態で居住できないこと

ア 全壊又は流出

イ 半壊又は大規模な損壊で若干の補修では居住できないもの（補修に相当の日数が必要なもの）

ウ がけ崩れや流出等の恐れのある住家で、避難勧告又は避難指示が出されているもの

エ 震災で道路が通行止めのためなど、住家へ入れない場合

オ その他特別な事情により住家にすむことができないと町が認めた場合

- (2) (1)の住家のほかに居住する住家がないものであること。

- (3) 自らの資金では住家（借家を含む。）を確保できないものであること。

4 応急修理対象世帯及び内容

- (1) 応急修理対象世帯

応急修理対象世帯は、次のすべての要件を満たす世帯とする。

ア 大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと。

イ 応急処理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

ウ 応急仮設住宅（民間借上げ住宅含む。）を利用しないこと。

- (2) 応急修理の内容

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所に限られる。

5 建設用地

災害の状況に応じ、町において適宜定めるものとする。

6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

7 住宅確保の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、第 20 節「避難誘導」の定めるところによる。

対 策 種 別 及 び 順 位			内 容
住 宅 の 確 保	1 自 力 確 保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既 施 存 設 公 入 営 所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人等の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入居要件該当者の優先入居
	3 機 金 構 融 資 資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには、資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公 宅 営 建 住 設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5 災 害 救 助 法 に よ る 仮 設 住 宅 建 設		大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資 金 融 資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	3 災 害 救 助 法 に よ る 応 急 修 理		生活能力が低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。
障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除 去 費 等 の 融 資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3 災 害 救 助 法 に よ る 除 去		生活能力の低い世帯のために県又は市町村が除去する。

(注) ① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付けの条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

② 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。

③ 「住宅の修繕」のうち、2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。

④ 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

8 その他

町は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係る罹災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

9 記録等

仮設住宅を設置し、又は住宅の応急処理をしたときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

(1) 応急仮設住宅を設置した場合

ア 救助実施記録日計簿

イ 応急仮設住宅台帳

ウ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

エ 応急仮設住宅使用貸借契約書

オ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書 等

カ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに

キ 工事原材料受払簿

ク 大工人夫等の出納簿

ケ 輸送簿等

(2) 住宅の応急修理をした場合

ア 救助実施記録日計票

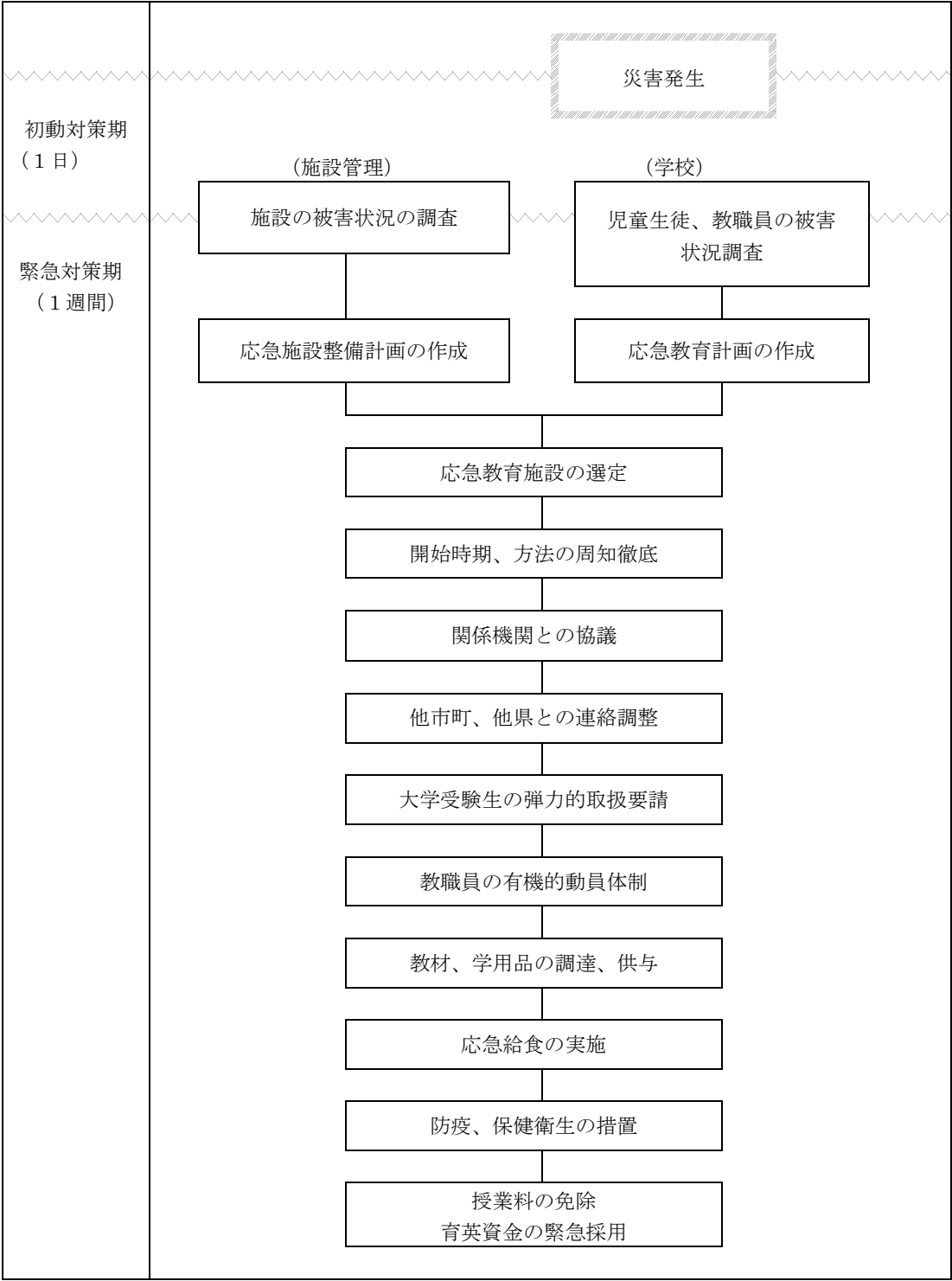
イ 住宅の応急修理記録簿

ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

応急教育対策のフロー

災害発生初動対策期



1 基本方針

教育委員会は、児童、生徒、教職員及び学校その他の文教施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 文教施設の応急復旧対策

文教施設の管理者は、被害を受けた場合は速やかに被害状況を調査し、教育委員会と連携を密にしながら、被災学校の授業開始のための応急施設整備計画を立て、社会教育施設等については、被災状況によっては施設ごとに再開計画を立て、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

(1) 文教施設の管理者は、被害の程度により又は学校が長期にわたり地域の避難場所として使用される場合は、個々の状況に応じ、次表の方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。（「学校施設利用計画」に準ずる。）

被 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	(1) 特別教室・屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
町内の大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

(2) 応急教育実施予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合は、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期、方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高等学校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるよう努める。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応

を実施するよう指導する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。

(2) 登下校時の安全確保

情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康管理

身体健康管理やこころのケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、教育委員会及び学校が、あらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法が適用された場合は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

7 給食措置

(1) 児童生徒の対策

町は、被害状況報告に基づき、県に対し災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行うとともに、速やかに応急給食を実施する。

(2) 物資対策

町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。

なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

8 保健衛生

教育委員会は、保健衛生班と密接な連絡をとり、本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」に従い、適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して、予防教育を行う。

また、災害の状況により、被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を保健衛生班の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、保健衛生班の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

9 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等から応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

10 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町又は町教育委員会経由で県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

その際、町又は町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

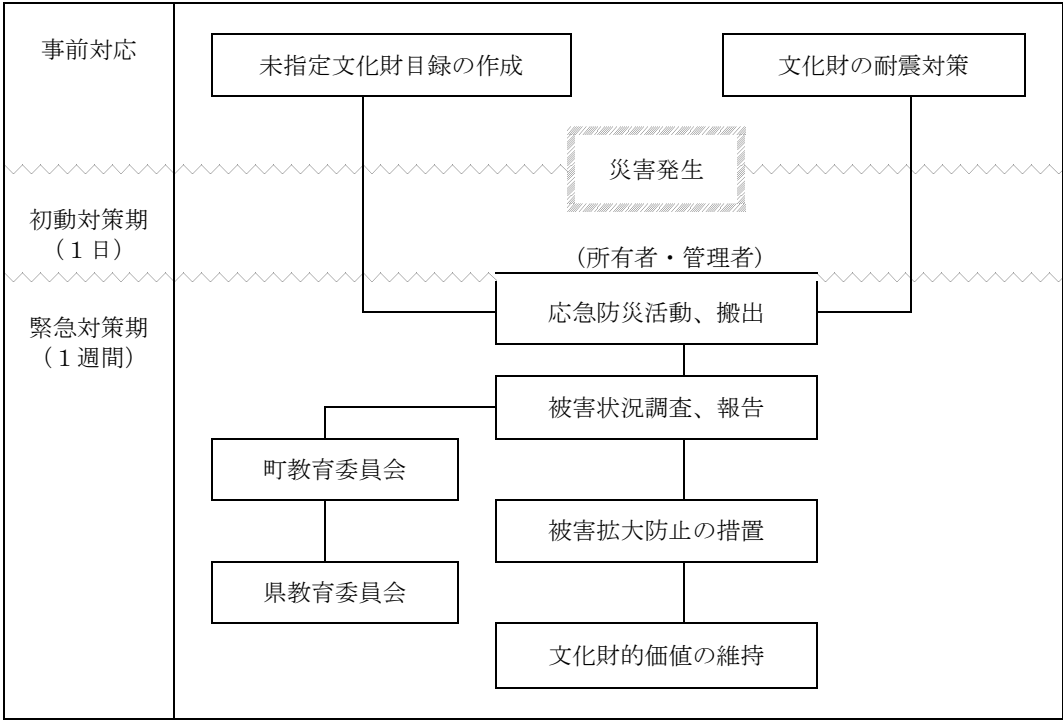
緊急を要する復旧事業が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

(4) 事前対策

教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

文化財対策フロー



11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、町など防災関係機関と十分に連携をとり、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開される場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

12 記録等

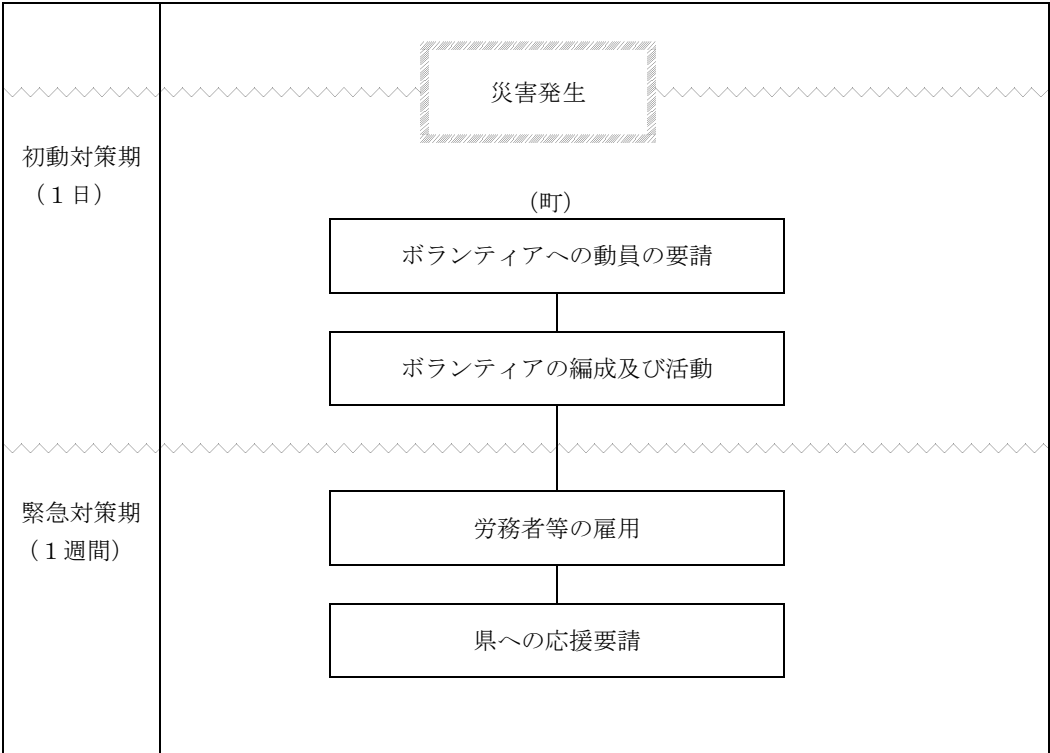
学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 学用品の給与状況記録簿
- (3) 学用品購入関係支払証拠書類
- (4) 備蓄物資払出証拠書類

第33節 労務供給計画

総務課、管理課、
ふれあい福祉課、住民課
いきいき健康課、関係各課

労務供給のフロー



1 基本方針

災害応急対策を実施するための必要な要員を確保し、応急対策を円滑確実に実施する。

2 動員等の順序

災害対策要員は、おおむね次の順序で動員等を行うものとする。

- (1) ボランティアの動員
- (2) 労務者の雇用
- (3) 労務者等の強制従事

3 応援要請

災害の程度によりボランティア、労務者等による作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を示し、県等に応援又は派遣の要請を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

4 ボランティアの編成及び活動

災害時において、ボランティアの編成及びボランティアが従事する作業は、おおむね次のとおりとする。

(1) ボランティアの編成

ボランティアは、おおむね次の団体等で編成する。また、平常時の組織等を考慮し、災害ボランティア活動の実態に即した編成をする。

- ア 地域の青年団、婦人会
- イ 各種ボランティア団体
- ウ その他有志

(2) ボランティアの作業

ボランティアは、主として次の作業に従事する。

- ア 炊出しその他災害救助活動の協力
- イ 災害応急対策用物資及び資材、生活必需物資等の支給作業の協力
- ウ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- エ その他被災住民のニーズに応じたボランティア活動

5 労務者等の雇用

災害応急対策の実施において、災害対策本部員及びボランティアの動員で不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、次のとおり労務者を雇用する。

(1) 労務者雇用の範囲

ア 罹災者の避難のための労務者

町長の指示による避難で、誘導労務者を必要とするとき。

イ 医療助産の移送労務者

医療救護班では処理できない重傷患者若しくは医療救護チームが到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者を病院又は診療所に運ぶための労務者又は医療救護班の移動に伴う労務者を必要とするとき。

ウ 罹災者の救出

罹災者を救出するための労務者を必要とするとき及びその救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に労務者を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水の供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に労務者を必要とするとき。

オ 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品の整理、輸送又は配付に労務者を必要とするとき。

カ 遺体の搜索、処理

遺体の搜索、その搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は遺体の洗浄、消毒等の処理又は遺体を仮安置所まで輸送するための人夫を必要とするとき。

キ その他の場合

上記以外の救助作業のために労務者の必要が生じたときは、次の事項を付して県へ申請する。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的又は救助種目
- (イ) 労務者の所要人数
- (ウ) 雇用を要する期間
- (エ) 理由
- (オ) 地域
- (2) 労務者雇用の期間

各救助の実施期間中とする。

6 労務者等に対する従事命令等

災害応急対策実施のための人員が、ボランティアの動員、労務者の雇用等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業（災害救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条 〃	知事、町長（委任を受けた場合のみ）
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	〃	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	〃	水防法第17条	水防管理者、消防機関の長

(2) 命令対象者

命令区分作業対象	対象者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事命令等の執行

強制従事の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他応急対策のための従事命令及び協力命令とする。

なお、警察官、海上保安官が従事命令を発した場合については、直ちに町長に通知する。

(4) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取消すときは、次の命令書を交付する。

- ア 災害救助法による従事、協力命令
- イ 同上命令の取消命令
- ウ 災害対策基本法による従事、協力命令
- エ 同上命令の変更命令
- オ 同上命令の取消命令

(5) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策の業務に従事した者で、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区 分	災害救助（知事命令）	災 害 対 策 基 本 法 （ 知 事 命 令 ）	町 長 等 の 命 令
基準 根拠	災害救助法施行令	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合理約
補償等の種類	療養扶助金、休業扶助金 障害扶助金、遺族扶助金 葬祭扶助金、打切扶助金	療養補償、休業補償、 障害補償、遺族補償、 葬祭補償、打切補償	療養補償、休業補償、 障害補償、遺族補償、 葬祭補償、打切補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	規約で定める額

7 記録簿

労務者を雇用したとき等は、次の書類、帳簿を整備しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 労務者雇上げ台帳

第4章 津波災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 公共施設の災害復旧

関係各課、防災関係機関

1 基本方針

津波災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、町長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧事業の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- サ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

津波災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、町は、国の災害査定が速やかに実施できるように努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行えるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実績効率を上げるように努める。

(6) 暴力団排除活動の徹底

輪島警察署は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

(7) 小規模災害の措置

公共土木施設災害復旧事業の対象とならない小規模な災害で、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、県又は町単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これからの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他事務を処理するための人員に不足が生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

(1) 町災害復旧事業

被災町において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派

遣を求めてこれに対処する。

この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第 33 条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市町は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

総務課

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。

関係機関は迅速な資料の提出等災害復旧事業費の早期決定に必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条）
- イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第 13 条）
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 14 条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 16 条）
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 17 条）
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第 19 条）
- エ 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による国の貸付の特例（激甚法第 20 条）
- オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第 21 条）
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第 22 条）
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第 24 条）
- ク 雇用保険法（昭和 41 年法律第 132 号）による休職者給付の支給に関する特例（激甚法第 25 条）

第3節 被災者への支援

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害発生後の町民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

なお、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について、指導あつせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給、損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進及び利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あつせんを行う。

3 住宅金融支援機構資金のあつせん

(1) 災害復興住宅資金

町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入れの促進を図る。

この場合、資金の融資を早くするために、町においては、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあつせんについて、町及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

4 生活福祉資金の貸付

津波災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支給するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、町の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

津波災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母

子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

6 災害援護資金の貸付

町は、穴水町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 13 号）の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）で定める災害により、被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

7 災害弔慰金等の支給

町は、穴水町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した住民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

8 災害障害見舞金の支給

町は、穴水町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

9 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に定める自然災害によりその生活基盤に 著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

10 制度の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、発生後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

1 基本方針

大津波の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失、環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、町及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 生活相談

(1) 町は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。

(2) 住宅再建に対する相談については、県、町及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

(3) 町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明書の交付

町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。

・町だけでは対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。

6 被災者に対する職業のあっせん

被災により職を失った者に対して、公共職業安定所に協力を求め、積極的に職業のあっせんを行う。

7 税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、被災者の納付すべき町税等について、条例等の規定に基づき申告、申請、請求及びその他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、町税等の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

町は、災害により住居を滅失し、又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等を整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失し、又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、町は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期整備を図る。

9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、町は国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

(1) 町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第5節 災害義援金及び義援物資の配分計画

観光交流課、企画課、会計課

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画を立て、確実かつ迅速に配分を行う。

2 支援物資の募集

町は、受入れを希望する義援物資を具体的に示した上で、募集するものとする。

また、県及び町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効果的に届く体制とする。

3 義援金及び義援物資の受付

義援金及び義援物資の受付は、「災害対策本部 事務分掌」の定めにより行うものとする。

4 義援金の配分

義援金の配分については、町が配分検討委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

町は、県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

6 義援物資保管場所

町の義援物資の集積拠点を B&G 体育館とする。

また、穴水小学校、向洋小学校、旧兜小学校、諸橋公民館を地区集積拠点とする。

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者や町民の意向を勘案して、迅速な現状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障害者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき町街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 復興計画の作成と進め方

(1) 大規模な津波により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県との連携等により、必要な体制を整備する。

(3) 町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、町民の安全を環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、高齢者、障害者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

(4) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(5) 町は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。

その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、穴水町地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講ずる。

第2節 災害予防対策

1 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講ずる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 町は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請することなどについてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 町は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて町民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 情報の収集・連絡

町は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

2 活動体制の確立

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

3 避難対策

- (1) 町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県は町に避難先等情報を示す。
- (3) 町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が予想される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必要物資の調達

町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、輪島警察署や道路管理者と連携し、代替となる輸送道路や輸送手段を確保する。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、穴水町地域防災計画の本編第4章及び各災害編の 災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。